

総合的人権施策の推進に向けて

市民社会が深化するにつれて、権力による人権侵害とともに、幼児虐待やドメステイック・バイオレンスといった社会の周辺的地位にある人々の権利を保障する必要性が出てきました。川崎市では、川崎市人権施策推進指針を策定するとともに、「子どもの権利条例」「男女平等かわさき条例」「川崎市人権オンブズパーソン条例」により、女性、こどもを含めた総合的な人権施策の推進に向けた取り組みを進めています。特集2では、こうした川崎の試みを紹介します。

総合的人権施策の推進と 川崎人権指針の役割

人権と共生のまちづくりが意味するもの

明治学院大学国際平和研究所特別所員

上村英明

1 世紀の転換点に「人権」を選んだ川崎

二〇〇一年は、二一世紀の最初の年であり、二〇世紀の最後の一〇年に日本ではIT革命によるばら色の社会がこの世紀には実現することとさら強調されたにもかかわらず、むしろ世界の流れはその予想と逆行しているように見える。筆者は、この八月三一目（九月七日まで南アフリカ・ダーバンで開催された国連主催の「反人種主義・人種差別撤廃世界会議」に出席したが、差別撤廃を目指した「ダーバン宣言と行動計画」は、会期の最終日になつても合意できず、異例の日程延長と合意できないパラグラフをすべて削除するという強引な手法によって、九月八日の夕方からうじて

採択された。この間、並行して開かれていたNGOフォーラムの会場ではパレスチナ人とユダヤ人のデモ隊が衝突し、また、米国政府とイスラエル政府は、九月三日、会議の流れがシオニズムに対し批判的だとして突如会場から退席した。今回のニューヨークでのデモ活動が、南アフリカにおけるこうした米国の行動と無縁であつたかどうかの確信はない。ともあれ、二一世紀の「人権保障」も「差別撤廃」も技術の進歩によつて解消されるわけではなく、依然として、地道な社会の改革が不可欠であることは自明であるようだ。

その点、川崎市がこの世紀の転換点に、人権保障の実現に取り組んできたことは、やはり注目に値する。たとえば、一九九九年（二月には川崎市の人権委員会と呼ぶに相応しい「かわさき人権啓発推進協議会」（筆者を含む



もちろん、「二世紀を「人権の世紀」と標榜する流れが、川崎以外に皆無だったとはいわない。法務省は、同じく「人権の世紀」をかかげて一九九七年には「人権擁護推進審議会」を設置し、一九九九年七月には「人権教育・啓発のあり方」に関する答申、二〇〇一年五月には「人権救済制度のあり方」に関する答申を発表した。また、一九九八年総務局に人権部を新設した東京都も、「世界に通用する普遍的な人権のスタンダード」を発信するためと称して、一九九九年二月「人権施策推進のあり方専門懇談会」を設置し、二世紀には具体的実施に取り組むべく、その提言を同年二二月にまとめ挙げている。(注1)

2 人権保障政策の推進

人権保障政策の が意味するもの

人権活動に従事しているとよく誤解され
ていると感じることがある。それは、人権の擁
護とは、人々の善意に期待する一方、善良な
人々の育成や教育を図る目的をもつ一種の道
徳運動と思われがちなことだ。例えば、高齢
者に親切で、女性に優しく、そして、子ども
に親しみをもつて接することが人権擁護の基
本と思われる場合が少なくなく、そして、日

政治的に利用してきた（注2）

しかし、現実の人権保障運動とはその逆の場合がほとんどである。むしろ、人権侵害の被害者の日の前や身近に善良な人々がいなくとも、あるいは、人権に関する無関心や悪意

が渦巻いていたとしても、すべての人々の人間としての最低限の、いわば不可侵の権利が保障される社会を形成することがその目的で

ある。たとえば、法や条例で、人権侵害に関する基準を作つて思わず泣き寝入りしてしまうような事件を公的な問題とし、人権救済の機関やシステムを整備してその被害者を具体的に救済し、あるいは、そうした制度によつて人権侵害を未然に防止することがその本質的な活動だといえる。つまり、人権問題とは「心の問題」であるばかりでなく、むしろ「社会制度の問題」にほかならない。

その意味では、残念ながら法務省の審議会が提言する人権救済機関は、第三者機関としての性格が著しく弱く、また、その理念として人権救済を法的規準や枠組みに基づくものと捉える視点も明確ではない。具体的にいえば、法務省の管轄下で審議会が救済問題を話し合つてゐるところ、一九九九年九月に小樽市などの公衆浴場が問題になつて以来、北海道のいくつかの自治体で、「外国人お断り」の表示を出した商店などの存在が大きな社会問題となつた。(注3)これに対し、法務省の人権擁護局は、表示の撤去を求める行政指導は行なつたが、完全に撤去させるまでには依然至つていない。なぜなら、各商店には「営業の自由」があり、人権侵害の救済はそのバランスの上ではしかできないというのが法務省の一貫した姿勢である。また、人権施策推進に関する提言をまとめた東京都では、その長である石原人発言(注4)に代表される民族差別発言をむしろ意図的とさえ思えるほどに繰り返しておる「人権オングルーヴン」が当面条例に従つて子どもと女性に関する人権問題を主たる対策第一師團創設記念式典でおこなつた「三国人発言」(注4)に代表される民族差別発言をむしろ意図的とさえ思えるほどに繰り返しておる「人権オングルーヴン」が当面条例に従つて子どもと女性に関する人権問題を主たる対

象とするよう、満足のいくものでも、課題のないものでもない。むしろ、「かわさき人権啓発推進協議会」での審議では、その創設から、市の人権政策に対する厳しい指摘と細かい実務的な改善の要望が遠慮なく討議されている。しかしながら、そうした課題を認めることにしても、川崎市が、外国人市民の権利や人権を擁護する市長直属の補助機関として、一九九六年の条例で全国に先駆けて「外国人市民代表者会議」を設置し、運営してきた歴史(注5)、あるいは、それ以前の「ふれあい図書館」の開設(一九八八年)、「市民オンブズマーニング制度」の実施(一九九〇年)、あるいは「職員採用国籍条項撤廃」(一九九六年)などの人権政策の蓄積(注6)は、その内容の点で、日本政府を含めて他の行政と比較しても誇るべきものとなっていることは否定できない。

たとえば、「川崎市人権施策推進指針」に体系化された川崎市の人権政策の特徴は、まず、人権侵害の被害者の救済に、具体的にあるいは実効的にどう取り組むかを明確にしている。「人権オンブズパーソン」の設置やこの機関が行政機関ばかりでなく、民間の事業者の人権侵害に対しても具体的行動を起こしうる点がこの特徴をよく表している。つまり、日本政府の人権施策の理念と異なり、この自治体では、人権擁護は「心の問題」だけではなく、改

3
人権と共生のまちづくりが
本当に意味しているもの

やや話は飛ぶようだが、川崎市の人権指針

注6

川崎市市民局「川崎市人権関連総括年表」
川崎市、一九九九年、一一一三頁

注5

岡本雅享「東京都知事による民族・人種差別の助長」(反差別国際運動日本委員会編『村上正直監修』)「市民が使う人種差別撤廃条約」解放出版社、二〇〇〇年、九七一九六頁
川崎市外国人市民代表者会議「川崎市外

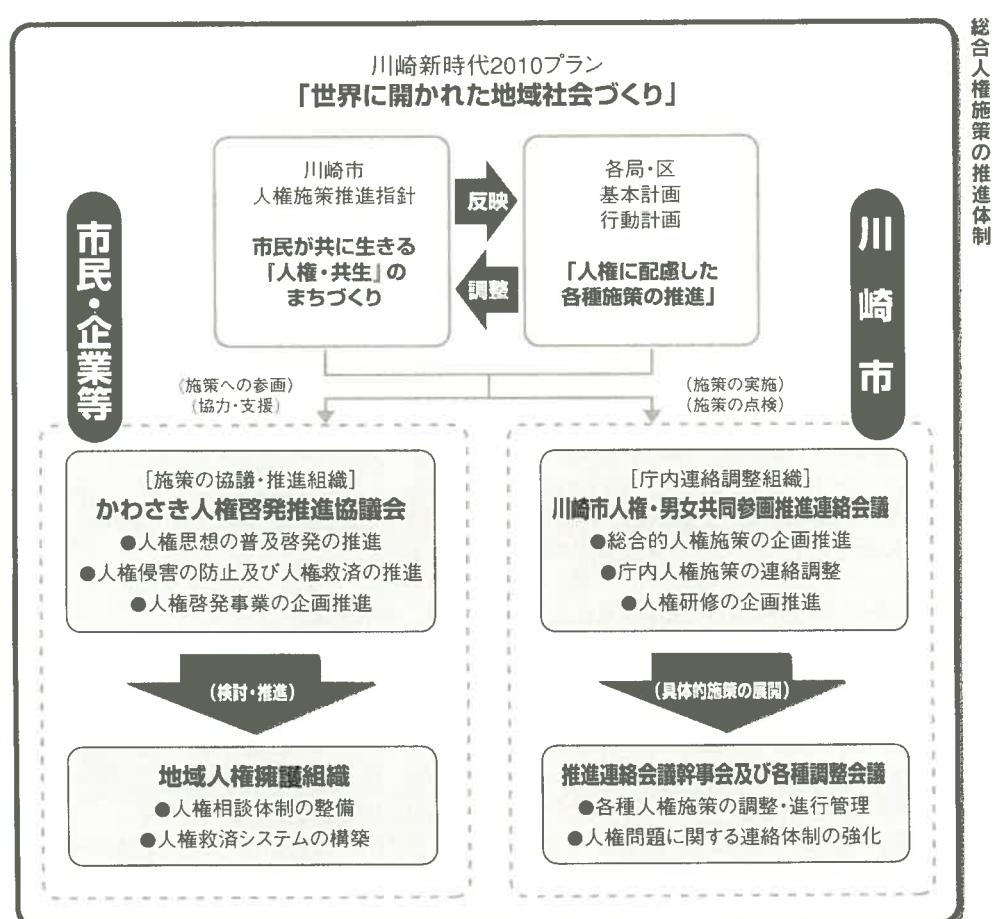
法務省、東京都のいずれの提言も、それ
のホームページからダウンロードで
できる。

にもNGOやNPOとの密接な協力が明記されている。一九九〇年代後半、ボランティア活動の重要性を行政が公的に認識するようになり、NGOやNPOの活動との「協力Ⅱパートナーシップ」が声高に呼ばれるようになつたことに説明は必要ないだろう。むしろ、NGOなどと言つた言葉さえなかつた時代にNGOをはじめた人間としては、確かに隔世の感がある。しかしである。その中で、誤解され始めたことは、NGOは公的機関に変わって住民のニーズに対応することのできるサービス提供組織であり、そこにボランティアとして参加することは社会の公共性に市民が目覚める機会として重要だという言説が広がっている。人権擁護を「心の問題」とするのと同じ文脈で、NGOやボランティアは「善意の公共活動」という位置付けである。しかし、忘れてならないことは、我々がNGOを一九八〇年代に組織した最大の目的は、それまでの公害運動などと同じく日本政府を含めた行政機関のチェックであった。言葉を代えれば、権力機構とは外部からのチェックなしにいつでも腐敗する組織であり、そのチェックの存在こそが市民社会の存在意義であると信じてきた。その意味では、現在、国際的にもまた国内的にも脚光を浴びている行政に代わるサービス提供者としてのNGOの存在意義は本来それほど大きいものではなく、また、その本質でもない。

その視点で、人権保障政策を考えた時、もうひとつ重要な視点を川崎市の実績の中から拾うことが可能となる。それは、人権政策ばかりでなく、一般に「社会制度の問題」を扱う時、市民は次のように行動すべきだということだ。まず、問題解決の第一段階では、これらの社会問題を公開でかつ透明性をもつ

て考えられるように、政策の規準設定を行なうことである。たとえば、法律や条例の制定、より身近な例でいえば、ガイドラインや勧告の作成などがその事例に当たるだろう。次に、こうした規準設定が成功すれば、そこに描かれている理念を実現するための新たな制度を設置することである。「人権オンブズバーソン」の設置などは、その典型的な事例といえるだろう。そして、規準が設定され、制度が設置された段階でもうひとつ重要なものがある。それは、その規準や制度の運営に、批判的な視点あるいは独立した立場から再び市民が関心を持ち、その過程に改めてコミットすることにほかならない。どのようにして制度も市民の監視なしに、よい活動を維持することはありえない。たとえ、自らが設置に関わった制度でさえ、その例外ではない。

「社会制度の問題」の解決には、行政に対する不断でたゆまぬ市民参加が不可欠であるといわざるをえない。もちろん、人権保障に関する規準が設定され、制度がスタートするこの時期こそ、改めてこうした規準や制度に市民が関心をもち、その運用に関わる必要が生じている。幸いなことに、「かわさき人権啓発推進協議会」の審議は、常に、市民参加あるいは当事者の参加を促進することを前提に話し合われてることを報告しておきたい。こうした過程には別の意義が存在する。それは、人権擁護の問題を「社会制度の問題」と認識し、その不斬の改善に取り組む努力は、民主主義そのものを存続させるプロセスにほかならないことだ。その意味での人権と共に生のまちづくりが川崎市で成功し、定着することは、米国のブッシュ政権によつて「民主主義」が大安売りされている今日、日本社会の「民主主義」の実現に直結する問題である。



自立・平等・快適 「男女平等かわさき条例」がめざすもの

市民局人権・男女共同参画室
町田智子

この一〇月一日からスタートした「男女平等かわさき条例」は、川崎のまちで男女平等を推進するための基本的な考え方や仕組みを定めた総合的な条例です（図1）。

今さらどうして男女の平等を条例で定める必要があるのか？ もう十分に女性は強くなつたのではないか？

「男女平等」という言葉を扱ったとき、このような様々なリアクションに出会うことがあります。

男女の平等を大切なことだと思っている人はたくさんいます。しかし、実際の生活の場面で、私たちはどれだけ男女平等の視点に敏感になつて、「その人らしさ、自分らしさ」を大切にしているでしょうか。また、どれだけ男女平等の社会の具体的イメージを描けるでしょか。

女性も男性も、一度しかない自分の人生は自分で生き方を決めて、ここちよく快適にくらしたい。

「男女平等」、「男女共同参画社会」とは、そんなふうにごく自然で、当たり前の考え方なのではないかと思います。

本稿では、この条例の制定経過や背景など

を含めて、その内容を紹介していきたいと思います。

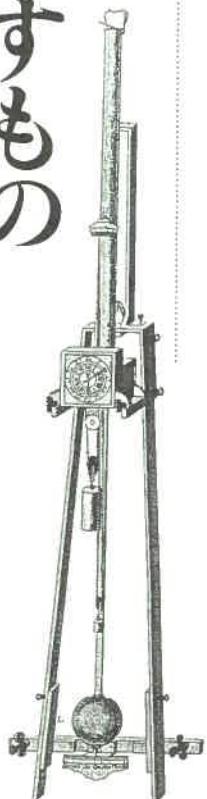
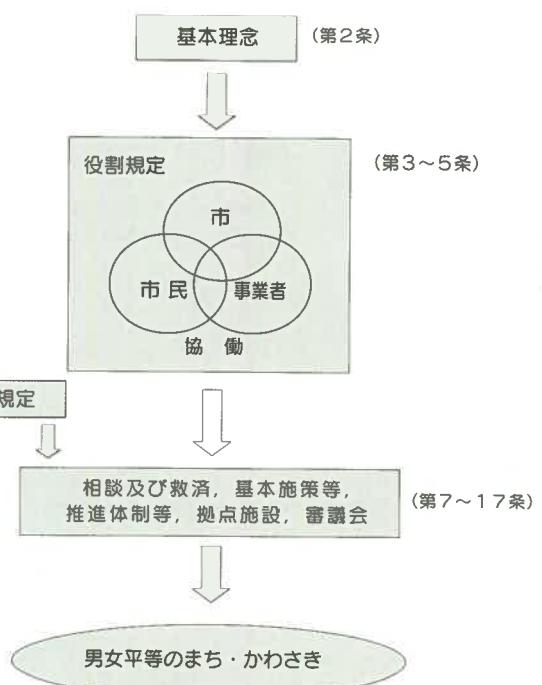
なぜ条例が必要なのか

川崎市は、総合計画「川崎新時代」（〇一〇〇プラン）の課題の一つとして「男女共同参画社会の形成」を掲げています。そして、この課題に具体的に取り組むため、平成七年一月に、新女性行動計画「かわさき男女平等推進プラン」を策定し、様々な男女平等推進の取り組みを進めてきました。

しかし、職場、家庭、学校、地域など様々な場で、依然として、本人の意欲や能力に関わりなく「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった固定的な役割を押し付ける慣行は根強く、性別による差別やセクシュアル・ハラスメント、女性に対する夫や恋人などからの暴力などに苦しむ市民も少なくなく、男女がともに自由で自立した存在として、お互いを尊重して生きているとはいえないのが現状です。

こうした現状を変えていくには、一人ひと

図1 「男女平等かわさき条例」の仕組み



と、そしてそれぞれが連携しあうことが不可欠であるといえます。そしてこの考え方は、役割規定と協働の理念として、この条例を大きく特徴づけるものとなっています。

一方、男女平等という概念の特性として「何が男女平等なのか」という考え方が多くあるという点が挙げられます。

また、これまでにも性別による差別の多くが文化や慣習という名のもとに正当化され、人権侵害として認知されてこなかったことに加えて、近年の法制度の整備などによって男女の平等（機会は均等であるということ）が規定されたことにより、男女平等にかかわる人権侵害が個人の能力の問題や個人間の問題とともに確認し、各々の役割を明らかにする必要がありました。

そして、地域の実情を受け止め、市が責任を持って施策を進め、市民、事業者とともに取り組んでいくこと。ここに、条例制定の意義がありました。

条例制定の背景 ～男女平等に関する川崎の実情～

「働く者のまち」といわれている川崎市ですが、女性の年齢別労働率を全国平均、大都市平均と比べると、二五～四四歳にかけて大きく低下する傾向が見られます（図2）。これは、出産や育児等のためにやむをえず離職す

る女性が多いためと思われますが、いわゆる「M字型」の特徴が顕著に現われ、これを区別に比較すると、区によつてかなりの差があることがわかっています。

また、平成一二年に実施した市民意識実態調査によれば、「職場での男女差別はある」と答えた女性は四二%で、男性の三一%を大きく上回っています。

セクシュアル・ハラスメントについても、これまでに「受けたことがある」とする市民は一三%（女性全体の二一%）であるという結果が出ています。

さらに近年、女性に対する夫や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンスまたはDV）が女性の人権にかかわる問題としてクローズアップされています。

ローズアップされていますが、同調査では、「暴力を受けたことがある」女性は九%（男性は二%）に達することが分かりました。このことは、社会におけるドメスティック・バイオレンスという言葉の認知度からすると、大きな数値であるといえます。川崎市が実施している女性総合相談「ハロー・ウイメンズ10番」においても、平成一二年度の相談件数一、七八四件のうち、暴力を主訴とする相談が一三四件（七・五%）となつており、この他に、夫婦の問題に関する相談三九七件のうちにも暴力問題が絡む事例が多く含まれていることが分かつています（図3）。

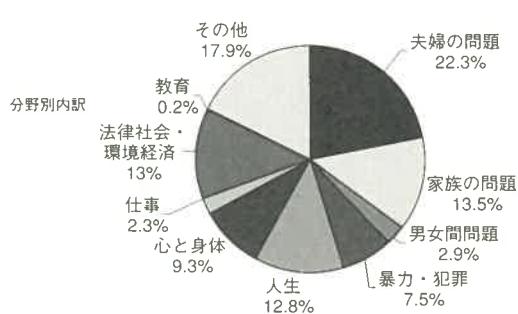
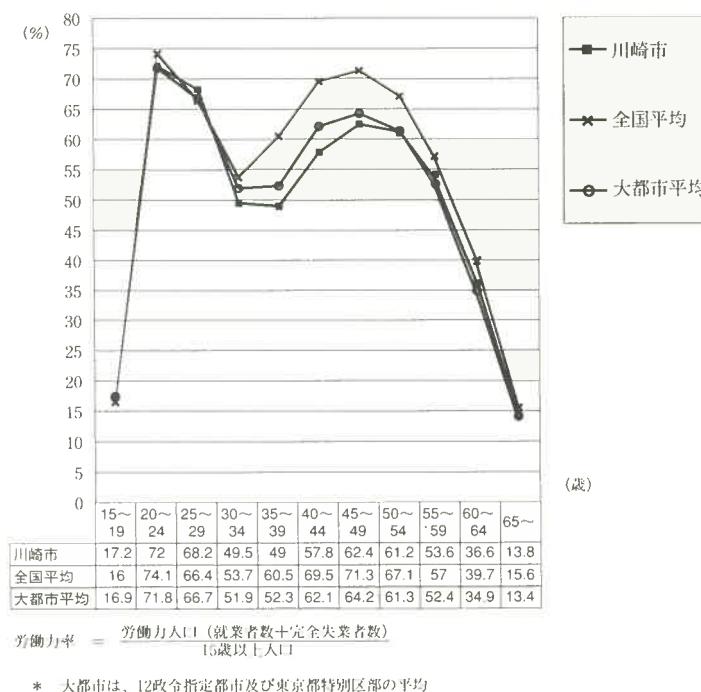


図2 年齢別・女性の労働力率

図3 女性総合相談「ハロー・ウイメンズ110番」平成12年度相談件数

条例制定の経過

「男女平等かわさき条例」は、市民が主体的に進めてきた男女平等の取り組みをはじめ、男女平等推進協議会（注2）や、男女平等に関する条例検討委員会（注3）での検討などを経て、本年四月に男女平等に関する条例検討委員会からの「川崎市における男女平等を推進するための条例について」報告を受け、その趣旨を尊重して、条例としてまとめたものです。

平成二二年六月に設置された川崎市男女平等に関する条例検討委員会（委員長・渡辺智子弁護士）は、男女平等にかかる人権侵害への対応については、統合的市民オンブズマン制度検討委員会で検討が進んでいることを考慮して、連携して条例のあり方について議論を進めることになりました。そして、審議の経過を中間報告書「（仮称）男女平等かわさき条例」検討骨子案としてまとめ、平成二三年二月から公表し、市民の意見を求めました（注3）。

その結果、市民からは、条例の全体あるいは部分に関する三〇五件もの意見が寄せられ、それに基づいて「骨子案」を随所で改定するとともに、報告書の中で、市民意見に対する委員会の考え方を示しました。

市民からいただいた意見をもとに条例に盛り込まれた内容としては、女性と男性の人権を尊重し、保障する基盤としての平和な社会（前文）、男女平等を推進する幅広い市民団体等とのパートナーシップ（第一二条・第一条等）、雇用の場における男女平等を推進するための「育児・介護等家庭生活等と職業生活を両立するための支援」（第五条）、学校

教育をはじめ、あらゆる教育の場における男女平等を推進するための学習に関する条件整備（第一一条へ）などが挙げられます。

市民からは、推進体制の充実や、性による差別に対する厳しい対応など、様々な意見をいただきました。川崎市は、こうした意見とこれからも向き合って、男女平等にかかる人権侵害に対応する救済施策の充実を図るとともに、そうした事例の背景をなしている社会構造における男女平等を阻む要因を積極的に取り除いていくことが求められているといえます。

条例の特徴・今後に向けて

「男女平等かわさき条例」は、前文と全二八条で構成されています。そして特にこの条例の特徴として挙げられるのが、

▽「自立」「平等」「快適」をキーワードとした基本理念（第二条）、▽市、市民及び事業者による協働の理念と役割規定（第三条～五条）、▽男女平等にかかる人権侵害の禁止（第六条）、川崎市人権オンブズバーソンに対応する男女平等にかかる人権侵害に対する相談及び救済（第七条）（注4）、▽参画の機会を積極的に提供する施策の推進（第一〇条）、▽拠点施設（男女共同参画センター）の位置付け（第十六条）です。

報告書では、「快適」という考え方について、次のようにまとめています。

（条例が描く川崎のまちは、そこをくらしの場

とする市民、労働の場とする市民、学びの場とする市民など、様々な思いをもつて生きている市民が、男女とも「子育てができる楽しむ」「性差別がなく気持ちよく働ける」「このまちで、仕事、家庭、地域社会のバランスをとつて楽しく人生を謳歌できる」と思える

ようなまちであるべきです。市民の自立も平等も、結局は、一度しかない人生を川崎の地で思い切り充実させて作り上げようという人間らしい欲求につながります。（中略）条例は、快適さを3つの柱の一つに考えています。それがとくに重要視されるのは、単に市民の毎日の生活が心地よい環境のなかで営まれるべきだということだけではなく、女性の人权が守られ、尊重されることを基本に据えた、人間性に立脚した男女平等の社会の快適さを求めるからにはなりません。）

二世紀は「人権の世紀」ともいわれています。

一人一人が自分の人生の主役として、個性と能力を發揮して自分らしく生きられる社会は、男性にとつても女性にとつても快適な社会であるはずです。

今後は、条例の基本理念について地域の中でも考え、市、市民及び事業者が市民一人ひとりの生活を大切にする男女平等推進の取り組みを着実に進めていくこと、言い換えればこの条例を地域の中に根付かせ、育てていこうことが、男女平等を実感できるのびやかな社会、「男女平等のまち・かわさき」の実現につながっていくのではないかでしょうか。

注1

（「かわさき男女平等推進プラン」の総合的な実施において必要な助言を得るために設置された機関。「男女平等オンブズマダラ」の設置に向けて」提言（一九九九年）、男女平等オンブズ制度も含みこんだ、より包括的で一般的な男女平等に関する条例の制定が必要であるという趣旨の「男女平等社会の実現に向けた条例の基本的な考え方について」提言（二〇〇〇年）などをを行っている。

注2

男女平等推進協議会の提言を踏まえ、男女平等に関する条例に盛り込むべき内容を具体的に審議するために設置された機関。

注3

検討骨子案はインターネットでも公表し、市民意見は平成二年二月一日から三月一四日までの期間、郵送、ファックス、電子メールなどで募集した。また、検討委員会主催の「市民のつどい」を開催している。なお、これらの内容は現在も、インターネットの川崎市市民局人権・男女共同参画室ホームページ内で公開している。

第七条は、人権オンブズバーソンにかかる規定であることから「市長が定める日から施行すること」としている。

川崎市人権オンブズパーソンの設置に向けて

市民オンブズマン事務局主幹

竹本康一郎

二〇〇一年第三回川崎市議会において、川

崎市人権オンブズパーソン条例は賛成多数で成立し、六月二九日平成一三年条例第一九号として公布された。ここでは本条例の成立にいたる経緯、その内容や意義、今後の課題等について述べてみたい。

1 人権オンブズパーソン制度の検討経過

(1) 川崎市の人権施策

川崎市の人権に関する施策についてみると、その基本理念は九二年に策定された「川崎市基本構想」に掲げられている。^(注1)この構想は翌年、本市の総合計画である「川崎新時代二〇一〇プラン」の中の基本目標とされた。^(注2)こうした理念・目標を具体的な施策とするため、九八年かわさき人権懇話会は「川崎市人権指針の策定に向けて」という報告書を市長に提出、これを受け市は二〇〇〇年一二月「川崎市人権施策推進指針」を策定、翌月発表した。その中では三つの基本理念をあげた上で、指針として四つの基本目標と九つの

分野別方針が掲げられている^(注3)。

(2) 個別分野についての人権施策

このような人権全般についての施策の検討とは別に、市の内部では二つの分野について人権施策の具体化が追求されていた。一つは子どもの権利条約の国会での批准（九四年）を受けた子どもの権利条例の制定であり、もう一つは女性差別撤廃条約の批准（八五年）、男女雇用機会均等法（八五年）、男女共同参画社会基本法（九九年）を受けた男女平等条例の制定である。

前者は九八年、市長が川崎市子どもの権利条例検討連絡会議に行つた諮問に対する答申「川崎市における子どもの権利保障をめざして川崎市子どもの権利に関する条例」の策定にあたって^(注4)が二〇〇〇年六月に提出され、これによつて条例案が策定され、二〇〇一年一月市議会において「川崎市子どもの権利に関する条例」として成立した。また後者につい

ては、男女平等推進協議会等によつて、女性差別に対する解決を図り、女性の権利を保護するための機関「男女平等オンブズマン制度研究会（以下「研究会」という。）」が設置されてこの課題の検討が委託された。

① 研究会の活動

研究会は、篠原一東京大学名誉教授（座長）、江橋崇法政大学教授（副座長）、小島聰法政大学助教授、人見剛東京都立大学教授、渡辺智子弁護士の五名で構成され、九九年七月から

注1

すべての市民が等しく人間として尊重されることが、自由で活気ある都市づくりの第一義的な条件です。市民はもとより、

川崎に集い、活動するすべての人の、人間としての尊厳、人権の確保をあらゆる施策の基本とします。

すべての人々が、国や地域、民族、文化、習慣など様々な違いを超えて、相互の人権を尊重し、平等な人間関係を築く地域社会を実現するため、人権感覚豊かな地域社会の形成をめざします。

II 基本理念
III 基本的視点に立つた人権意識の確立

あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止

市民自らが参画する人権施策の推進

IV 人権施策の指針

1 基本目標
2 防止
3 市民一人人が尊重され自由で活

いか？ また、すでに存在している市民オン

ブズマン制度と関連づけができるいか？ と

いう課題の検討である。この動きは九九年一月以降具体化され、川崎市統合的市民オンブズマン制度研究会（以下「研究会」という。）が設置されてこの課題の検討が委託された。

② 男女共同参画社会の形成と女性の社会参加の促進

③ 分野別方針

④ 子どもの権利の尊重と自立への支

援

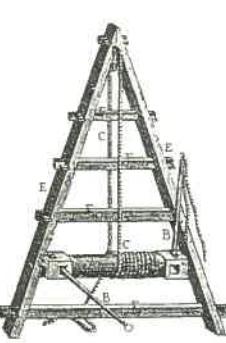
⑤ 男女共同参画社会の形成と女性の社会参加の促進

⑥ 同和問題の解決に向けた積極的な取り組み

⑦ 国外の人権施策の充実

⑧ 国内の歴史と文化をもつ市民の権利擁護

⑨ 各種の市民の権利の尊重とあらゆる差別の撤廃



翌年三月まで九回開催された。その研究の内容は、現行市民オンブズマン制度・子どもオーブズ・パーソン・男女平等オーブドの検討、東京都子どもの権利擁護委員会・神奈川県警性犯罪被害一一〇番・かながわ女性センターなど既存の制度が行っている人権擁護の活動の調査、これらによつて得られた知見に基づいた新たなオンブズマン制度のイメージやその職務権限、そのケースワーク活動などの調査・研究と今後さらに検討すべき課題を述べた「統合的市民オンブズマン制度」の調査・研究」としてまとめられた。

この検討課題を引き継いだのが二〇〇〇年六月に発足した統合的市民オンブズマン制度検討委員会（以下「検討委員会」）である。

② 検討委員会の活動

検討委員会は前述の研究会と同一のメンバーで構成され（第四回から吉田恒雄駿河台大学教授が加わった）、市長からの委嘱を受けたいわば私的諮問機関として八回開催され、二〇〇一年四月に「人権が尊重される地域社会を目指して一川崎市人権オンブズパーソンの設置による統合的オンブズマン制度の構築に関する提言」（以下「提言」）が市長に提出された。（注4）

③ 提言の内容

提言は二部構成となつていて、第一部においては、(a)市民から人権侵害に関する相談や申立てを受け、救済することを目的とする新たなオンブズマンを川崎市に設置し、これを人権オンブズパーソン（注5）とすること、(b)そのオンブズ・パーソンは様々な人権侵害からの救済を最終的には目的とするが、当面はすでに条件整備が図られ市としての施策が求められている、子どもの権利の侵害と男女平等に関する人権の侵害を扱うこと、

(c) 「市民間に生じる様々な人権侵害を救済すること」と行政に対して市民の権利を擁護すること、この二つの機能をあわせた新たな制度を『統合的オンブズマン制度』として構築すること、「(d)それぞれの制度を条例によって設ける、即ち既存の市民オンブズマン条例に加えて新たに人権オンブズパーソンを条例化すること、としている。」(八頁)

その主なものをあげておく。

オンブズパーソンの取り扱う人権の分野について管轄とし（第二条）、将来に向けてその拡大の方向を示した（附則第三条）。オンブズパーソンの定数は二人、その選任については市長が議会の同意を得て委嘱し、任期は三年。一期に限り再任可とした（第八条）。オンブズパーソンの活動の内容として、対象が市の機関である場合は現行の市民オンブズマンと同様とし（第一八・一九条）、両者の共同勧告等も規定した（第二〇条）。対象が市の機関以外のもの場合には、調査等についてその協力を求めることができるとし、必要に応じてあつせんその他の調整を行うものとした（第二

提言をまとめるにあたって、それまで使われていた「統合的市民オンブズマン制度」という名称を「統合的オンブズマン制度」に統一することとされた。

「オンブズバーソン」という名称の使用については、英語圏での意匠的な造語であるとして批判もあるが（例えば、篠原信山社九九年七月六・七七頁）、男女平等に関する人権侵害も扱うオンブズマン（本来、性別にかかわらない役職名）ということで、提言委員会の委員長を希望もあり、この名称を使いこととなつた。（提言の八頁を参照されたい。）

提言ではオンブズバーソン自らが公表を行うとされていた。提言の条例化にあつて唯一の変更点といつてよい。公表について、自治体の長としての責任・地域への影響力・オンブズバーソンの附属機能としての性格（限界）から変更したものである。

2 人権オンブズパーソン制度

(1) 提言から条例へ

なるがその選択は制度の趣旨・相違等を十分教示した上で市民にゆだね、同一事案を双方で扱うことには避けなければならないが、両者の連携により市に共同で勧告・意見表明等を行うなど統合的オンブズマン制度の実効性をあげなければならない（一三頁）として、具体的な機能としての統合的オンブズマン制度の意義づけを行っている。

(2)制度の意義
1(3)①で述べた「研究」の「はじめに」で
研究会座長の篠原一東京大学名誉教授は大略
次のように述べている。¹⁾

③ 提言の内容

提言は二部構成となつてゐる。

前述した「提言」を基に「人権オンブズバー
ソン条例案」が策定され、はじめにのべたと
おり市議会で成立した。

になつた（国家の自己内省性）。「しかし、近代社会が進展するにつれ、市民社会における諸組織や人間関係、あるいはその基礎単位である家族の行動にさえ、何らかの公共的関与がのぞまれるようになつた」この役割を果たすものが専門オンブズマンである（市民社会の自己内省性）。

ここで述べられている専門オンブズマン（ある特定の分野を扱うオンブズマン）の一つが

川崎市の人権オンブズパーソンである。ただし、本市の場合は単に特定の分野を担当する

オンブズマンというだけでなく、一方で行政監視を行うオンブズマンも視野に入れながら、人権全般を扱うオンブズマンを制度化しようとするところにそのユニークさも制度設計の困難さも存在している。

現在、日本には人権侵害事案については司法制度の他にも様々な裁判外紛争処理制度が

存在している。しかし、そのような中で川崎市があえて人権オンブズパーソンを設置しようとするのは、市民が人権侵害についてより

身近で簡易に相談したり申立てを行ったりできるためである。こうした相談や申立てをオンラインブズパーソンという行政から独立した第三者性をもつた人格が、相談者・申立人の自主的な解決を前提としながら、非権力的な手法によって事案の解決にあたることによって、二次的な人権被害の発生を防ぎ、市民相互が人権を尊重しあえる地域社会づくりに資する

こととなる。

(3)今後の課題

条例は成立したが、いまだ施行には至っていない。今後とも国・県・市町村といった公的機関はもとより、NPO・NGOなどの民間の団体とも有機的な連携を図り、人権オンブズパーソンの選任議案を議会に提案して制度をスタートさせなければならない。

子どもの権利委員会

特集2 総合的人権施策の推進に向けて

市における子どもの状況や子どもに関する施策を検証する仕組み

市民局人権男女共同参画室子どもの権利担当主幹

土屋和彦

1 川崎市子どもの権利に関する条例

また、この条例は、案作りの初めから多くの市民や子どもたちと一緒に参加し考えしていく中で生まれたという点に大きな特色があります。取り組みが始まつた平成一〇年九月から答申（「川崎市における子どもの権利保障をめざして」川崎市子ども権利条例検討連絡会議）が出された平成一二年六月までに市民や子どもたちが参加した会合は二〇〇回を越えています。

全国で初めての子どもの権利に関する総合的な条例である「川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）」は、昨年（平成一二年）一二月の川崎市議会において全会一致で可決成立し、本年四月から施行されています。

こうして多くの方たちの努力でできあがつ

2 条例実効の仕組みとしての「子どもの権利委員会」

では、実効性をもたらせるためには行政としてどうすればいいのか。

この条例は総合的なものをを目指しているために、条例の中に子どもの権利の保障を図ることとなる。



ための理念と具体的な施策が含まれています。

したがって、この理念について市職員や市民・子ども達が理解を深められるように広報・宣伝に努めることが、条例を実効性あるものにする有効な手段であり、現在機会を捉えては、市の広報誌はもとより全国紙や雑誌などの様々な媒体を使った広報、各種団体の研修会などをとおしてこれに努めています。さらに、条例に基づく具体的な施策の中にも、この条例を実効性あるものとするための仕組みが用意されていて、その柱となるのが第七章の子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という）です。

3 権利委員会の役割

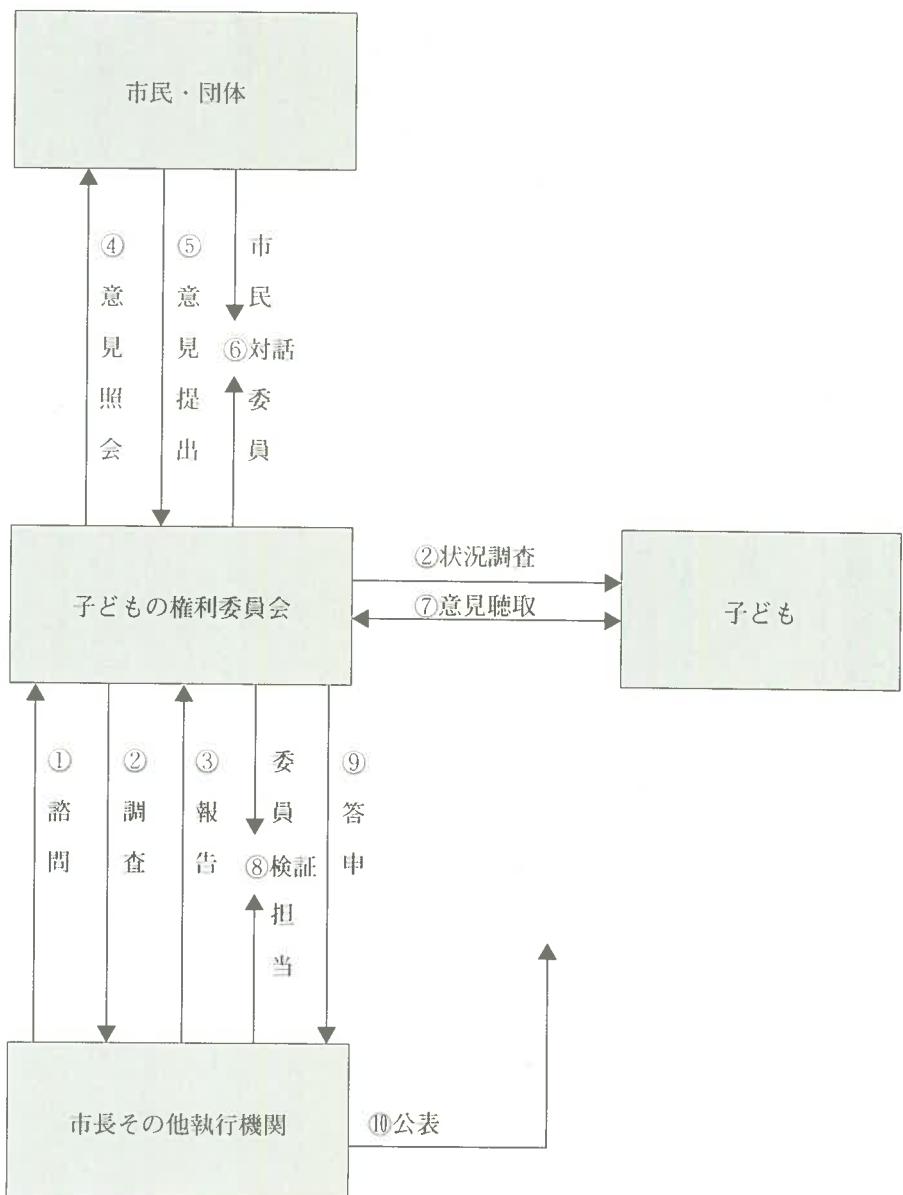
それでは、権利委員会が条例の実効性を担保する上で果たす役割とは、具体的にどのようなものなのかを考えてみます。

条例上では、この権利委員会に二つの大切な役割を規定しています。

一つ目が第三六条の、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるよう市が策定する子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）への意見表明です。

条例案作りで市民や子どもの参加を大切にしたように、できあがった条例には、育ち・学ぶ施設における取り組みや子ども会議の運営などにおいて参加者の自主性を尊重する規定を設けています。権利委員会の運営も互選によって選ばれた委員長が権利委員会に諮つて定めることになります（規則第三条及び第七条）。そのため権利委員会が、行動計画に対する意見をどの段階でどのような形で表明するのかは、権利委員会に委ねられています。二つ目が第三九条の、子どもの権利の保障

図1 子どもの権利委員会による検証の仕組み



状況に関する検証です。

この検証の仕組みは、条例で規定していくますが、図解すると図1のようになります。

- ①まず、市長その他の執行機関が権利委員会に対して諮詢をします。
- ②権利委員会は、この諮詢を受けて、市の子どもたちの状況や子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査します。
- ③調査に当たっては、市長その他の執行機関が自己評価するための評価項目や必要事項について権利委員会が提示します。
- ④市長その他の執行機関は、提示された評価項目や必要事項について評価等を行い、権利委員会に結果を報告します。
- ⑤権利委員会は、報告されたものを市民あるいは市民団体に意見照会し、
- ⑥意見をもらい、
- ⑦同時に、権利委員会は、子どもからも聴き取りなどの方法で意見を得られるようにします。
- ⑧その上で権利委員会は、市長その他執行機関の担当者と問題点等を話し合いながら検証を行います。
- ⑨権利委員会は、市長その他執行機関に検証の結果を答申します。
- ⑩市長その他執行機関は、権利委員会の答申を尊重し、必要があれば措置を講じ、答申および講じた措置について公表します。
- ⑪～⑫の手続きでも分かるように、この検証の仕組みは、権利委員会が市民・子ども・行政と一緒にになって作り上げていくものであり、単に結果のみを公表するのではなく、検証の過程においても全ての関係者が協働することを実効性をもたらすことを目指したものです。

4 権利委員会への諮詢事項

第一期の権利委員会への諮詢事項は、「二つのあります。一つは「子どもの権利に関する行動計画への意見」で、二つ目が「子どもの参加の検証」です。子どもの参加は、条例で規定している七つの権利の一つで、その意義と促進するための具体的な制度について第四章で改めて規定しています。これは、子どもの参加が条例のねらいとする基本的事項の一つであるという考えに立っているからです。全庁的な連絡調整のために設置した子どもの権利施策推進部会で協議の上で、市として「子どもの参加の検証」を諮詢事項としました。

5 権利委員会の委員の構成

前述したように、権利委員会は自主的に運営されますので、機能するためには、委員の果たす役割が重要になります。特に、第一期の委員は、今後の権利委員会のあり方に及ぼす影響も大きいと考えられますので、選考のねらいについて述べてみます。

権利委員会の委員には、子どもの権利保障に積極的に取り組もうとする熱意がもつとも要求されます。

つきに、権利委員会の役割の一つが、市の子どもに関する施策の検証である以上、権利委員会は第三者機関として市民や子どもに認知されることが大切です。委員の男女比や専門分野などの全体的バランスを考える必要があります。

また、諮詢に対する、権利委員会の中で論議し、市民・子どもと対話しながら答申をまとめていくためには、自分の考えを明確に相

手に伝え、相手の考え方を聞き、場合によっては自分の意見に固執しないで、全体をまとめようとする意志も要求されます。

こうした点を踏まえ、「子どもの権利委員会委員選考委員会」を開催し、学識経験のある者八人と市民一人の委員を選びました。

学識経験のある委員は、憲法・国際人権法、教育法、児童福祉法及び教育行政学の研究者四人とNGO代表者、小児科の医師、障害児問題のカウンセラー及び児童虐待に取り組んでいる弁護士の実践者四人です。

また、市民のうちから委嘱される委員は、川崎市子どもの権利委員会規則(平成二三年川崎市規則第五五号)以下「規則」という。で公募によるものと定められていますが、第一期の委員としては一人(男女各一人)を選考しました。

6 おわりに

以上見てきたように、市における子どもの状況や子どもに関する施策を検証する仕組みである権利委員会は、同時に条例の実効性を担保する仕組みでもあり、その中に自主性の尊重と市民参加の推進という条例づくりにおける基本的な考え方を貫して保持しています。

したがって、権利委員会というシステムを機能させることは、第一期の委員と子どもを含めた市民と行政との今後の協働に委ねられています。



本市の政策展開から①

小学校施設を活用し、放課後や学校休業日に行う児童の健全育成事業、既存の市営住宅の活用に向けた「川崎市公営住宅ストック総合活用計画」といった既存の施設活用施策を紹介します。また、市政情報をどのように市民に提供するか、市の政策展開に関する市民意識をどのように反映させて行くべきかについて、財政、水道という切り口で川崎の試みを取り上げます。

地域のなかで共生・共育

小学校施設を活用したわくわく「プラザ」事業

市民局地域生活部青少年企画担当主査

玉井一彦

1 遊びの思い出

三〇年前、私は、当時の埼玉県浦和市で小学生時代を育ち過ごした。家の近隣に大きな団地ができるこにより、私の周りには常に子どもの声がこだまし、その声に引き寄せられ、よく遊びまわった。子ども達の声の輪は、小学校高学年ぐらいのお兄さんから、自分より年下の幼稚園生ぐらいの年齢まで様々だった。誰というわけではな

いが、その日その日のリーダーがいて、缶

蹴りや鬼ごっこ、チーム対抗のかけっこ、

近くの川や沼でのカエルやザリガニ採り、

紙飛行機作りなどをして日が暮れるまで遊

んだ。遊びは、自然に伝授されるものだっ

た。中学生の時に埼玉県を離れ、現在は川

崎に住んでいる。最近残念な話を耳にした。以前通っていた埼玉県の小学校は、廃校になつたとのこと。要因は、築三〇年を超えた団地の住人の高齢化が進み、学区内の児童が極端に減つたことらしい。六年間過ごした小学校が無くなつてしまつたと同時に、あれほど子どもの声がこだましていた学校や公園に、子どもの姿がなくなつてしまつたかと思うと一抹の寂しさを感じる。

2 青少年問題協議会からの意見具申 と青少年プランの策定

本市には、法に基づく川崎市青少年問題

協議会があり、メンバーは、学識経験者、

市議会議員、行政機関・関係団体から選出された委員で構成されている。平成二年

ただくことにして、ここでは概要などを簡単に紹介させていただく。

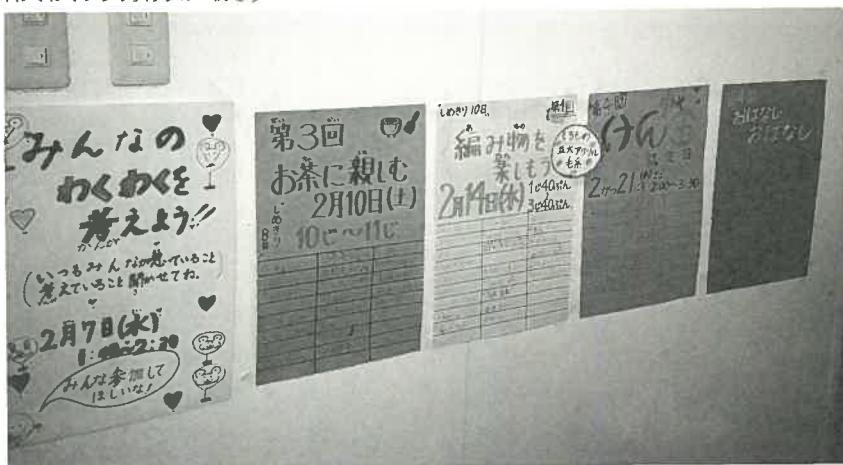
まず、青少年のおられた現状として、少子化・核家族化等による体験すべき人間関係の希薄化、孤食の増加、子どもを地域で育てる力の低下がもたらす学校への依存、自然との触れ合い、生活における実体験の減少などが挙げられている。今思い返してみると、私の子どものころは恵まれた環境だと感じた。

また、女性の社会進出は、フルタイム労働者だけに限らず、NPOやボランティア活動などへの参加に、今後より一層の増加が予測され、男女共同参画社会への支援策が必要な状況となつていて。このような状況に対応する課題として、家庭における教育力の向上、開かれた学校づくりと地域人材の活用、地域における教育力の向上等が挙げられる。

このためには、地域社会の中で、親と子が、大人と子どもが、共に生き（共生）、共に育ちあう（共育）豊かなまち（川崎）づくりをめざし、さらに青少年が主体的に「生きる力」「創造性豊かな心」「共感する心」を育てるための支援をし、また育ちあうことにより、大人も子どもも自らが成長する場づくりが求められている。

この目標を実現するため、プランでは幾つかの柱となる施策があり、このうちの一つに「家庭・学校・地域における教育力（共育力）の向上」がある。この三者を連携させることで地域活力の構築を図ることを目指したものである。

3 「わくわく「プラザ」事業の実施



この施策の具体的な対応として、「わくわくプラザ（小学校施設を活用した児童の健全育成事業）」は、モデル事業として各校計七校が平成二二年の秋からスタートした。モデル事業であるのは、本格実施を行うにあたり、ソフト・ハードの内容を検証し、あるべき方向性を見出すためである。この事業は、小学校施設を活用して、放課後や学校休業日も含め、当該校の希望する全ての児童に、遊び等を提供し、豊かな生活体験を通じて生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育てるために支援することを目的としている。



ボランティアによる「お茶」に親しむ活動です



学校外での活動もあります

具体的には、授業が終了した後や休業日に、プラザ室を含め小学校の施設を活用して、遊びや集団活動、文化・スポーツ的活動等、同じ学年や異年齢間の交流を促進し、仲間づくりを支援する事業である。対象は、モデル実施している小学校の一年生から六年生までである。活動場所は、校舎内の再転用可能教室（いわゆる余裕教室）などを活用するプラザ室を活動拠点とし、校庭や体育館など利用可能な学校施設を活動場所としている。現在の活動は、スタッフ・リーダー（非常勤職員）とサポートター（アルバイト）が中心となり、児童の参画を図り、地域のボランティア等の協力を得ながら企画運営を行っている。

「わくわくプラザ」を利用する子どもは、その日ごとに、保護者と約束をし、学校の授業が終わると、プラザ室にランドセルを背負ったまま直接行く。「わくわくプラザ」に着いたら参加カードと呼ばれる連絡帳をスタッフに渡す。後はランドセルや荷物を置いて保護者と約束した利用時間までスタッフと共に活動する。参加カードには、保護者によつて「わくわくプラザ」から帰る時間が記入されている。利用できる時間は、午後六時までとなつており、帰宅時間を把握するため、「参加カード」を受け取り帰宅することになる。給食のない日は、お弁当を持参しプラザ室で昼食をとることもできる。またおやつを希望する児童には、おやつを実費にて提供している。

事業開始から一年近く経過したので振り返つてみたい。まず、「わくわくプラザ」は、教育委員会との連携事業とはいえ、実施主体は市民局である。学校としては、教育目的以外の事業が、放課後の教員がいる時間帯に、同じ児童全員を対象として実施されることになる。今までの学校教育の歴

史が支援している。また他のプラザでは、全校児童の授業が、四校時までとなる水曜日に、保護者のボランティアグループが、子ども達に絵本の読み聞かせや体育館でのボール遊びなどの活動を行つて。ボランティアも運営に参画し、プラザを地域で支えていくという意識の醸成がなされてきている。

4 他都市の事業実施状況

このような全ての小学生を対象とし、小学校施設を活用した児童の健全育成事業は、近年他都市でも実施されており、大阪市や横浜市などが先駆的な例として取り上げられる。表1は、本市と両市の比較である。これからもわかるように、両市の特徴は、事業が公設民営で運営されていることである。他にも名古屋市の「トワイライトスクール」、東京都世田谷区の「新BOP（ボップ、ベース・オブ・ブレイングの略）」など、目的が類似した事業は多数あるが、実施は、いずれも教育委員会となつて。これは、小学校が教育委員会の所管であり、管理面から事業実施がしやすいためであると思われる。

5 一年を経過して

表1 「わくわくプラザ」類似事業（全児童対策事業）他都市実施状況

実施事業名称	川崎市	横浜市	大阪市
事業実施主体	わくわくプラザ 市民局	はまっ子ふれあいスクール 運営委員会	児童いきいき放課後事業 財団法人大阪市教育振興公社 各実施校では「いきいき」活動実行委員会
事業実施所管課	市民局青少年企画担当	教育委員会生涯学習課	教育委員会指導部管理課
事業実施開始	平成12年	平成6年	平成4年
実施箇所数	各区1施設、計7施設	市内全小学校	市内全小学校
事業目的	当該校の全ての児童が、心から遊びなどを楽しみ、分け隔てなく交流し、仲間づくりや互いに理解しあえる関係を築くとともに、地域の人々との関わりを求め、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を創造するために、モデルとしての事業を実施する。	児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、児童が通い慣れている学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進し、もって児童の健全育成を図る。	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を含む本市児童が「遊び」を心から楽しめるよう、遊びの空間と時間を確保し、学年を超えた児童集団を形成し、遊び方の伝承や工夫を行い、その中で児童自らが主体的にいきいきとたくましく生きる力をはぐくめるよう、学校と地域の協力のもとに実施する。
職員体制（基本）	非常勤職員1名+臨時職員3名	3名	非常勤職員2名+臨時職員数名
対象児童	1年生から6年生まで	1年生から6年生まで	1年生から6年生まで
施設の定員	なし	なし	なし
利用するための要件	なし	なし	なし
保護者の経費負担	基本的な利用についてはなし	基本的な利用についてはなし	基本的な利用についてはなし
実施日	年末年始、日曜、祝日以外	年末年始、日曜、祝日以外	年末年始、日曜、祝日以外
平日の実施時間	放課後から18時間まで	放課後から18時間まで	放課後から18時間まで
学校休業日	8時30分から18時まで	9時から18時まで	9時から18時まで
活動内容	児童が自ら考え主体的に判断し、行動できる力を身につけられるよう、児童の自主性を尊重するとともに、仲間づくりや各種行事への参加を働きかけるなど、遊びを中心とした健全育成活動を行なう。	児童の自主的な遊びを中心とする	子ども自らが、自主的にいきいきと伸びようとする活動を創造し、実施。

史からは、想像が出来ないことだろう。さるに新規事業ということで、実際の事業展開にも不安要素があるのかもしれない。文部科学省は、開かれた学校を目指し、再転用可能教室の開放を推進してはいるのだが、学校現場とでは温度差がある。

次に、他都市では、学校の児童数の約三割が登録、学校の児童数の約一割から二割が利用児童数であり、利用児童は低学年が多く、高学年になるにつれ減少傾向とのことである。本市でも同様の傾向がある。表2から「わくわくプラザ」への登録児童数は、事業開始当初や年度当初は、実施内容の様子を見てから登録し利用する傾向があつたが、その後徐々に増加し、平成一三年八月には、学校の児童の半数が登録するにまで至った。これも、各施設で児童の活動を支えるスタッフ、保護者、ボランティアの努力の結果であると思われる。そして、モデル校となっている学校、連携している教育委員会など様々な組織・人的要素が密接に結びつき事業実施されており、どれが欠けても円滑に事業が推進されないことを思うと、人を育て事業を育てることが容易なことではないことを痛感した。

この事業に限つたことではないが、本市の財政状況が非常に厳しい中での新規事業ということで、少ない予算をどう有効に使うかといった厳しい状況もある。

また、施設の運営が軌道に乗り、子ども達にとって魅力ある「わくわくプラザ」になるにつれ、利用児童数も多くなってきている。プラザ室は活動の拠点であつて、プラザ室だけが活動の場ではないが、施設によっては一日の利用児童数が、全校児童の三割近い一〇〇人を越えるような状況もあ

表2 「わくわくプラザ」モデル7校における登録児童の推移

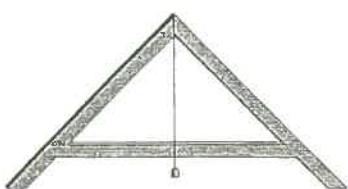
年月日	モデル7校の 学校児童数①	わくわくプラザ 登録児童数②	登録の比率 (②/①)
平成12年11月1日	3,005人	1,015人	33.8%
平成12年12月1日	3,009人	1,199人	39.8%
平成13年1月1日	3,008人	1,255人	41.7%
平成13年2月1日	3,008人	1,291人	42.9%
平成13年3月1日	3,008人	1,333人	44.3%
平成13年4月1日	3,023人	1,104人	36.5%
平成13年5月1日	3,025人	1,382人	45.7%
平成13年6月1日	3,021人	1,465人	48.5%
平成13年7月1日	3,024人	1,502人	49.7%
平成13年8月1日	3,020人	1,533人	50.8%

「わくわくプラザ」の推進については、初動的には行政が主導となつて事業を進めているが、市民とのパートナーシップ事業

6 本格実施に向けて

として、今後は、施策への市民の参画が今まで以上に重要となつてくる。市民という言葉の意味は、様々な解釈があると考えが、私は、単なる行政サービスの受益者と自分にできることを能動的に行行動し得る者を市民と定義付けしたい。先ほどのモデル校でのボランティアの活動は、まだ人口の段階だろう。地域には数多くの特技や経験を積んだ人材がいると思われ、子ども達に様々な体験や経験を伝え、仲間づくりのきっかけになつてもらえばと考える。子どもに直接かかわることでなくとも、身近なことから、例えばボスター作りや、日曜大工などでの参加を期待したい。行政側も市民と手を携えていくため、参観目的に保護者と児童とが一緒に活動する場を設けるなど、少しでも門戸を開き気軽に参加できる工夫が必要である。子どもが主体的に参加し、異年齢の交流や仲間づくりと、地域の主体的な参加を促進したい。最初は参加レベルでも、徐々に参画のレベルへと導き、児童、地域、保護者、学校そして行政が継続的に連携できるよう、色々な仕掛けをしていかなければいけないと考えている。今後は、より柔軟で地域活力を生かした、地域が主体となる運営をより進めるために、運営主体そのものを、行政以外のNPO等について行うことも検討する必要がある。

モデル実施校における登録児童数は、半数を超えたことを述べたが、裏を返せば、半数近くは未だ登録もしない状況であり、当然利用もない。行政としては、児童や保護者など利用者の声を反映させると同時に、未だ登録せず、利用していない声なき声にも耳を傾ける必要がある。



最後に、本市には「わくわくプラザ」事業と類似の事業として、留守家庭児事業がある。この事業は、昭和三〇年代後半から「かぎっ子」対策として実施されている。放課後帰宅しても、保護者が就労等により、適切な監護を受けられない家庭環境にある小学生一年生から三年生の児童を対象に、遊びを通じて健全な心身の発達を図るために、生活指導を行つてある。手続きは、保護者の申請に基づく選考、許可による。私は、留守家庭児事業のような特定の子ども集団ではなく、より幅の広い、分け隔てのない子ども集団が、活動する場を創造することを求められていると考えている。これは「青少年プラン」の柱でもあり目標でもある、地域の大人と子どもが共に生き共に育ちあう関係を築き、地域活力の構築を図る場として、本事業が期待されていると考えるからである。本格実施に向け、子どもが主役となり、いかに子どもの視点で事業を推進できるかが、今後求められることだと考える。

アンケート調査報告・水道に関する市民意識

水道局総務部経営企画担当主査

大畠達也

(注2)的な性格を持つ施設であり、本来であれば、一般行政の責任と負担で設置すべきものと思われる。したがって、独立採算制で経営される水道事業が今後も継続して災害時に水道水を給水する応急給水施設の整備を進めるに当たっては、お客様の意識を踏まえて慎重に検討する必要がある。

(2)水道事業における取り組みの優先順位の決定

市民の意識、意見等をどのようにして把握するか。公共財の管理・運営に責任をもつ自治体職員にとって、永遠のテーマではないだろうか。そこで、水道局では、これから川崎市における水道事業のあり方を考えるために、市民意識アンケート調査を行った。以下、その概要について報告する。

水を確保するために水道施設の耐震性の向上等が求められるなど、水道の質的な問題がクローズアップされてきている。

また、水道事業の財政状況は、景気の低迷、節水意識の定着等により水需要が低迷し、水道料金収入が前年度と比較して減少する一方で、老朽化した水道施設の更新、水源水質の悪化への対応、水道施設の耐震性の向上などに多額の資金が必要となり、大変厳しいものとなることが予測されている。

水道局では、このような厳しい事業環境において限られた財源でお客様に良質な飲み水を供給するためには、長期的な視点から効率的な経営に努める必要があることから、水道事業が今後進むべき方向性を示す「水道事業の中長期展望」を策定し、「安全な飲み水を確実にお届けするためには」という目的の達成に向けて様々な取り組みを進めているところである。

1 水道事業の現状

川崎市の水道事業は、大正一〇年に多摩川の表流水を水源として給水を開始して以来、今年で八〇周年を迎えることとなる。

この間、市域の拡大、人口の急増、産業活動の進展等に伴い、多摩川水系に加え、相模川水系、酒匂川水系を水源とする数次の拡張事業を実施し、現在、一日当たりの給水能力は将来予測される水需要に十分対応できるものとなっている。このように水量の確保が達成される一方で、マスコミで水源水質の悪化、トリハロメタン、環境ホルモン、鉛濃度などが取り上げられ、水道水の安全性への関心が高まるとともに、平成七年の阪神淡路大震災以降、災害時の飲料

への取り組みが求められる状況となつていいが、水道の質的な問題への取り組みの中には次のようなお客様の意識を踏まえて検討しなければならないと思われるものがある。

ア 法律に定められた水準を上回るサービスの提供

川崎の水道水は水道法で定められた水質基準に適合しているが、さらに一步進んで高度浄水処理(注1)を導入し、より良い水質の水道水を供給することが考えられる。高度浄水処理の導入に当たつては多額の施設投資が必要であり、独立採算制で経営されている水道事業においては水道料金の値上げの要因となることも考えられることから、高度浄水処理の導入を水道事業者が決定するに当たつては、お客様の意識を踏まえて慎重に検討する必要がある。

3 アンケート調査の概要

今回のアンケート調査は、川崎市全域から水道使用情報に基づき、無作為に三、一九〇人のお客様を抽出し、二三問(フェイシート八項目を含まない)の設問により、水道水への意識、水道水の利用状況、節水状況、災害時の飲料水の確保、水道料金、水道局の広報、水道に対する満足度、今後の水道についてのお客様の意識を調査

2 お客様の意識を把握する必要性

(1)水道の質的な問題への取り組み

前述のとおり、近年、水道の質的な向上

現在、水道事業においては災害時の飲料水を確保するために、災害時に水道水を給水する応急給水拠点の設置を進めているところであるが、このような施設は水道使用者だけでなく市民全般を対象とした公共財

するものである。

このアンケート調査は、平成二十三年六月上旬、アンケート対象のお客様にアンケート用紙を郵送し、回答後に郵送で送り返していただくという方法で実施した。有効回答数は一、八一四票で回答率は五七・二パーセントであった。

4 アンケート調査結果の概要

今回は、紙面の都合上、「2お客様の意識を把握する必要性」で例示した「(1)水道の質的な問題への取り組み」、「(2)水道事業における取り組みの優先順位の決定」に関する調査結果について報告することとする。

図1 水質の改善

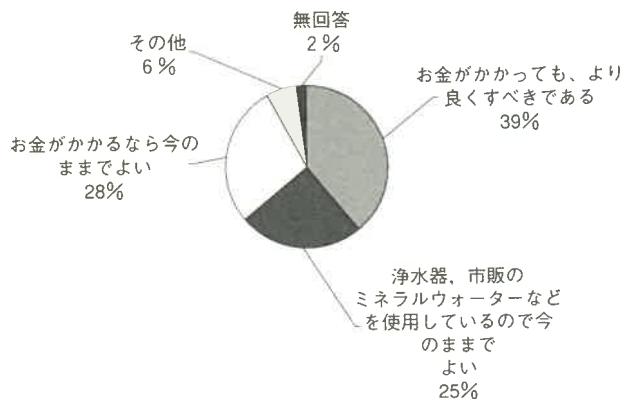


図2 応急給水拠点の設置

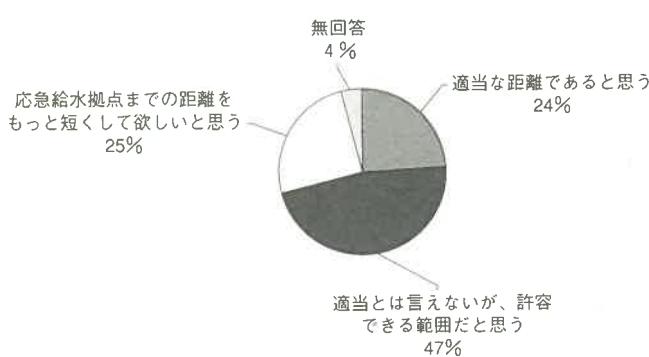
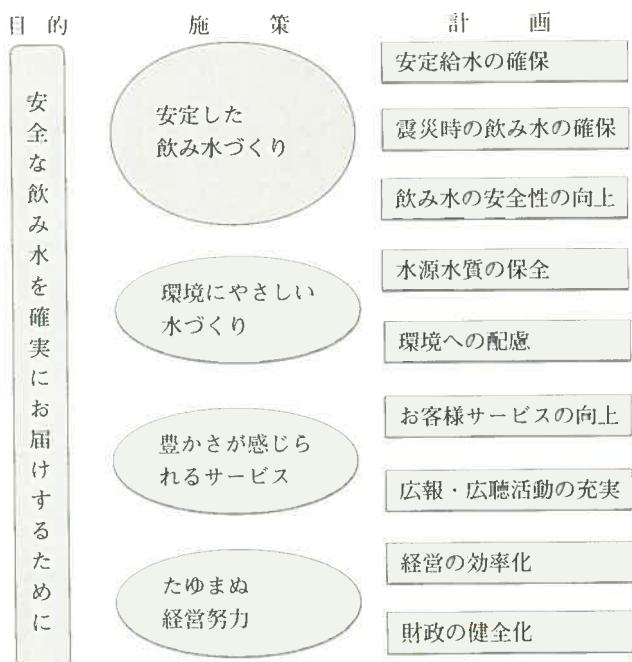


図3 水道事業の施策の体系



(2)水道事業における取り組みの優先順位の決定

前述の「水道事業の中長期展望」においては、水道事業で実施する事業を「水道事業の施策の体系」として整理することによって、各々の事業の目的・位置づけの明確化を図っている。この施策の体系は、「安全な飲み水を確実にお届けするために」という目的を実現するための施策として、「安定した飲み水づくり」、「環境にやさしい水づくり」、「豊かさが感じられるサービス」、「たゆまぬ経営努力」を掲げ、各施策は施策を実現するための具体的手段である計画

つた。(図2)

で構成されている。(図3)

今回のアンケート調査では、今後、水道事業の施策の体系における「財政の健全化」を除く八つの計画についての満足度と重要度を把握するとともに、点数化することによって、今後、水道事業が優先的に取り組むべき計画を検討するための基礎資料とした。(図4、5)

今回のアンケート調査では、今後、水道事業で優先的に取り組む計画として「経営の効率化」の重要度が高い一方で、満足度が低いという結果となつた。また、満足度が比較的低くなつてゐる「飲み水の安全性」、「災害時の飲み水の確保」についても満足度の向上に努めていく必要がある。

- ア 水道法に定められた水質基準を上回る領域での水質の改善について
- 「川崎市の水道水は法律で定められた水質の基準に適合した水ですが、あなたは川崎市の水道水の水質（味、臭い等）を良くすることについて、どのように思いますか。」という質問に対しても、「お金がかかるから今までよい」という回答が最も多く、39%でした。
- イ 災害時に水道水を給水する応急給水施設の設置について
- 「あなたは応急給水拠点までの距離（およそ半径一キロメートル以内）(注3)について、どのようにお感じになりますか。」という質問に対しても、七割以上のお客様が許容できる距離であると感じている一方で、およそ四分の一のお客様がもっと距離を短くしてほしいと感じているという結果となつた。

5 おわりに

今回のアンケート調査においては、一、八三四人のお客様から回答をいただいた。また、今回、アンケート調査の概要版の送付希望を訊いたところ回答をいただいた。一、八三四人のうち六〇〇人以上のお客様から希望があつた。大変ありがたいことだと思つている。

今後、更に性別、年代別、区別等のクロス集計の分析を行い、水道事業の計画・実施・評価・改善（P D C Aサイクル）の各段階にできる限りお客様の意識を反映させていかなければならぬ。また、今後も中長期展望のローリング時などにアンケート調査を定期的に実施してお客様の意識の経年変化を把握し、水道事業で実施する取り組みの評価指標として活用していきたいと考えている。

お客様の意識（二一七）は多様化し、的確に把握することはとても難しい状況にあるが、何よりも大事なのはお客様の意識を水道事業に反映させるという気持ちを忘れていかなければならない。また、今後も中長期展望のローリング時などにアンケート調査を定期的に実施してお客様の意識の経年変化を把握し、水道事業で実施する取り組みの評価指標として活用していきたいと

をござんください。

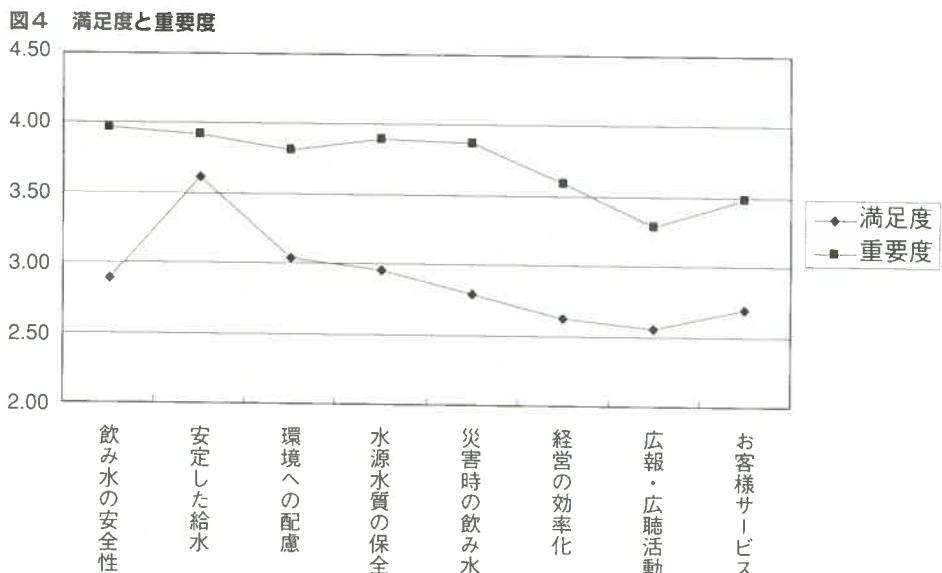
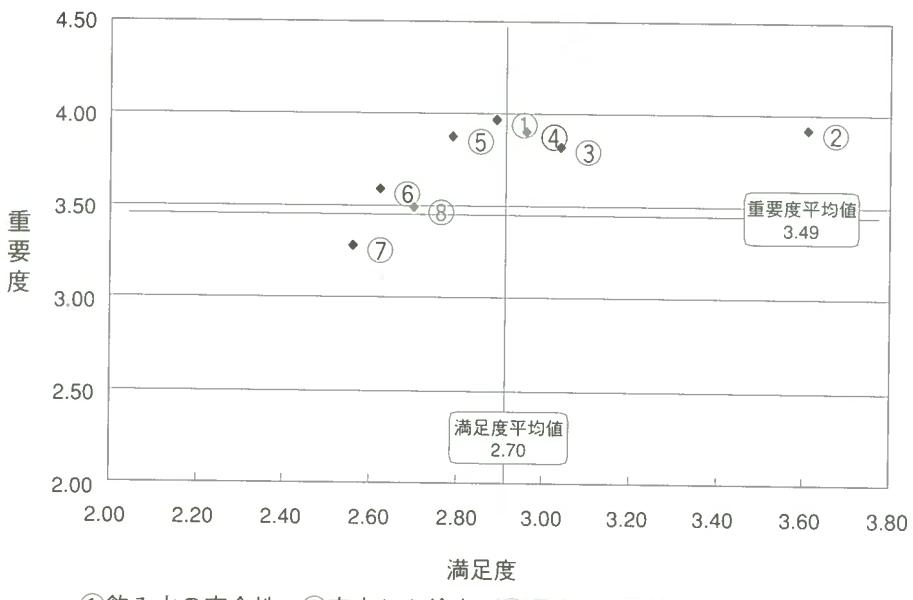


図5 満足度と重要度



- ①飲用水の安全性 ②安定した給水 ③環境への配慮
- ④水源水質の保全 ⑤災害時の飲み水の確保 ⑥経営の効率化
- ⑦広報・広聴活動 ⑧お客様サービス

注1 通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質等の処理を目的として、通常の浄水処理に追加して導入する処理をいう。代表的な高度処理の方法としてオゾン処理、活性炭処理、生物処理がある。

注2 不特定多数の個人が共同で享受できる財、サービスをいう。代表的なものとしては、公園、道路、警察がある。

注3 現在、川崎市では応急給水拠点をおよそ半径一キロメートルに一か所の割合で設置している。

注4 http://www.city.kawasaki.jp



注1 通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質等の処理を目的として、通常の浄水処理に追加して導入する処理をいう。代表的な高度処理の方法としてオゾン処理、活性炭処理、生物処理がある。

「川崎市公営住宅ストック総合活用計画」の策定と市営住宅の現状・今後について

まちづくり局市街地開発部住宅整備課主査

和田忠也

本市では、最低居住水準未満の民間借家世帯が相当数存在し、市営住宅の応募倍率も高いことから、これまで直接建設方式及び、借上方式による市営住宅を供給してきた。平成二年度末時点の管理戸数は一六、九六〇戸に達しており、市債償還や維持管理費などの歳出と、これに対する家賃収入等の歳入からなる特定財源予算是年間七〇億円超の規模となっている。これら、市営住宅ストックを有効活用し、計画的に建替・改善を行なうながら効率的に経営・管理を行うことを目的として、平成二年度に「川崎市公営住宅ストック総合活用計画」を策定した。策定にあたっては企画・計画部局、管理部局、建設部局からなる検討委員会を設置して作業を進めた。

市営住宅をめぐる社会情勢の変化

昭和五〇年代までの国の住宅政策は、公営住宅、公團住宅、住宅金融公庫の三つを柱としていた。しかし、住宅取得価格の上昇とともに、住宅金融公庫などを利用して持家を取得することができる所得層と、公営

住宅の対象となる所得層との格差が広がったため、その中間に位置する中堅労働者家族世帯向けの賃貸住宅施策が急務となり、これを民間資本によって供給するための施策として、平成五年に特定優良賃貸住宅制度が法制化された。

また、公営住宅法自体も平成八年度に抜本改正され、応能応益家賃制度を導入するとともに、一種・二種の種別を廃止し、收入分位二五%以下（高齢者等は戸数で四〇%まで拡大可能）の低所得者に施策対象を限定した。またこれとあわせて、本市では福祉部局との連携によるシルバーハウジング住宅など、高齢者向けの市営住宅の供給を拡大してきた。

一方、平成二三年度に高齢者の居住の安定確保に関する法律が制定され、高齢者向け優良賃貸住宅が法制度化されたため、市営住宅以外の所得階層も含めた高齢者向けの公的賃貸住宅を民間資本によって供給する施策が確立された。また、収入はあるが、保証人がいないために民間賃貸住宅に入居できない高齢者世帯などへの救済措置として、本市ではすでに居住支援制度をスター

トしている。こういった制度ともあわせ、今後は民間住宅も含めた幅広い住宅施策の中で、市営住宅の役割を明確化させるとともに、既存ストック活用の視点をとり入れた新たな戦略が求められている。

市営住宅ストックの現況と課題

本市における年代別・居住水準別の市営住宅ストックの現況は図表1のとおりである。木造・簡易耐火住宅ストックは昭和三十年代前半まで建設されており、四五五戸が残存している。また、昭和二〇年代の後半から三〇年代後半にかけて、浴室のない狭小な耐火住宅ストック九九二戸が建設されている。これらのストックは老朽化が進行している。これらのストックは老朽化が進行する問題も懸念されるため、適切な更新が必要である。

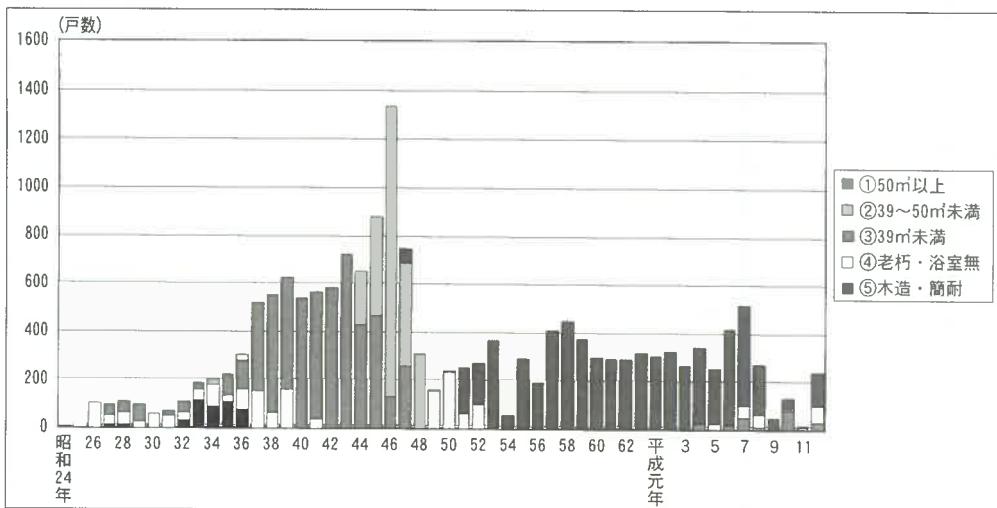
また、昭和三七年から四七年にかけて、市営住宅が大量建設されており、この時期のストック七六九九戸は、市営住宅全体の四五%程度を占めている。これらを順次、

市営住宅の収支

市営住宅を一〇〇戸建設した場合の累積事業収支は図表4のとおりである。収入は家賃、駐車場使用料、国庫補助金等であり、支出は建設時の一般財源支出。その後の市債償還費（二五年元利金等償還と仮定）、修繕費、管理費等である。初年度に一般財源を支出するが、当初一〇年間は国の家賃対策補助金が導入されるため、単年度収支が黒字となり、累積収支も増加する。その結果、一〇年後に当初の支出額が回収されるが、その後は家賃対策補助金が打ち切られるため、累積収支が平行線となる。起債の償還が終了した後は、再び单年度収支が黒字になるため、耐用年数に達する時点で、用地取得費と相殺する程度の累積黒字が生じる。

このように、今後、新たに建築する市営住宅は、適切な維持管理を行つて耐用年数いっぱいまで使用することによつて、ある程度の採算が取れると考えられる。しかし、本市が管理する古い市営住宅ストックには、設備や居住水準の面で問題のあるストック

図表1 年代別居住水準別管理戸数



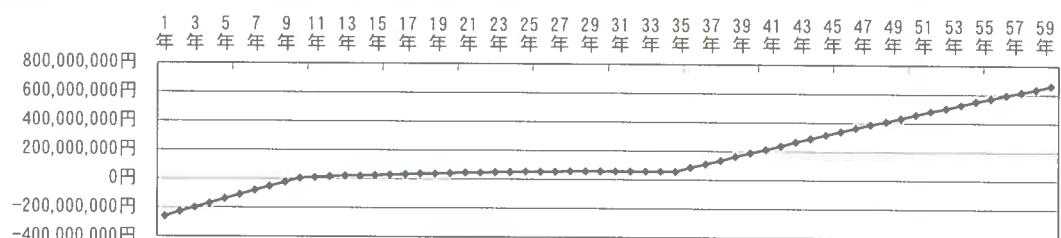
図表2 世帯主の年齢別家族人員別世帯数

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	合計
29歳未満	22 0.1%	74 0.5%	91 0.6%	80 0.5%	13 0.1%	2 0.0%	282 1.9%
30~39歳	54 0.4%	199 1.3%	246 1.6%	476 3.2%	208 1.4%	59 0.4%	1,242 8.2%
40~49歳	88 0.6%	300 2.0%	392 2.6%	733 4.9%	404 2.7%	109 0.7%	2,026 13.4%
50~64歳	869 5.8%	2,124 14.1%	1,540 10.2%	968 6.4%	269 1.8%	90 0.6%	5,860 38.8%
65歳以上	1,735 11.5%	2,917 19.3%	810 5.4%	165 1.1%	48 0.3%	23 0.2%	5,698 37.7%
合計	2,768 18.3%	5,614 37.2%	3,079 20.4%	2,422 16.0%	942 6.2%	283 1.9%	15,108 100.0%

図表3 高齢者を含む世帯の状況

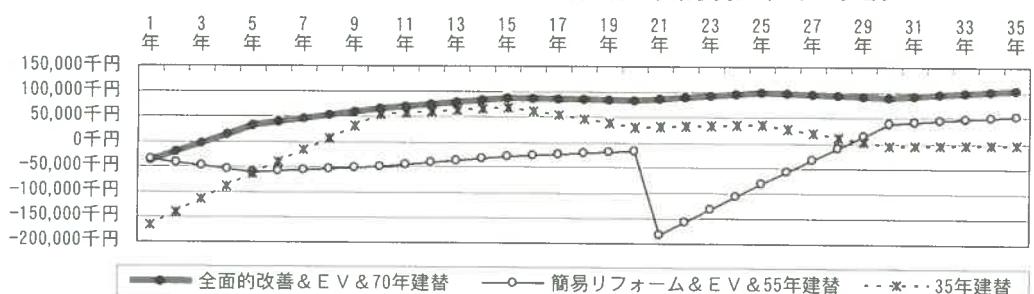
	市営住宅	全市
総世帯	15,108(100.0%)	480,600(100.0%)
世帯主が高齢者の単身または2人世帯	4,652(30.8%)	48,800(10.2%)
高齢単身世帯	1,735(11.5%)	17,700(3.7%)
高齢夫婦世帯	2,290(15.2%)	27,600(5.7%)
いずれか一方が高齢者	676(4.5%)	8,500(1.8%)
夫婦とも高齢者	1,614(10.7%)	19,100(4.0%)
高齢者を含む世帯	6,359(42.1%)	97,000(20.2%)

図表4 市営住宅(100戸)を建設した場合の累積事業収支

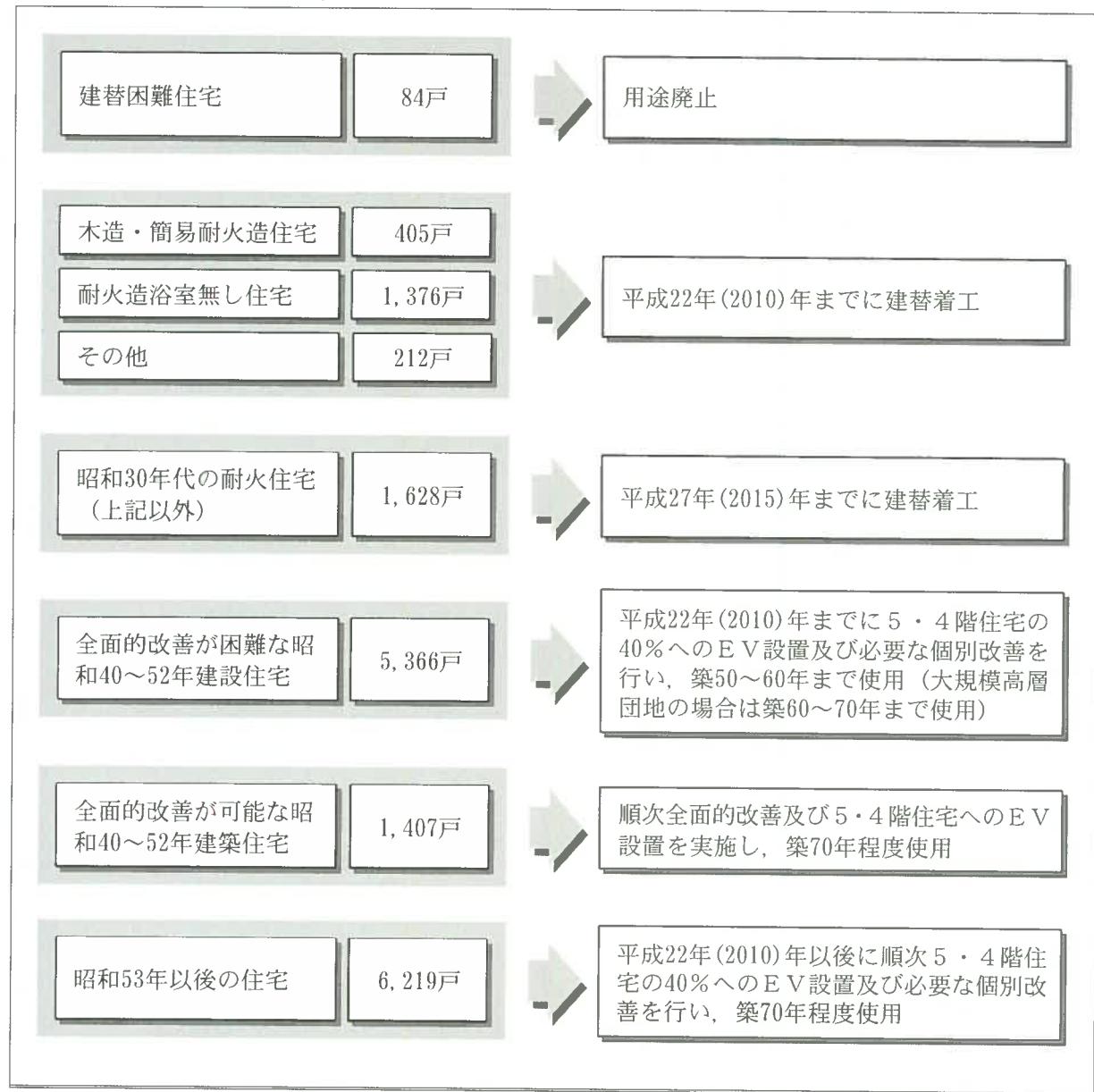


EVのない団地をモデルとしているため、五年建替と古いストックをモードルとしているので、改善を行なう場合は空家が増加すると仮定している。全面的改善は事務費の大半を、初期年度の市費支出は少

図表5 モデル住棟(50戸)の全面的改善、簡易リフォーム、建替に係る事業収支シミュレーション



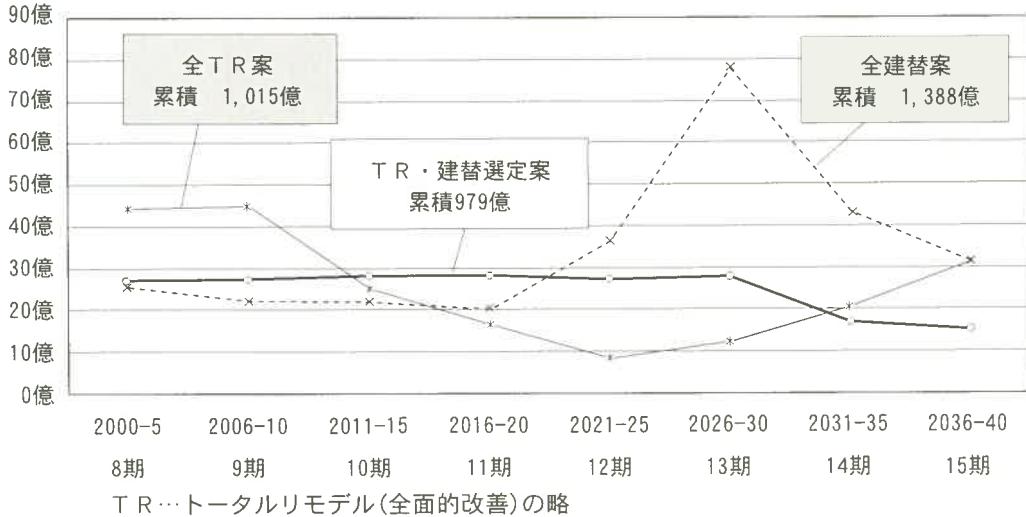
図表6 ストック活用手法の選定結果



図表7 計画期間(2010年まで)の事業量合計

活用手法	計画期間内の事業戸数		
	平成13～17年 (2001～2005年)	平成18～22年 (2006～2010年)	合計
建替	1,302戸	1,058戸	2,360戸
全面的改善	124戸	591戸	715戸
個別改善	4,114戸	5,099戸	9,213戸
住戸改善	100戸	1,698戸	1,798戸
共用部改善	EV設置	1,307戸	60戸
外壁改善		2,707戸	3,341戸
屋外・外構改善		5団地	5団地
用途廃止		5戸	79戸
			84戸

図表8 市費の負担額比較(市債、家対、EVメンテは初年度に計上)



図表9 計画期間(2010年まで)の事業費合計

事業種別	事業費	事業費内訳		
		国庫支出金	市債	一般財源等
建 替	413億円	177億円	177億円	59億円
全面的改善	53億円	22億円	21億円	10億円
個別改善	住 戸 改 善	54億円	27億円	27億円
	エレベーター設置	16億円	8億円	8億円
	外 壁 改 善	35億円	17.5億円	17.5億円
	屋外・外構改善	1億円	0.5億円	0.5億円
合 計	572億円	252億円	251億円	69億円

図表10 市営住宅管理戸数と人口の変化予測



倍であり、また、団地規模も大きく、一定の地域に大量の高齢者が居住している実態があるため、市営住宅の高齢者向け対応を先行させることについては十分意義がある

と考える。

三つ目はまちづくりへの貢献である。市営住宅団地は、敷地規模が大きいものが多いため、道路・公園の整備など、地域のまちづくりに貢献できる要素が大きい。建替え後の戸数に余裕がある場合は、福祉施設との合築などを検討するとともに、小規模な団地においても、高木を配した都市的なオープンベースの確保などを行うことが効果的である。また、これまであまり行われてこなかつたが、市営住宅のバルコニーや廊下などをグリッド化するなど、建築物外観のファサードデザインをきちんと行うことでも街なみづくりの観点から、即効性のある対策と考えられる。

四つ目は、既存住宅ストックの有効活用である。これを行うためには、建替・改善・管理を含めた効率的なマネージメント計画の策定が必要であり、今回策定した「川崎市公営住宅ストック総合活用計画」がこれに該当する。また、土地のストック活用という観点で考えると、中高層共同住宅として有効に活用できない敷地を民間の戸建住宅として分譲・賃貸したり、商業系地域などにおいて、地上部分の地価が高い場合に、地上部分のみを民間施設に売却または賃貸するなどし、売却益や賃貸料などの収入を、建替・改善のための事業費に充当するなどの手法も考えられる。さらに、今後、市営住宅敷地の用途廃止基準が緩和されれば、敷地全体をいつたん用途廃止した上で、民間資本による複合開発を行い、その一部を市営住宅として買い戻すといった方法も考えられる。前者の手法については、現在、進行中のプロジェクトもあるが、紙面の関係から具体的な内容の紹介は省略する。

わかりやすい財務情報の提供をめざして

財政局財政課主幹 鈴木 孝

市政情報、とりわけ財政に関する情報の

提供は、市民がその住む地域のことを自ら
考える機会を与えるとともに、市の政策決

定過程への参加をうながし、地方分権のさ

らなる進展や開かれた市政の実現に大きく
貢献するものと考えます。

また、国、地方を取り巻く財政環境の厳
しい時代を迎えるなか、歳入に見合った歳
出構造を再構築していく上で、市民の理解
と協力を得るために、財政情報の提供は
不可欠なものであります。

このことは、「第二次・行財政システム
改革実施計画」（平成一一年六月策定）の
中にも取組項目として掲げられており、予
算・決算などの内容をわかりやすく提供す

るだけではなく、大規模施設をはじめとす
る事業にかかる初期コストやランニングコ
スト、財政収支見通しなどの公表に努める

ものとしております。
そうした意味から、財政情報の提供の一
つとして、従来から新年度予算及び決算の
概要を「市政だより」に掲載（ホームペー
ジにも掲載）し、広く市民に広報してきま
したが、現在、新たに取り組んでいる事柄

について、その一端をお知らせします。

財政のあらましについて
について、その一端をお知らせします。
これまでの資産の構成や将来負担しなければな
らない負債などの「ストック情報」は把握す
ることができないことから、バランスシート
の作成に向けて検討することとしました。

地方自治法第二四三条の三の規定に基づ
き、年二回、財政状況を「財政のあらまし」

という冊子で公表（ホームページにも掲載）

していますが、平成八年度からは、当該年
度に完成した施設の概要や全体の事業費、
財源の内訳などを明記するとともに、最近
では、新しい会計（例えば、介護保険事業
特別会計）や歳入科目（例えば、地方特例
交付金）の説明を加えるなど、トピックな
話題も掲載するようにしております。

ア 固定資産は、取得価格で算定するか、
イ 固定資産の耐用年数をどのように設定
するか。

ウ 減価償却は、残存価格を残すこととす
るか。

エ 地上権、地役権などの無形固定資産を
資産に含めるか。

オ 国直轄事業、県営事業の負担金を資産
に含めるか。

確かに、資産総額の大半を占める有形固
定資産の集計にあたり、すべての資産を含
めているわけではない（資産は、昭和四四
年以降取得したものに限定しており、それ
以前に取得しているもの（例えば、本庁舎
の土地など）は含んでいない）。し、資産
の価格も実勢価格ではなく、取得価格とし
ているなど一定の限定されたものではあり
ません。

しかしながら、例えば、当該年度の市債
発行額を判断するとき、従来の財政指標で
は、公債費負担比率や起債制限比率、ある
いは市債発行残高からその適否を見てきま
したが、新たに「有形固定資産の形成にお
ける世代間負担率」という観点を加えて判
断できるようになつたわけですので、これ
まで見えなかつた事柄を明らかにできたこ
とは一つの成果であると考えております。
また、有形固定資産の経年比較を見るこ
とににより、本市がどのような分野に重点的
に資産形成をしてきたのかを知ることがで
きるわけですので、継続して作成していく
ことが市政運営の方向性を見るうえで肝要
であろうと思います。

そこで、平成一一年度版のバランスシ
ートの作成に向け、直ちに作業に入り、平成
二二年一月に公表しました。
今年度について一定の方向性が示された
ことから、この作成方針に沿って試算に取
り、年内には平成二二年度版のバランスシ

りかかることにしました。

そして、その試算結果を平成一〇年度版
として平成二二年六月に公表しました。

この公表結果に対しても、「資産の算出
方法に課題があるのではないか」、「財政の
本当の姿を反映していないのではないか」
などの指摘を受けました。

確かに、資産総額の大半を占める有形固
定資産の集計にあたり、すべての資産を含
めているわけではない（資産は、昭和四四
年以降取得したものに限定しており、それ
以前に取得しているもの（例えば、本庁舎
の土地など）は含んでいない）。し、資産
の価格も実勢価格ではなく、取得価格とし
ているなど一定の限定されたものではあり
ません。

しかしながら、例えば、当該年度の市債
発行額を判断するとき、従来の財政指標で
は、公債費負担比率や起債制限比率、ある
いは市債発行残高からその適否を見てきま
したが、新たに「有形固定資産の形成にお
ける世代間負担率」という観点を加えて判
断できるようになつたわけですので、これ
まで見えなかつた事柄を明らかにできたこ
とは一つの成果であると考えております。
また、有形固定資産の経年比較を見るこ
とににより、本市がどのような分野に重点的
に資産形成をしてきたのかを知ることがで
きるわけですので、継続して作成していく
ことが市政運営の方向性を見るうえで肝要
であろうと思います。

そこで、平成一一年度版のバランスシ
ートの作成に向け、直ちに作業に入り、平成
二二年一月に公表しました。

今年度について一定の方向性が示された
ことから、この作成方針に沿って試算に取
り、年内には平成二二年度版のバランスシ

り、今まで蓄積し

バランシートの作成について
平成一一年六月に、府内に「財政情報の
公開等に関する調査研究会」を設置し、本
市の財政状況の積極的な公開に向けて検討
を始めました。

そこでは、まず、単年度の「現金主義・

単式簿記」方式である現行の予算主義では
税金等の投入等により、これまでに蓄積し

川崎市のバランスシート(平成12年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方	貸 方
【資産の部】	【負債の部】
1 有形固定資産 (1)総務費 (2)民生費 (3)衛生費 (4)労働費 (5)農林水産業費 (6)商工費 (7)土木費 (8)消火費 (9)教育費 (10)その他 (うち土地) 1,765,459,409 867,580,415)	1 固定負債 (1)地方債 (2)退職給与引当金 固定負債合計 782,890,633
有形固定資産合計 1,765,459,409	2 流動負債 翌年度償還予定額 流動負債合計 39,874,987 39,874,987
2 投資等 (1)投資及び出資金 (2)賃付金 (3)基金 ①特定目的基金 25,566,068 ②土地開発基金 21,105,398 ③定期運用基金 358,499 基 金 計 47,029,965	負債合計 822,765,620
投資等合計 138,795,686	
3 流動資産 (1)現金・預金 ①財政調整基金 9,610,560 ②減債基金 12,565,800 ③歳計現金 6,054,425 現金・預金計 28,230,785 (2)未収金 ①地方税 ②その他の未収金 未 収 金 計 16,007,414 7,147,325 23,154,739	正味資産合計 1,132,874,999
流動資産合計 51,385,524	
資産合計 1,955,640,619	負債・正味資産合計 1,955,640,619

※ 債務負担行為に関する情報
 ①物件の購入等に係わるもの 226,005,819千円
 ②債務保証又は損失補償に係わるもの 65,834,347千円
 ③利子補給等に係わるもの 36,775千円

なつております。そうした出資法人のどこまでを本市と同様に取り扱うのかについては、慎重な検討が必要であろうと考えております。

それに、行政活動によつて得られた使用料等の収入を行政目的ごとに対比させることにより、コストに対し収入のほか、税金等がどの程度使われているかを把握することができます。

これについては、平成一三年四月に総務省から「地方自治体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」が出され、行政コスト計算書の作成方針が示されましたので、その方針に沿い、作成に向けて検討しているところですが、バランスシートの公表に合わせて公表できるよう作業を進めております。

地方公共団体が提供する行政サービスには、必ずコストがかかります。

今後の課題としては、個別事業ごとのコスト把握があります。

現在取り組んでいる「行政コスト計算書」は、行政目的ごとにコスト把握を行うものですが、コスト意識を醸成するためには、事業ごとにコストを把握することが大いに役立つものと考えております。

しかしながら、個別事業ごとにコストを把握するには、まず有形固定資産を事業ごとに把握し直す必要がありますが、それは決算統計のデータからでは把握できず、実態の把握を要するとともに、事業ごとに把握を要するとともに、事業ごとに「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」を明確に算出するためには何らかの基準が必要でありますので、引き続き慎重な検討をしていきたいと考えております。

トを公表していきたいと考えております。その際、バランスシートの公表により、よりわかりやすい財政状況を知らせることができるものと考えております。

さらに、新たな試みとして、これまでの普通会計を対象としたバランスシートのほかに、普通会計以外の特別会計と企業会計を対象に加えた市全体の財政状況を明らかにしたバランスシートの作成を検討しております。公表時期については、普通会

計を対象としたバランスシートの公表時期に合わせてできればと考えております。

今後の課題ですが、本市とは独立した存在である「出資法人」をどのように扱うかです。

国際交流協会、文化財團などの民法法人をはじめ、土地開発公社や住宅供給公社などの特殊法人、さらに社会福祉法人などの出資法人は、その設立形態により異なる会計基準（市の会計とも異なる）で運営されているとともに、本市からの出資比率も異なります。公表時期については、普通会

計を対象としたバランスシートの公表時期に合わせてできればと考えております。

今後の課題ですが、本市とは独立した存在である「出資法人」をどのように扱うかです。

このコストには、建物の建設費や土地の購入費などの資産の形成に要するものは、じめ、人件費や委託料、修繕費などの現金の支出だけではなく、減価償却費や退職給与引当金などの支出も含まれますが、行政コスト計算書は、行政サービスの提供のために本市がどのような活動をしたかについて資産形成につながらないコスト面に着目して把握するものです。

しかし、個別事業ごとにコストを把握するには、まず有形固定資産を事業ごとに把握し直す必要がありますが、それは決算統計のデータからでは把握できず、実態の把握を要するとともに、事業ごとに「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」を明確に算出するためには何らかの基準が必要でありますので、引き続き慎重な検討をしていきたいと考えております。

研修の窓①

産学公連携の一環として推進している川崎市のインターンシップ制度、若手職員による市民参加、自治体要綱、ロボットに関する研究、大学院派遣に伴う研究成果報告、シリコンバレー通信、富川市紹介など盛りだくさんの内容となっています。

知的創造への懸け橋

インターンシップ制度の戦略的拡充方策

二二世紀を迎える、少子・高齢化の到来、高度情報化、国際化のますますの進展等、自治体を取り巻く環境は、急速なテンポで変化しています。

地方分権を実践する自治体に課せられた

使命は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の創造や、多様な市民ニーズや時代の要請に積極的に応えていくことが自治体職員に求められています。このためには優れた行政能力を備え、組織の中でその能力を十分に發揮できる人材の育成を図ることが緊急の課題であります。

このような状況の中、従来にも増して職員研修所の役割は重要であり、求められる職員像の実現に向けて職員の育成強化に努めています。

今年度は新たにインターンシップ制度の拡充方策として先駆的・先導的な役割を担

う本市職員として相応しい人材育成を目指した研修制度の創設に取り組んでいるところです。

川崎市のインターンシップ制度について

専修大学との人材育成を目指した相互連携覚書の取り交わし

片野修司

総務局職員研修所主査

1 覚書の取り交わし

地方分権時代の先駆的・先導的役割を担う本市職員として相応しい人材育成を目指す川崎市と、社会知性の開発を目指す専修大学とが、今年度から、学生を入れるため

のインターンシップ制度を導入したところです。その拡充方策として、川崎市多摩区生田にキャンパスのある専修大学と、相互の役割を認識し、幅広い学問を通して、有機的な連携を図り、互いに共生し、地域社会に貢献することを目指し、相互の人材育成を目的として平成二十三年八月二日（火）

平成元年度から実施している職員向けの職場体験研修を平成二三年度からは、インターンシップ制度と一緒に取り組むこととしました。

インターンシップ制度の概要については表1のとおりです。

表1 川崎市におけるインターンシップの実施状況

2 経緯		法政大学	専修大学
平成二三年四月		受入れ人数 各校10名程度	
受入れ時期及び期間		8月から10月頃 概ね5日間	
経緯	実習生	法学部武藤教授からインターンシップの打診	経済学部原田教授からインターンシップの打診
市職員		平成9年度から法学部学生の受入れ：40名、受入れ職場37	平成13年度から経済学部学生の受入れ：5名、受入れ職場5
		大学院公開講座の受講：40名 法学部2部授業参加（科目限定）：5名	大学院公開講座の受講：7名

上記の数については、受入れ年度から平成13年8月末現在までの累計です。

「専修大学と川崎市の人材育成を目指した相互連携についての覚書」の締結

総称「KSパートナーシップ・プログラム

ム」*

*ネーミングの趣旨

SはSociety(学会)を表すとともに、今年度からオンラインシッピング制度をスタートしたことと、今後の両者の新しい創造の場が生れたことを記念してKSのKには川崎市、Sは専修大学を併せて標榜するものとなっています。

3 覚書の内容

相互に連携する領域

- (1)人材育成に資するプログラムの相互提供
(大学院派遣研修等)
- (2)人的な相互交流(市職員、学生、教授等)
- (3)公開講座への参加、各種セミナー開催、共同研究の実施等
- (4)大学図書館等の利活用

KSパートナーシップ・プログラムの具体的な実践例

危機管理研修の共同開催

近年、児童虐待や社会的ひきこもり、また、無差別の殺傷事件など痛ましい事件が多く発し、深刻な社会問題としてクローズアップされており、その対策は行政の緊急の課題として捉えています。

本市では、保健所、福祉事務所、精神保健相談センター、教育相談センターなどの相談窓口でこれらの問題への対応を図っているところですが、平成二十三年八月二一日の市児童福祉審議会からの意見具申も踏まえ、平成二十三年一〇月児童相談所及びリハビリテーションセンターに専門性と機動性

を備えた専門チームを設置し、児童虐待への対応や社会的ひきこもり対策の相談機関の支援と機動的・統一的な対応を図ることとなりました。

これに先立ち、共通の緊急課題に市を挙げて取り組むため、専修大学との共催で具体的なKSパートナーシップ・プログラムの第一段として、表2のとおり「危機管理研修」を実施しました。

この研修は主催する健康福祉局のみならず、各局関係者が一体となって、共通の緊急課題に取り組んだものであり、職場集合研修のあるべき姿をも現しているもので、大変意義深い研修となりました。

今後、この職場集合研修を契機として、研修参加者による職場での伝達講習、職種を越えた学習会の開催、自主研修グループ結成による大学研究者等との共同研究活動などに繋がるなど全局的な展開が望まれるところです。

今後の新たな戦略的取り組み

職員研修所が実施する研修を産・学・公・民の連携の輪をさらに広げ、地域社会が抱える諸課題等をより専門的に、より具体的な研究を通して、「共に考え、共に学び、共に創る」分権時代に相応しい、個性豊かで活力に満ちた自治体職員の人材育成に向け、創造的なプログラム開発を相互に目指していくたいと考えています。

注 インターンシッピングについては、厚生労働省の「インターンシッピング等学生の就業体験のあり方に関する研究会」では、学生が在学中に自らの事務・将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と定義しています。一方民間企業では、インターネットシッピングを「背広の試乗」や「車の試乗」などと例える企業もあります。

表2 危機管理研修の実施状況

日 時	平成13年9月3日(月) 午前10時~午後4時
会 場	専修大学120周年記念館(川崎市多摩区生田)
参 加 者	人 数 207名(市職員195名、大学生・院生12名) 参 加 局 健康福祉局、市民局、教育委員会、各区役所等 計17の局・区 職 種 保育士、保健婦、心理職、教育職、事務職、その他技術職など
内 容	午 前 基調講演「現代社会の人間関係ーこころの危機にどう対応するかー」 講師:専修大学大学院文学研究科心理学専攻 乾 吉佑 教授
	午 後 第1分科会《非行とひきこもり》 講師:専修大学大学院文学研究科心理学専攻 村松 励 助教授 第2分科会《子育て不安と虐待》 講師:専修大学大学院文学研究科心理学専攻 高田 夏子 助教授 第3分科会《いじめと学級崩壊》 講師:専修大学大学院文学研究科心理学専攻 宮森 孝史 教授 分科会は、市職員からの事例報告に基づき、担当講師の指導のもと活発に研究・討議されました。

乾教授による基調講演



午後の分科会では事例報告がされ活発な意見交換がされました

分権時代にふさわしい市民参加手続き

港湾局川崎港港務所業務課主任

藤井亮輔

目的と手段。常にそれは存在します。けれどもそれは常にその立場を交代するものなのかも知れません。政策形成能力の育成を主眼とした「政策課題研究」そこにはいろいろな副産物をもたらすような気がします。まずチームであるが故の社会性の育成。そして個人的にはアイデア性、情報力、モチベーション。成果物を残すことがノルマとなっている以上、それは目的のための手段とは当人には思えず、目的と化してしまう現実。自分の意見をもつてゐるが故に、他の人と生じる葛藤。論理的になればなるほど、嵌つてゆくジレンマ。すごくたくさんのこと学びました。今回のチームには優秀な人がたくさん集まりました。実務派、論理派、心情派。その中からやつと産み落とされた報告書が、「分権時代にふさわしい市民参加手続き」です。

まず私たちのは「いつたい市民参加とは何なの?」から入りました。第一回目にKJ法でそれぞれが抱いている「市民参加」のイメージを出し合うことから始めました。千差万別でした。チームで成果物を創る以上、ある程度の合意形成が必要です。そこ

には「市民参加」、ひいては社会そのものの縮小版が存在したよう思えます。たった八人のチームの中で様々な意見、異見、人間関係が繰り広げられました。七月、八月、時間は過ぎましたが、概念的なことを話し合いに終始していたのも事実でした。もちろん、その間、いろいろな学者の方の論文を読み、過去の事例研究を行つていきました。秋口になってようやく、今現在行われている「市民参加」についての事例研究に入ることが出来ました。頭で考えていたことが、現実に動いていた社会の仕組みを見ることで、問題が「論理」ではないことがぼんやりと認識できたように思えてきました。

総論第一章は、チームの話し合いの中から出てきた理念としての「市民参加」、現況において到達すべき「市民参加」のアウトラインを描きました。その反語として第二章で過去の成り立ちを語ることが使命でした。「そこに在るのはシステム」という歌詞を歌つた歌手がいます。社会はシステムで動いています。しかしその根幹にあるのは人間性という曖昧模倣としたものが存

在することも無視できないのが現実です。「何故こんな仕組みになつてあるんだろう?」と思えるような制度が存在します。それはひとつひとつの成り立ちを解きほぐす事によつてのみ、理解されると思います。「歴史」。それは理想と対になつて考えるべきものであります。

そうした「過去と理想」の混在物が現実に動いている「市民参加」や「社会」のありようであるように思えます。現在の市民参加によつて成り立つてゐる事業の研究が次の一課題となりました。過去に研究された事例は極力排除して、現在の事例を取り上げる必要がありました。何故なら、そこには生きている市民参加、活動している市民を体感できると思われたからです。「市民健康の森」事業、「子どもの権利条例」「環境三条例」市民参加事業、「虹ヶ丘コミュニティルーム」「横浜市恩田石川線」事業、「まちづくり推進事業」、「情報公開に関する市民参加」。各々の事業に担当者を平均二人張り付きという体制で臨みました。

「市民健康の森」については、現在進行形の各区「健康の森選定過程」の夜間に至

る会議に十何回も出席しながら、研究をしました。そこで担当者の考えは、大海の木の葉のごとく揺れ動いたようです。我々は行政マンです。法律や制度によってのみ、その仕事を任される存在です。市民個人には基本的に社会的なオーバーリティがないのは事実であります。個人レベルには社会性が存在しないものだともいえると思います。彼らのジレンマはここにありました。たかだか何十人かの委員という市民が、社会的な事業を動かしていいものなのか。その他に「参加」していない市民を代表することが果たしてできるものなのか。よく言われる選挙での投票率の問題もここにあるのでしょうか。その疑問は解決できなかつたよう

です。個人と公共の境目は非常に難しいグレーボーンにあると言わねばならないでしょう。ある種の「割り切り」が必要になることもあります。この問題はチームの中に常に存在しました。



度、事業の回数の多さ、どれも短期間に行われたものの中で光っています。条例という言わば社会のルール作りに政治家だけではなく一般の市民が参加できたことは画期的でした。川崎では過去、都市憲章問題という挫折を味わっていますが、「権利条例」が目の目を見たことは、時代が確実に動いている証拠のように思えます。同じく「環境三条例」でも市民の関心の高さがその成功の一因になつていていることは間違いないでしょう。

「虹ヶ丘コミュニティルーム」においては、市民自治の萌芽を目の当たりにしました。市民の熱意によつて運営される事業。そこには行政や市民という枠組みを越えた普遍化できないものか。担当者の結論は「自治」が垣間見えたようでした。これを難しい」というものでした。個人にもいろんな人がいるように、地域コミュニティのあり方もまた千差万別であるからです。

そこには地方分権時代のあるべき方向性が存在します。自己決定と自己責任。かつて欧洲で謳われた「市民」が二一世紀の日本に生まれてきたかのような感慨がありました。「地域主義」。言われて久しいこの言葉を、どうやつて実現するのか、今後の課題となりました。

「まちづくり推進事業」は川崎の市民参加のスタンダードと言えます。地域コミュニティの再構築は過去何十年も市民参加のテーマでありつづけました。担当者は実際にはまちづくり事業を行つてきている職員です。彼女の仕事に関する嬉しさや悩みはそのまま「市民参加」のそれに重なります。集権的な色合いの濃い現行システムの中で、地域主義に基づく仕組みを作っていくことは、

想像するだけでも困難な作業に思えます。しかし、担当者は確実に手ごたえを感じているようです。自主的な市民が、言葉は悪く、育つてきていることを。さらに川崎区においては、まちづくり事業 자체で完結するのではなく、他の事業、例えば「健康の森」事業と連携するという広がりを見せていくようです。

広報やオンブズマン、情報公開という問題は、市民参加には欠かせないものとして取り扱うことが必要でした。情報を制するものは常に強者となつて久しい今日、これを市民に開放し、対等の立場にすることが、地方分権のまさに主眼点であるといえます。そこから広がつて、現在オンブズマン制度

はその領域を拡大し、弱者救済の盾となるべく、総合化されようとしています。

このような事例研究をもとに、理想に近いですが、育つてきていることを。さらに川崎区においては、まちづくり事業 자체で完結するのではなく、他の事業、例えば「健康の森」事業と連携するという広がりを見せていくようです。

広報やオンブズマン、情報公開という問題は、市民参加には欠かせないものとして取り扱うことが必要でした。情報を制するものは常に強者となつて久しい今日、これを市民に開放し、対等の立場にすることが、地方分権のまさに主眼点であるといえます。そこから広がつて、現在オンブズマン制度

研修の窓③

行政内部手続の透明化に向けた 自治体要綱のあり方

環境局公害部企画指導課
弓田 茂

情報公開の一環として

「要綱」(注1)は、今日自治体の現場において、多種多様な形態で広く活用されています。

いる。

分権時代においては、「重要な政策は条例で定めること」を行政の基本原則としつつ、行政の透明化を進めていくことが求められており、規則・要綱・要領等の条例化も検討されているが、要綱の条例化を強力に進めていくことは、柔軟な行政運営に支

障をきたす可能性も否定できず、要綱を市民に積極的に公開するとともに、条例と要綱を役割分担させることで、柔軟な行政運営を達成できるケースもあり得る。

このような状況を踏まえて、ひとつには、自治体の役割の拡大とともに、柔軟な行政運営が当然に果たされなくてはならないことから、情報公開と行政手続の透明化に向け



てという視点。そしてもうひとつには、現在進められている地方分権により条例制定権が拡大し、従来条例ではできず「お願い」としてやってきた「要綱行政」(注2)の制度的条件が変化したことから、要綱という自治体の政策ツールの規範化に向けてといふ視点。この二つの視点から要綱の整理検討を行っていく。

要綱の現況と問題点

現状の要綱を検討するにあたり、今回研究チームでは、市全体の要綱(注3)が膨大であることから、直接市民に関わる事務の多い健康福祉局、市民局、環境局を対象に調査を進めた。

具体的な作業としては、第一段階として、

現在ある要綱を構造・特徴から分類(性質分類)(注4)し現状を把握し、第二段階として、要綱自体の役割に注目して、機能分類(注5)を行つた。

性質分類による検討の結果、要綱の長所(要綱の必要性)としては、その柔軟性があげられる。要綱の柔軟性の高さから、分権時代として条例化が提唱される中、要綱は条例化前段階の施策の時限的試行といった役割も担つている。

これに対し、その短所(要綱の限界)としては、(1)国法や条例の実施要領としての要綱が膨大また複雑に入り組み、全体像が把握されにくい、(2)決まった様式や名称、策定手続がなく、体系的な管理が不十分である、(3)ルールとしての透明性が保障されにくく、行政への不信感につながる可能性がある、という三点があげられる。

次に、機能分類による要綱の問題点を整

理すると、(1)根拠を規定する機能を果たす要綱の場合、機動性、試行的といった时限性の意義が薄れていなか、条例化を怠つていいかといった検討がおろそかになる恐れがあるという問題があり、(2)施行細則を規定する機能を果たす要綱では、市民の目にふれにくいため透明性等が問題となる。以上、要綱の必要性とその課題について整理したが、それらを踏まえて今後の要綱のあり方について次に述べたい。

自治体要綱の今後のあり方

市民への説明責任を果たし、行政の内部手続の透明化に向けて、行政が行うべき具體的取り組みとして、要綱の積極的な公開があげられる。

公開への第一段階としては、府内インターネットの活用(注6)が考えられる。対外的な公表の前段階としてインターネットへ掲載することは、行政自らの自己反省として現在ある要綱の整理(その手法については後述)を促すためである。そして、第二段階として、要綱集の公開である。要綱集については武藏野市等の先駆的事例(注7)があり、川崎市としてその具体的手法について、差し替え可能なファイル形式とするか、府内インターネットへ掲載したものを、市ホームページ上に公開するか、今後検討を要するところであるが、要綱集を編纂することでの内容を常に最新のものであるよう努めるために、最低でも年度ごとに改訂を要すると思われ、その都度要綱の整理の機会が提供されるという効果が期待できる。

次に、「要綱」をどう位置づけるかとの

則・要綱という自治体のルール体系(注8)の中で要綱の役割を明確にする「移行」の手法と、要綱の欠点とその問題点を防ぎ、要綱を管理する「補完」の手法に分けて説明したい。

要綱の整理は、(1)要綱を(全部もしくは一部)条例化する、(2)要綱を(全部もしくは一部)規則化する、(3)要綱のままにしておく、(4)要綱にする必要のないものを切り離す(注9)、(5)機能していない要綱、不要な要綱を廃止する、という選択肢から、条例・規則・要綱の機能分担に基づいて、個別にあてはめていく作業である。

具体的には、現在ある要綱のうち、(4)切り離しや(5)廃止にあたるもの以外の要綱が、自治体の政策ツールとして分類の対象となるものであり、要綱の「移行」は、要綱のもつ二つの機能(機能分類)(注10)と、川崎市の政策としてどう位置づけられているか、またその要綱により事業がなされてきた期間や「法システム」上の相関関係といった指標によって(1)条例化、(2)規則化を検討することである。ただし、前述要綱の必要性を踏まえて行うことが重要である。

そしてこれにあてはまらず、要綱として

留保されたものが、「補完」の対象となる。要綱の「補完」は、要綱の危険性を防ぐため、要綱集の公開とあわせて、要綱に対する責任ある管理・運用体制を整備し、ルール体系・政策体系における要綱の位置関係を明確にすることである。位置関係の明確化に関して、要綱集との関係では、単に要綱のみを公表するのではなく、その位置関係も含めて公表することで、一層質の高い実務の透明化をはかることができるであろう。

行政実務を支える要綱を積極的に公開し、市民と自治体自らに明らかにしていくことは、市民発意、市民参加、市民と自治体との協働による地域づくりにとって、そのための前提となる情報を共有していくことにもつながっていく。そして、要綱の整理は、法令・条例・規則・要綱というルールの体系の整理につながっていく。これは、單に「法システム」という固定の枠の中に当てはめていく体系づくりのための体系化ではなく、自治体が何をやっているか、何をやろうとしているかを、自治体自らが再認識していくことであり、分権時代における市民に最も近い政府である自治体が、責任ある政府としての役割を果たすためのルール整理であり、政策と施策・事業のつながりを考えるための整理である。

このように、要綱等のあり方を検討しその見直しに取り組むことは、市民に対して自治体としての説明責任を果たすこと、何を課題とし何に取り組んでいるかについて自治体自らが認識する」とであり、今後も一層取り組まなければならない課題であろう。

このように、要綱等のあり方を検討し

の見直しに取り組むことは、市民に対して自治体としての説明責任を果たすこと、何を課題とし何に取り組んでいるかについて自治体自らが認識する」とであり、今後も一層取り組まなければならない課題であろう。

注1 要綱は、一般的に「法律ではなく、その法的性質は行政内部の事柄を定めた内規」と定義されるが、ここで「要綱」とは、条例・規則以外の要綱・要領・指針等行政内部で作成されたルールを、広い意味で全て括りにしたものである。

注2 「要綱」は、行政の内部ルールでありながら、施策を実体化する様々な基準や根拠であり、市民生活や企業活動に關わりを持つようになつてゐるが、市民から内部ルールとの認識から、基本的に公開されず、市民の目にふれることがなかつた。ここに、要綱の根本的な問題点がある。

注3 川崎市全体の要綱の本数は、「川崎市における分権推進方策」(川崎市地方分権推進研究委員会報告、二〇〇〇年三月)によると、調査時の二〇〇〇年三月の時点で、七六七本に及んでいた。

注4 「土山希美枝「要綱」の実体をさくる」(政策情報かわさき 第九号四三・四四頁参照)

注5 川崎市全体の要綱の本数は、「川崎市における分権推進方策」(川崎市地方分権推進研究委員会報告、二〇〇〇年三月)によると、調査時の二〇〇〇年三月の時点で、七六七本に及んでいた。

注6 性質分類については、まず要綱の構造について、要綱の根拠法令の有無、その要綱の位置づけから分類を行い、次に要綱の特徴について、規制・補助・組織・事業根拠・判断統一の五つの性質から分類を行った。

注 5 機能分類については、性質分類における規制・補助・組織が要綱それ自体の機能・役割を示していくなどから、根拠を規定する機能・実施の細則を規定する機能、二つの機能により分類を行った。なお、前注性質分類及び機能分類の詳細は、二〇〇〇年度政策課題研究Bチーム報告書第三章第一節及び第五節を参照されたい。

本市においては、府内インターネットによって、各課のページを設け、行政情報課が各課の要綱を掲載するよう促している。要綱集に関する先駆事例についての研究は、Bチー

注 6 本規制の「法システィム」をかたちづつしている。これは、実定法としての法規範によるものではなく、法的有效性がないが、要綱が条例や規則であるのは国・地方・市町村の法律で規定し下支えする役割をしていること、また自治体の政策・施策・事業が条例・規則という文書で規定され執行されていることから、これらのルールの体系が広い意味での「法」というシステム全体を構成している要素であると捉えているからである。

注 7 ム報告書第四章を参照されたい。

注 8 条例・規則・要綱のルール体系は、広い意味で自治体の「法システィム」をかたちづつしている。これは、実定法としての法規範によるものではなく、法的有效性がないが、要綱が条例や規則であるのは国・地方・市町村の法律で規定し下支えする役割をしていること、また自治体の政策・施策・事業が条例・規則という文書で規定され執行されていることから、これらのルールの体系が広い意味での「法」というシステム全体を構成している要素であると捉えているからである。

注 9

(1) (2) (3) (4) の区分には注意を要する。(4) 切り離しにあてはまるものとしては、事務担当者レベルで完結し、担当者以外に影響が及ばないような内部規定や内閣組織の運営規定等があげられるが、このようないちり離しすることで、要綱の全体量の膨張を防ぎ、その役割を明確化させることができる。二つの機能から検討した場合、根拠規定の機能を果たす要綱が条例化・規則化となるものであり、その対象を規定する機能しかもたない場合は、その対象になることは考えにくく、後述する透明性の確保や管理など「補完」の対象となることに限定される。

としてオートメーション時代に導入された、単純作業を繰り返し行うだけのものは異なり、プログラムを入れ替えることにより多様な応用性のある動作機能を有し、様々な工程の作業を行うことができ、多品種少量生産を求められる今の時代に適した機械となっている。

研修の窓④

ロボットの未来を拓く

活力ある地域経済を担う新産業創出の観点から

総務局総務部企画管理課

服部 善彦



また、情報産業や基盤産業の育成といった地域産業の育成という観点から、ロボット技術はどのように活用することができるのか、行政においてロボット技術を何かに活用することはできないのかということに主眼を置いている。

しかし、「ロボット」と聞いても「アトムとマジンガーZと…」という風にイメージとしてとらえることはできても、ロボットの定義やしくみなど全然わからず、ましてや日常生活の中でどう役立つかなど想像もつかないというレベルから研究は始まつた。

昨年七月、私達、研究グループのメンバーは、政策課題研究テーマのひとつである「ロボット」について研究をともに進めていくことを目的に、初めて顔をあわせた。この研究は、昨今の社会情勢の中で、ロボット技術は今後の我々の生活にどのように影響してくるのか、そして活用していく場合にどのような課題が生じてくるのか、

1 ロボットの定義・歴史

昨年七月、私達、研究グループのメンバーは、政策課題研究テーマのひとつである「ロボット」について研究をともに進めていくことを目的に、初めて顔をあわせた。この研究は、昨今の社会情勢の中で、ロボット技術は今後の我々の生活にどのように影響してくるのか、そして活用していく場合にどのような課題が生じてくるのか、

途によって、産業用ロボットと個人・家庭向けのパーソナルロボットに大別される。さらに、産業用ロボットは、工場における溶接・組立等といった製造過程をいう「製造用ロボット」と、ビル内にある様々な設備の保守点検や災害救助、宇宙開発等製造用以外の分野で人間の代用として用いられる「非製造用ロボット」に分けられる。

一方で、市内には二、五〇〇社を超える

多業種にわたる企業が集積しており、そのうち一、八〇〇社は、ロボット産業の中心を担う電気機械器具や一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、金属製品製造業、鋼業に分類される。こうした状況から考えると、本市にはロボット技術の発展に重要な役割を果たし得る企業が立地しており、多様化するニーズに応えられるロボットを製作できる基盤が整っているということだが

注 10 その利用分野としては、これまで熟練工の勘と経験に頼らざるを得ないとされたいた匠の技術を有しており、人間の代替を行うまでになっている。

2 本市を取り巻く政策課題 とロボットの可能性

現在のものは、昭和の高度経済成長期に象徴される大量生産や生産性の向上を目的

としてオートメーション時代に導入された、単純作業を繰り返し行うだけのものは異なり、プログラムを入れ替えることにより多様な応用性のある動作機能を有し、様々な工程の作業を行うことができ、多品種少量生産を求められる今の時代に適した機械となっている。

できる。

3 本市の将来像とロボット技術

「川崎新時代二〇一〇プラン」では、川崎市基本構想が掲げる「地球市民の時代における人間都市の新たな創造」という将来の都市づくりを実現するため、「生涯福祉都市づくり」「快適環境都市づくり」など五つの方向性を示している。

本市のロボット施策としては、これまで

は、普及啓発という観点から、ロボット大

会やロボフェスタの開催など様々な取り組みが行われてきたものの、今後は、これらの方向性に照らし合わせて、行政におけるロボットの活用やロボット技術の研究開発という観点から充実させていく余地があるものと思われる。

4 「ロボットシティかわさき」の実現に向けて

ロボットが拓く社会のイメージとしては、

「生活のあらゆる場面で、様々なロボット

が活躍する社会」「ロボットのシステム化により、情報・作業を共有できる社会」「民

(利用者)と学(研究者)と産(開発者)の相

互参加により進化する社会」があげられる。こうした社会の到来に向けて、川崎市は、高度研究開発・生産都市として発展していくとともに、市民を主体として快適な都市環境を整備していくことが必要である。

これまで述べてきたように、科学技術の結集のシンボルであるロボット技術は、新

産業創出の必要性など様々な課題を解決する有効な手段である。

ロボット技術についての普及・啓発活動が次世代を担う人材の育成や産学官交流の場の提供につながるという風に有機的に結びついている。このため、「ロボットシティかわさき」の実現に向けて、以下に述べるところ、「普及・啓発」「研究ネットワークの構築」「実際の行政においての活用」という三つの視点からロボット施策を進めていくことを提言する。

①普及・啓発

現在、ロボット競技大会は全国各地で開催されているが、科学への理解を深め、ものづくりの大切さを学ぶといった点において、その教育効果は評価されている。

市内にある多くの研究機関で開発されていることに合わせて、「かわさきロボット大会」や「ロボフェスタ」の開催、「手塚ワールド」建設の計画もあることから、市民のロボットに対する関心は高まりつつある。

②ロボット技術の研究ネットワークの構築

ロボットの開発というと、ホンダやSONYといった先進的な企業に目が向けられがちであるが、その一方で、すでに七〇年代から、国や大学の研究者達は、少ない予算の中でロボット研究を進めてきており、そのノウハウが蓄積されていることも事実である。

ホンダの「P3」までの研究開発費用は一〇億円とも噂されている。一般的の研究者ではとても及ばない金額である。このため、研究分野を細分化せざるを得ず、ホンダやSONYのように一般にわかりやすい方法

で、ロボット技術を開発することができなかつた。

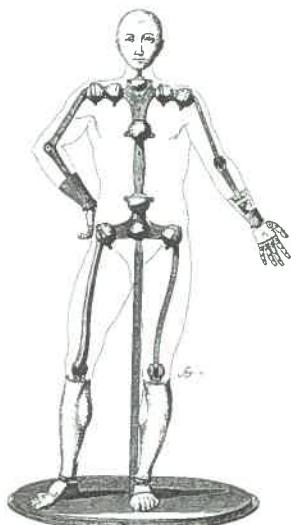
ロボットは、高度な科学技術が総合的に組み合わされてきたものであり、本市で科学技術の分野を支えている中小企業群と研究開発機関との結びつきを促すとともに、中小企業に対する支援体制の拡充をも含めたバックアップ体制の再構築が必要である。

本市におけるロボットの活用が、他都市と比較して、進んでいない状況にあることから、今後積極的な推進が望まれる。例えば、高齢化の進展を考えれば、ペット型介護ロボットの導入を検討してはどうであろうか。現在、本市内に在住する高齢者の九割以上が健康で自立した生活をおくっていることをふまえれば、今後一人暮らしの高齢者が増加する中で、安心して自立生活を支える施策として、ペット型ロボットを導入することは大きな意味を持つと思われる。

さらに、このペット型ロボットに家庭電化製品のコントロールタワーとしての機能をもたらせることができれば、一般家庭への普及も期待できるのではないか。

ロボット技術の進歩は非常に速い。私たちが研究していたわずかな期間においても次から次へと新たなロボットが誕生していった。最新型のロボットだったものが、たった数ヶ月で過去のものとなってしまう。これだけの著しい進歩には研究に対しても莫大な投資が行われていることは間違いないことであろう。ということは、昨今の不況下においてもこのロボット産業の分野にはまだまだビジネスチャンスの可能性が秘められている

るということがいえよう。先にも述べたように市内には約一、八〇〇社のロボット産業の中心にならう企業が存在する。



よって、意思決定過程の統制が行われる特徴がある。

都市の成長管理政策

サンフランシスコの事例を中心に（梗概）

まちづくり局都市計画課主査

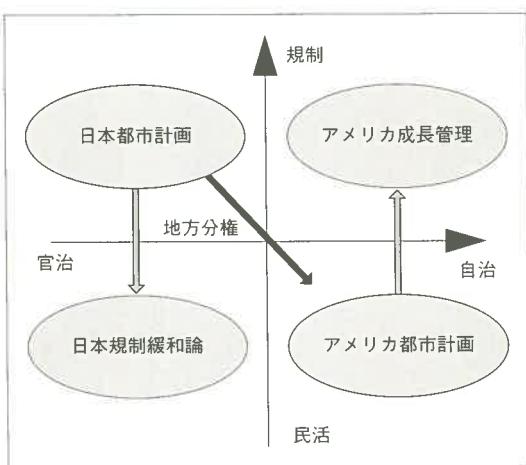
岡田 実

「自治主義」の伝統に基づいて、アメリカの自治体は、州の授権により、広範な都市計画権限が与えられている。また、「住民投票（イニシアティブ）」といった直接参政の制度や「公聴会」「市民諮詢委員会」などの住民参加の制度も装置化されている。

本稿は、筆者が東京大学大学院法学政治学研究科公政策専修コースに派遣された際、「リサーチペーパー」として取りまとめたもののがく簡単な要旨である。このベ

ルの執筆のために、文献や資料の調査を行ったとともに、一九九九年夏に三週間ほどサンフランシスコを訪問し、市の「都市計画委員会」や「再開発公社」、さらに、「CHO（コミュニティ住宅団体評議会）」や「CDCOS（コミュニティ開発法人）」といったNPOのヒアリングをおこない一九九〇年代以降の成長管理政策を中心に取りまとめた。

都市の成長管理政策について考察するため、「官治／自治」、「規制／民活」の政策モデルを設定した。一九七〇年代以降のアメリカにおける「民活・自治型」の都市計画制度が、自治の諸制度を駆使した広範な住民運動を背景に、「規制・自治型」の成長管理政策を確固たるものにしていく過程を検証する。その一方で、日本の都市計



1 都市の成長管理政策と都市計画

「都市」を「私空間」と「公共空間」から構成され、「都市活動」が展開される「公共問題」の噴出が不可避な空間と定義する。一九六〇年代後半以降の急速な「都市化」は、「都市」における諸矛盾の発生が、「公共問題」として認知され、「都市計画制度」の限界を認識せることとなり、アメリカの州や自治体を中心に「成長管理政策」が編み出された。

2 都市の成長管理政策の手法

成長管理政策は、総合計画やゾーニング、公共投資プログラムといった既存の都市計画制度に、開発の量、場所、時間の制御、規制や誘導、財政手法などを総合化することによって、「私空間」における開発を誘導し、「公共空間」の整備と一緒にになって「都市空間」を制御するものである。さらには、自治体の広範な裁量を認める一方で、情報公開や住民参加、環境影響評価手続に

3 サンフランシスコにおける成長管理政策

規制制度は、「規制・官治型」の特徴を持つていたが、一九七〇年代以降、「宅地開発要綱」のように、自治体における成長管理政策の萌芽が見られるが、その後の「規制緩和論」の中で、「民活・官治型」の特徴を帯びるようになってきた。一九九〇年代の地方分権の時代を迎える、「自治型」を指向する成長管理政策導入の必要性を説くものである。

サンフランシスコでは、一九五〇年代以降、「民活主義」の信念に裏付けられたビジネス・エリートらや再開発公社を核として「成長促進派（Pro-growth coalition）」が形成され、ダウンタウン地区の再開発が急速に進められた。一九七〇年代に至って、開発による環境や地域社会への影響にといった「都市空間」の変化が「公共問題」と認識されるようになり、「低成長派（slow-growth coalition）」の住民運動が結成された。この運動の中心となつたのが、住民投票（イニシアティブ）による成長管理政策の条例化である。当初、高度規制や成長制限といった「都市空間」の制御を求めていたが、次第にマイノリティーや低所得者層、新中間層といった広範な住民の支持を集め、アフォーダブル住宅の建設や雇用機会の確保といった都市の成長から生じる社会的不平等の拡大を問題にし、開発負担や開発利益の分配といった社会的公正性を求める運動へと変化していく。一九八六年の「プロボジションM」を境に、市政府の成長管理政策は、大きく転換し、年間のオフィス空間開発量の制限や社会政策が条

サンフランシスコ市開発公社でのヒアリングにて
低成長派のリーダーの1人C.Welch氏と

例化されることとなつた。

一九九〇年代になると、「運動」を

背景にした「成長促進派」と「低成長派」の政治的対立から、「交渉」を背景にした

「機関参画」の場における協調へと変化し、「ミッション・ベイ再開発」においては、事業者、市政府、住民の協議が進められ合意

が形成された。

成長管理の手法として、オフィス空間の規制を制限する「成長制限」などの強い「規

制手法」も導入されたが、「開発負担金」や「アフォーダブル住宅プログラム」など、開発利益の分配を求める「誘導手法」、「財政的手法」が有効に機能した。この背景には、一九七八年に成立したカリフォルニア州の「プロポジション13」の市政府に対する財政的影響が大きい。財産税を中心に財源を賄ってきた自治体が財政困難に直面し、個別開発から生まれる財源に着目し、これらの社会的分配を求めたことも大きな要

因となっている。

市政府組織も、ダウンタウン開発の推進者の役割、政治的に中立な専門家としての役割から、民間開発に積極的に関与し、開発利益と公共の利益の公正性を求める事業者、住民との協議を調整する役割へと大きく変化していった。

4 まとめ

この考察から導き出される結果は次のとおりである。

①アメリカにおける「民活主義」に基づく「規制緩和論」が大きくクローズアップ

されているが、一九八〇年代以降、都市計画の領域では、自治体独自の成長管理手法により、民間開発の規制・誘導、さらには、住民も交えた官民の協議による都市整備が進められていること。

②都市の成長管理政策は、物理的な意味での「都市空間」の制御手法やその有効性が議論されるが、「成長制限」のような空間そのものに対する「規制手法」より、公共施設の開発負担や負担金の徴収などによる「誘導手法」や「財政手法」が多く用され、成果を収めてきたこと。

③その背景には、一九七〇年代後半以降の自治体財政危機があり、アフォーダブル住宅の建設や雇用機会の拡大といった再分配、社会政策を実現するために、自治体財政運営の視点からも、開発負担制度に基づく財源確保を行ってきたこと。

④成長管理政策の導入過程において、一九七〇年代以降は、「運動」を背景とした直接参政の仕組みが大きな役割を果たしてきたが、一九九〇年代以降は、個別の

開発計画における「交渉」を背景にした実質的な参加機会によって、計画の内容

を制御するという「協議」の形に変化してきたこと。

⑤自治体政府の役割も、中立的な立場であらかじめ定められた規範、基準によつて規制を行うといったことから、民間開発に積極的に関与し、開発者との実質的協議を行い、開発者と住民との協議を調整する主体として変化してきたこと。

5 成長管理政策導入の検討

民活モデルの視点からは、民間開発を望ましい都市像に導くための手段として、開発利益の還元や公共施設整備のための原因者負担といった政策課題は残されている。

自治モデルの視点からは、①「計画」が民間開発を制御・誘導する規範としての機能をもつこと。②「計画」が民間開発と都市基盤整備の整合性を確保する「行政計画」としての機能を持つこと。③開発の利益と負担の公正性を確保するための独自の財政権限が付与されていること。④開発事業者と自治体政府との協議の手続が明らかにされ、その過程の透明性が確保され、公正性を確保するためには議会や住民がチェックできる仕組みが設けられる必要がある。

地方分権の時代において、都市計画に関わる事務の多くが自治事務に位置づけられたことは、非常に重要な転換点となる。財政が逼迫する中で、むしろ都市経営の主体としてバランスある発展と望ましい都市像の実現に向けて、自治体が果たすべき役割は大きなものになる。

*脚注 引用は省略しました。

川崎における情報交流について

田邊 聰
経済局産業政策部国際経済担当

川崎市経済局では、平成一〇年一月から米国シリコンバレー地域に職員を派遣してきました。筆者は二代目駐在員として平成一二年四月から赴任したが、かわさき二〇一〇

プラン第三次中期計画の見直し時期を迎えた今、足掛け五年度にわたるシリコンバレー・プロジェクトを振り返りつつ、その結果をこれからの川崎に根付かせるための考察を試みたい。（以下はすべて、筆者個人の私見である。）

大きな成果が期待された提携であつたが、交流の実績を重ねるベースを超えて、誰もが想像し得なかつた速さでＩＴ技術の革新・普及が進み、個人レベルでも自分のホームページを立ち上げて世界に情報発信が可能な時代となつた。更に、同NPOは地域における当初の成果目標を達成し役割を終えたという現地での評価もあり、事業ベ

ースでの交流は事実上解消した。

情報の交流について

インターネットが急速に普及し、技術面でもビジネス面でもオープン・アーキテクチャ型の考えが世の中に浸透するとともに、通信インフラはここ数年で整つてきた。しかしその一方で、実際にどんな情報をどのようにやり取りし、どのように受け止めるか、そこから何を生み出すか、といった川崎における足元の状況については、テクノロジーの進歩ほどには変化が見られない現実があるように思われ、この点はアクションプログラムにも指摘されている。

川崎とシリコンバレーNPOの提携 平成八年五月、米国カリフォルニア州シリコンバレーで、川崎市、(財)川崎市産業振興財團、現地NPO(注1)三者の提携文書が調印された。目的は、当時一般に普及し始めたインターネットを用いた産業界の相互交流や、地域経済振興、情報化に関するシンポジウム等の開催と相互の参加をうたつものであった。

同NPOは、九十年代初めからの不況期をシリコンバレーが乗り切った原動力の一

士で、名刺交換から一步二歩踏み込んだビジネスの交渉にまで進んだとの話しが、筆者は寡聞にして知らない。また業界ごとの、あるいは地域ごとの企業団体は存在するが、会員以外の参加を得て行うオープンなミーティングがどの程度行われているのか？おそらく、そう多くはないだろう。これらもフェイス・トゥ・フェイスの交流ではあるが、アクションプログラムが目指す情報の交流には、まだ距離があると考えざるえない。

情報交流の担い手としてのNPO

市内経済社会におけるオープンな情報交流を目指す担い手は、現在のところ日本起業家協会(注2)というアントレプレナー養成をミッションとするNPOのほかは、筆者の所属する市役所(経済局)あるいは第三セクターの川崎市産業振興財團があるくらいかと思われる。

平成八年一一月に開かれた第七回KSP国際フォーラム資料集に、法政大学経営学部の清成忠男教授(当時)が「地域産業振興の方向」と題した一文を寄稿している(注3)。この中で清成教授は、もともと私(市場)、公(政府)、共(NPO)ないしはパブリック)の各セクターのうち、「私における主体間の協力、相互扶助、利害調整などにかかる」共の領域が、地域形成のうえで「きわめて重要である」としている。共は、資本主義経済の発展過程において、公と私、特に公の領域に吸収され、公共として政府と同一視されることになったが、本来は其の領域に存在する課題解決には、「新たな地域産業システムと意識的産業政策づくりへのチャレンジする」という政策体系のコンセプトとして盛り込まれて

存在』としての地域レベルの非営利セクターが重要であると指摘している。

次代へのチャレンジ

シリコンバレーのNPO

清成論文にジョイントベンチャー・シリコンバレー・ネットワーク (JV:SVN) (注3) という、いわばNPO活動を束ねるNPOが紹介されている。JV:SVNは複数の

都市行政区域をまたぐシリコンバレー（俗称）において広域行政的な視点でコミュニティの活性化を目指している。日本の地方行政が担う役割と重なる面もあるが、大学やNPO、行政まで含めた地域の産業人達によるイニシアチブで情報の相互交流・調整を図ろうとする（注4）点は、参考になると考える。

勿論、こうした活動が成立するためには、それぞれに社会的成果の実現を目指す個別の活動が大前提となる。組織論以前に、的確な成果目標と現場での優れた実績のある（複数の）活動なくして「ジョイント」ベンチャーはあり得ない。

本市においては、シリコンバレー地域交流推進事業のほか、インダストリアル・デザインの振興を通じて新しいものづくりを考える「かわさきデザインフォーラム」（注5）などの、優れて情報の価値に敏感な人々が集まる場を提供してきた。こうした経験の蓄積や、何よりもそこに集まつてこられる産業人（注6）の皆さんのが、地域における情報交流のあり方について次のステップを考える段階にきたことを示唆している

ように思われる。

筆者の私見であるが、前述の清成論文の示唆する方向として、産業人による自発的、内発的な交流が行われるような場づくり、仕組みづくりを考えていく必要があると思われる。このときのポイントは、製造業、商業、サービス業といった枠組み、さらには川崎という地理的な領域さえも超えて、オープンな地域と共に歩む産業人のネット

ワーキングへの指向、公のコミットなしに運営される自律性、豊かな職業経験をもつ産業人OBや学生を積極的に巻き込むこと、といったことになるかと思う。

こうした組織が直ちに立ち上がりつて動き始めるはずもないが、今後少しずつ「人財」の生きたデータを日々の地域活動の中で蓄積していくことから、将来に繋げていけるのではないかという期待をもつている。

注1 Smart Valley Inc.

注2 山田長満理事長、川崎市多摩区登戸二七三五中和ビル三階。<http://www.jea.or.jp/>

注3 日本においても特定非営利活動法人東大阪地域活性化支援機構などがある。<http://www.kaidaren.or.jp/>

注4 Japanese policy/2001/024.htm 「地域における産業集積戦略のあり方」（二〇〇一年五月二二日経済団体連合会）などで紹介されている。<http://www.kawasaki-nana.jp/design/>

注5 本稿では経営者、技術者、技能者、「デザイナー」、消費者、教育者、学生など、地域の産業に様々な立場で関わるすべての人を指して「産業人」という言葉を使っている。



韓国・富川市通信

総務局交流推進課・大韓民国富川市派遣

曹 尚子

1 制度概要

一九九六年一〇月二二日の韓国・富川市との友好都市協定締結に続き、翌年度より一年を任期として職員相互派遣制度が始まつた。これまで、一般事務職三名が派遣され、それぞれの研修テーマに基づいて行政研修を行うとともに、情報収集及び提供、交流事業の補助等の業務を行ってきた。これら

の実績に引き続き、二〇〇一年度派遣職員として一年間富川市役所国際通商課で勤務することとなつた。

2 富川市概要

富川市は韓国北西部の京畿道（キヨンギド・日本の県にある）に属する中堅都市で、首都ソウル市と港湾都市仁川市（インチヨンシ）の中間に位置する。人口約八〇万人、人口密度については京畿道でソウルに統いて二位となつてゐる。過去においては、機械工業、化学工業などを中心とする工業都市として発展してきたが、現在で

はデジタルアートハイブ（Digital Art Hive・先端産業団地）を造成するなど、知識基盤産業に移行しつつある。一方、一九五五年の民選（市民の直接選挙を意味する。

これ以前は中央政府による任命制であつた）市長の誕生により、地域に密着した都市づくりが進められてきた。特に、一九九八年

度に元恵栄（ウォン・ヘヨン）市長が当選を果たすと、その強力なリーダーシップのもとで、「桃の花」に都市の姿を重ねた從来のイメージ戦略の他に、以下に記述する五大文化事業を中心とした「文化芸術都市富川」の造成にむけて職員が一丸となつて取り組んでいる。以下、目覚しい発展を遂げる富川市の主要政策について触れてみたい。

(1) 富川市五大文化事業

名称のとおり五つの文化事業からなる。

①富川フィルハーモニー・オーケストラは、KBS、ソウル市立交響楽団と共に国内二大オーケストラとして名高い楽団である。②毎年七月初旬に開催される富川国際ファンタスティック映画祭は、釜山国際映画祭とともに国内二大映画祭として定着してい

(2) 國際交流事業

一九九七年の外貨危機に始まる経済危機に起因するIMF（国際通貨基金）からの緊急融資金を二〇〇一年八月二三日をもつて全額返済した韓国であるが、国民生活レベルにおいては、依然として深刻な不況が続いている。しかしこのような経済状況にありながらも、国際交流事業の重要性は低くなるどころか、むしろ高まっているのが現状である。現在、姉妹都市としては、ア

ビー市（九五年二月二八日）、中国・ハルビン市（九五年二月二八日）があり、友好都市では日本国・川崎市（九六年一〇月二二日）、経済友好都市として中国・榮成（ヨンソン）市（九七年七月二十五日）があり、経済文化交流友好都市としては中国・威海（ウエイハイ）市（二〇〇〇年一月七日）、最後に職員相互派遣協定のみを締結している日本国・岡山市（二〇〇〇年四月二十四日）がある。この他、ロシア・ハバロフスク市とも姉妹・友好都市といった形態ではないが交流を行つてている。「世界化」という命題と経済復興は別次元のものであり、双方とも実現されなければならず、従つて交流事業は経済動向に影響されないと富川市担当者は説明している。

(3) 富川市電子決裁システム

富川市においては、二〇〇〇年度より行政内部の電子決裁システムが完全実施されている。一九九七年三月に電子文書管理システム推進計画を樹立し、使用者に対する研修を含め段階的に電子文書送受信を実施してきた。その後二〇〇〇年一月に電子決済運用指針を制定し、同年二月には全職員へのパソコン支給を完了した。同年四月中旬から五月下旬の試験運用を経て、二〇〇〇年五月末より完全施行となつた。

電子決裁の施行にともなう研修制度も充実している。昨年度は全五七回にわたりパソコン研修を実施したが、システムが定着している現在においても、富川市公務員情報化能力評価規定（富川市訓令第五五三号）に基づいて、定期的に情報化能力検定を実施している。この検定は毎年一回実施され、不合格者及び新入社員を対象とした追試も

ある。また、試験結果については人事評価にも反映され、適用についても行政職四級（局長級）以下全職員に適用される。このため、富川市役所においてパソコンが苦手であるといった声はほとんど聞かれない。

3 日本語を学ぶ富川市職員

現在、韓国では非常に多くの人々が日本語を勉強している。富川市においても、英語、中国語と並び多くの職員が日本語を勉強している。日本語研修の初級クラスについては、外部講師による早朝授業終了後、日常会話の練習を川崎市からの派遣職員が行っている。日本への派遣を終えた上級者については、ランゲージ・エクスチエンジの形態で、会話、書き取り、リスニングなどを週一回二時間ほど行っている。日本語学習終了後には、富川市職員が派遣職員に韓国語を教授してくれる。その他にも個別にランゲージ・エクスチエンジを行っているが、これらの人々に接して感じることは、文法のレベルに比較して会話能力が非常に高いことである。また市庁舎には、それぞれ三〇名を収容できる二つの語学室があり、L.S.設備も完備されている。富川市の語学研修に対する熱意がうかがえる。

4 韓国・朝鮮を見る視角 と派遣職員の役割

韓国・朝鮮と対峙するとき避けて通れない葛藤がある。日帝時代（日本帝国主義による支配の意。韓国での歴史学用語である）と同時に日常用語。日本でいう植民地時代）に日本人研究者が作り出した「停滞史観」

及び「他律性史観」と呼ばれるものである。前者は、当時の朝鮮社会が日本の平安時代に該当し、それ以降発展を見ず、停滞した社会であるという主張であり、後者は歴史的に見て朝鮮という国は常に他国の侵略を受け、かつこれに対して自律的に対処したことなく、独自の力で自國の運命を決定できない国であるという主張である。詳しくは『梶村秀樹著作集第一巻、明石書店全六巻、別巻二』をご参照いただきたいが、戦後、梶村秀樹氏を始めとする朝鮮史研究者は、当時、日本人の朝鮮観を決定づけたこの代表的な二つの学説を克服することか

ら、新たな研究を始めた。しかしながら、五〇余年が経過した現在においても、このような歴史観を日常会話においてしばしば耳にすることがあり、驚愕を感じえない。こういった有形無形に引き継がれてきた心的土台の上に、現代社会における経済の発展度合いが、強力な根拠づけとして作用し、「韓国には見るべきものはない」という結論に即帰着する例が見受けられる。そこには、朝鮮半島に特有の風土的条件、歴史的条件・社会構造的条件から考察し、觀察対象として客観的に把握しようとする姿勢が欠如してはいないだろうか？

派遣職員として、微力ながらも日韓交流の掛け橋という任務を負っている者としては、単純に情報を流すのではなく、情報をいかに先入観なく受け止めるかといった視角についても、一つの提言を行えたらと思う。同時に、韓国の人々の日本語学習に協力することによって、韓国の人々が自身の目や耳で、日本を知ることにつながつければと思う。こういったささやかな一つひとつ積み重ねによって、過去の歴史を乗り越え、相互に生き生きとした関心を抱きあう関係を再び取り戻せるのではないかという期待を胸に、韓国での日々を送っている。



富山市庁舎と庁舎前広場



富山市国際通商課。右から張龍雲課長、本人、同僚の金さん、李さん。

かわさき環境デーの取り組み 市民発・広げよう循環ネットワーク

かわさき環境デー2001実行委員会委員長

庄司佳子



環境デー2001

二〇〇一年六月三日、晴天。「かわさき環境デー2001」は、JR鹿島田駅より歩いて「新川崎・創造のもり」にて、環境に関わる市民団体二〇、事業

者八社、学校九校、行政五部署の参加により実施された。

この催しは今年で二回目で、一回目は昨年六月に川崎市中小企業・婦人会館で行われた。今年は戸外を中心とした催しのため天候に大きく左右されるという波乱を含みながらも、幸運なことに青空の下に集うことができた。約八ヶ月もの準備期間を棒にふるかもしれないというリスクに敢えて挑戦したのは、より多くの市民に会場に足を運んでもらいやすいようにという思いが実行委員会の根底にあったからである。

戸外ならではの企画としては、太陽光発電の体験や太陽熱調理器（ソーラーカッカー）の実演、低公害車の展示と試乗、割り箸灰づくりの実演などがあつたほか、団体展示にも戸外を活かしたものを見受けられた。

メインとなる団体展示は実にさまざま。視点での取り組みが紹介されており、それは裏返せば環境問題の間口の広さを実感できるものとなつた。また、今年実

このようにして、会場に足を運んだ人が何か一つでも新しい発見や「環境への気づき」を持ち帰ってほしいと言う願いから（欲張りすぎたとの反省も出たが）、多様な企画を用意した。

二回目である今年はまずは成功したと言つてよい。そして、その後には多くの協力があつた。特に川崎市職員労働組合清掃支部と川崎生活環境事業所の会である小倉町内会にもチラシの全戸配

●「かわさき環境デー2000」の開催
翌二〇〇〇年二月に実行委員会を立ち上げ、開催予定の六月まで残り四ヶ月という状況のもと準備が進められた。何とか押さえた川崎市中小企業・婦人会館のホールを会場に、周囲の壁面を出展団体の展示スペースとし、中央には前半はフリーマーケット、後半はミニ討論会を二つ設けた。二つは「生ごみを利用した燃料電池発電」についての学習・意見交換、

施した出展団体相互による「展示コンテスト」は、他団体との出会い・交流はもとより、連帯感や活動の活性化に繋がる刺激しあう場としての役割も果たした。「新川崎・創造のもり」の端に位置する「K²ハウス」では、子どもたちの環境への取り組みの展示と「子ども環境会議」が行われた。作品はどれも充実した内容だつたが、環境会議での取り組みの発表も大人たちを十分に刺激するものだった。

「水のムダ使いをなくそう」「水道料金のダイエット作戦」「電気製品の利用と省エネ」など、その取り組みが実践的で効果的であることに驚く声も多かつた。当日の話し合いは「子ども環境宣言」にまとめられた。

また会場内の模擬店では、D・R・P（ディッシュ・リターン・プロジェクト）という使い捨て容器でない皿を使用し、食事した人自らが皿を洗い、戻すという方法を導入した。「カレーを食べて、まさかそのお皿を自分で洗うとは思つても、ませんでした。こんな形で環境教育もできるんですね。」と出展参加した事業者が感想が寄せられた。

そのようにして、会場に足を運んだ人が何か一つでも新しい発見や「環境への気づき」を持ち帰ってほしいと言う願いから（欲張りすぎたとの反省も出たが）、多様な企画を用意した。

二回目である今年はまずは成功したと言つてよい。そして、その後には多くの協力があつた。特に川崎市職員労働組合清掃支部と川崎生活環境事業所の会である小倉町内会にもチラシの全戸配

布や子ども会のスタッフ参加などのバッカアップをいただいた。かわさき環境デーのサブテーマである「市民発・みんなで広げよう循環ネットワーク」の輪はゆっくりと広がり始めている。

もう一つは「環境学習センターをつくる」。というものの、どちらも熱のこもる話しあいだつた。

団体展示については工夫をこらした。ボスター・セッショントする場合、来場者への説明に終始し、他団体の展示を十分に見ることが少ないので、交流を促すしかけとして「展示ツアーワー」を行った。旗をたてたツアーコンダクターの後につき、それぞれが順番に展示の前で行う数分のアピールをみんなで聞いて回るというもので、ユニークで楽しいと好評を博した。

もちろん反省点も多く、多くの市民に来てもらうために特に会場や広報についての課題は多く、整理して第2回目に引き継ぐこととなつた。

● 「かわさき環境デー2001」

かわさき環境デー2000が終了するとすぐ、2001の実行委員会を立ち上げ、秋にはシンポジウム「川崎に環境学習センターをつくろう」を実施した。2000でのミニ討論会をさらに深め、環境団体の活動拠点であり環境学習や発信の場としての重要性を確認した。それは市民活動支援の議論と重なる部分が多く、最終的には2001が終了後、実行委員会によって要望という形にまとめているところである。

シンポジウム後は2001の実施に向けて会場の選定や折衝、現地下見、企画構成する実行委員で進めてきたが、二ヶ月前からは参画する層を広げ拡大実行委員会を形作る予定だつた。しかし、仕事や自身の活動をかかる中で主体的な参

加の輪を広げることができず、結局実行委員が複数の企画を担当せざるを得なかつたことは後々まで影響した。それぞれの企画を充分に深めることが出来ず、次のステップの大きな反省として残つた。

● 「かわさき環境デー2002」に向けて

2001を終了し、各団体からはさまざまな意見や反省が寄せられた。それを元に実行委員会では、主体的に運営にかかわる層や機会を広げるとともに、個々の負担も軽減していくための検討を重ねた。

「かわさき環境デー」がさらに飛躍するためには、主体的な参加の場の創出とパートナーシップは不可欠の要素となる。具体的な策として、全体的な企画提案を受け止める体制づくりや、企画の実施団体を募り積極的な参加をすすめることなどが挙げられるが、これにより、より柔軟な連携が深まることう。事業者や学校、行政にもぜひ実行委員会に参加して欲しい。他にも団体相互が交流するしがけづくりなどを検討する必要がある。

私は地元での活動「矢上川で遊ぶ会」として「かわさき環境デー」の発足から参加し、二回の実行委員長をつとめさせていただいた。川崎市民の環境への思いがこのイベントを生みだし、横の連携も紡ぎだしていることを大変嬉しく、また誇りに感じている。

ジャンル別になりやすい環境活動の連携を生み出すことにより、活動の視野を広げ、さらにパワーアップすることができると、二〇〇二年の開催を楽しみにしている。

市民の目②

川崎発・米からつくる酒造り 川崎酒遊米俱楽部の取り組み

たけくま酒店代表取締役

宮川 大祐

「川崎酒遊米俱楽部」は「かわさきしゅうまいくらぶ」と読みます。「川崎」と「酒」「遊」「米」とを結びつけた語呂合わせですが、今、実際に川崎市内外の力を借りて、活動として結びつけています。

現在、川崎市麻生区早野の田んぼ、一反二畝（約一、二〇〇平方メートル）を地元農家の守谷さんからお借りし、市内で初めての酒造好適米（食用米とは成分が異なり、酒造に適した成分条件を満たすお米）の栽培を市民参加型のイベントにより行っています。初年度の今年は「田植え」「田の草取り」「稲刈り」を各イベントとして行います。

この活動には「川崎」の「米（農業）」をひとりでも多くの人に触れてもらいたい。楽しいんで（「遊」んで）もらいたい。

「米」の加工品である「酒」を身近に感じてもらいたい。「川崎」の「米（農業）」に愛情を持つてももらいたい。誇りにしてももらいたい。という気持ちを込めています。

私は現在二十九歳で、二年半前に家業の酒屋を継ぎました。「運良く」いい形で四代目となる一般酒販店を継ぎました。「運良く」とは平成一五年に酒販小売免許の規制撤廃を控え、いわゆる「街の酒屋さん」という形態が崩壊している環境の中、「地酒専門店」としてすでに他店との差別化に成功していた店を継げたことです。先代社長の東奔西走の努力により、地方にある少量ながら品質の良い製品を醸造する小規模酒造メーカーとの、強力な信頼関係で結ばれています。

「廉価化」という差別化の方法（主にディスカウントストア形態の方法）ではない「専門化」という差別化の方法は、地元川崎市のみを商圏とするのではなく、だけで成立し難く、現在、当店においての販売先は地元川崎市よりもお隣りの東京都が主となっています。極端な表現をしますと、川崎では「良い物だが高価」

な物よりも「悪い物だが安価」な物が選ばれるようです。

こういった傾向の商売を続けていくうちに、それでも地元川崎市内で商売の足場固めをしたい、なんとしても川崎に「専門化」された酒を売りたいとの思いが強まりました。「川崎」と「専門化」された「良い物だが高価」な酒を結びつけるにはどうすればいいのだろうか。その答えを出すには神奈川県海老名市内で酒造業を営む泉橋酒造株と出会い、その活動を知ったことが大きなヒントになりました。

泉橋酒造株は神奈川県という大消費地に属しながら、七年前に跡継ぎの友一さん（現専務）が会社に戻ってきてから、



自分たちの手で米からつくる酒作り—川崎酒遊米俱楽部

品質重視の戦略へ明らかな方向転換をし

た意欲的な酒造メーカーです。そのボリ

シーのひとつに「酒造は原料の米から自らの手で作り始めなければならない」とあり、実際に六年前から、地元海老名市で酒造好適米の栽培を始めています。その栽培を市民参加型イベントにより行っており、私もそこに二年間参加を続けました。素晴らしい試みに触れることが出来ました。酒造メーカー、小売と立場は違いますが、生業を成り立たせる源を地元市民に求め、ともに歩んでいきたい、巻き込んでいきたいという考えが一致しました。

出発点はここでした。川崎で酒米を栽培しながら、七年前に跡継ぎの友一さん（現専務）が会社に戻ってきてから、

培しよう。

まずはメンバー集めです。泉橋酒造株橋場専務と同年代の酒販店経営者。そして神奈川県商工労働部商業観光流通課が

行う異業種交流ネットワーク「生活彩業フォーラム」の川崎市内のメンバー。この彩業を主催する県職員鈴木博明さんに間に入って頂き、宮前区有馬で正果園という梨園を営む持田正さんの協力が決まり、そして持田さんが代表をする「川崎ファーマーズマーケット」のメンバー麻生区黒川で坂本農園を営む坂本さんも協力して頂けることになりました。この「川

崎ファーマーズマーケット」というネットワークは、市民と農業者、及び農業者相互間のネットワークづくりを目的とする活動であり、私と考へが近い活動をしています。「ネットワーク」が「ネットワーク」を呼び、垣根を越えた横の繋がりが生まれる場面を実体験できました。自發的に何か創り出そうと考えなくては結びつくはずもないメンバーが「川崎」「米（農業）」という言葉で結ばれたのです。

【川崎酒遊米俱楽部】現在の活動

「川崎酒遊米俱楽部」のメンバーは、私を含めた川崎市の酒販店二名、海老名市の酒造メーカー、川崎市の農業家二名（十ファーマーズマーケットのメンバー）、神奈川県の「生活彩業フォーラム」といふ多彩な顔ぶれになりました。

それから田んぼを借り、「田植え」（六月、参加約四〇名）「田の草取り」（八月、参加約一五名）の各イベントを経て、現在はもう一人の酒販店の方が抜けられま

したが残りのメンバーで活動しています。

今のところ、活動の結果はまずまずです。参加された方々は初めて田んぼに触れるという方がほとんどで、いい経験を

して頂けたと思います。また、メディアの反応が良く、一人でも多くの人に活動を知つてもらういい機会を頂きました。全国紙地方版、酒販業界紙、さらにはテレビ。「酒販店、生き残りの方策」「新しい酒造りのテーマの一つ」「川崎発、うまい地酒」などそれぞれに紹介されました。

【川崎酒遊米俱楽部】今後の活動

「川崎」で栽培された「米」だけでは「酒」を造るには、現在栽培している田んぼの規模（一、二〇〇平方メートル）では不可能です。実際には最低でもその五倍の規模が必要となります。理想は農業家の方から手を挙げていただき、農業家の目的意識をもつた意思の下でさらなる「米」を栽培することです。

また「川崎」「米」というキーワードを用い、「酒米」を使つた和菓子（餅、団子）の製造も考えられます。これにより、市内の和菓子屋さんとのネットワークが結ばれれば、より活動は広がるでしょう。

「川崎」「酒」「遊」「米（農業）」というキーワードの中で、今後、この活動を通して新しいネットワークを創ること、「川崎」「農業」に対して市民が新しい認識を持つことなど、目に見えないものを大切にしてきたいと考えています。めぐりめぐつて、いずれ「川崎」市民が「酒」に対してもう一人の酒販店の方が抜けられました。

民間企業との共同研究を経験して ばいじん中ダイオキシン類の除去技術

環境局公害部公害研究所副主幹
・廃棄物研究担当

川村和弘

近年、廃棄物は、その処理過程において大気、水質、土壤等の環境汚染との関わりが指摘され、その影響が大きなものとなる場合もある。さらに地球的規模で考えると、廃棄物の処理は地球環境に直接的（大気汚染等）及び間接的（リサイクルによる森林保護等）に関与しており、廃棄物処理が重大な環境問題になつてきている。

こうしたことから、廃棄物処理による環状影響の少ない処理方法の開発や改善が望まれている。

廃棄物処理におけるこうした課題について調査研究するため、本市も公害研究所に廃棄物部門が三年前に設置されたが、その調査研究は緒に就いたばかりである。ここでは、平成一一～一二年度の二年間、日本钢管株と、同社が開発した「ばいじん（飛灰）中ダイオキシン類の揮発脱離プロセス」のパイロットプラントで実用化するための共同研究を行つたので、その内容の紹介と、民間企業との共同研究について初めての経験を通した感想をまとめた。

廃棄物の焼却とダイオキシン類

これまで、廃棄物は、公衆衛生面と廃棄物量を少なくするために焼却を基本とした処理が行われてきたが、多種多様化した廃棄物の焼却処理は、ダイオキシン類、窒素酸化物（NO_x）、塩化水素（HCl）、硫黄酸化物（SO_x）、ばいじん、二酸化炭素（CO₂）などを含んだ排ガスを大気に放出している。

一方、廃棄物の再使用、再生利用および資源化可能な廃棄物をリサイクルすることによって、省資源・省エネルギーや森林保護という側面で地球環境の保全に役立っている。

今、廃棄物は地球環境を考えた処理方法が問われており、循環型社会を形成するためには廃棄物のリサイクルが急速に進められてきている。そうした中で、焼却を基本とした廃棄物処理についても、環境汚染物質を極力出さない焼却方法やその除去技術が要求されている。特に、廃

棄物を焼却処理する過程で非意図的に発生するダイオキシン類は、その毒性から大きな社会問題になつており、その対策が強く求められている。

ダイオキシン類は、廃棄物焼却施設において不完全燃焼などによつて生成し、ごみ焼却炉から発生するダイオキシン類の焼却炉系外への排出の形態調査から、ばいじん（飛灰）とともに排出されるダイオキシン類が、ごみ焼却炉からの総排出量の六〇%以上を占めることが分かっている。

通常、ごみ焼却炉から発生するばいじんは、集じん装置によつて集められ、埋め立て処分されている。したがつて、ばいじんを埋め立て処分するにあたつて捕集されたばいじん中に含まれるダイオキシン類の削減対策として、効果的な処理方法の確立が重要な課題になつており、今回の共同研究は、これをテーマとした。

本研究のばいじん中ダイオキシン類の揮発脱離分解プロセスは、

①ばいじんに付着又は吸着しているダイオキシン類を加熱および高温空気（揮発促進ガス）の吹き込みによつて、ばいじんから揮発脱離させる。

②ガス側に分離されたダイオキシン類は、触媒分解塔に導入され化学反応によつて完全に酸化分解される。

③触媒分解塔を出たガスは、加熱時に着塔で除去した後、大気中にガスを放出させる。

④ダイオキシン類を除去したばいじんは、ばいじん安定剤によつて重金属の溶出防止処理をする。

共同研究の期間は二年間であり、その間ワーキンググループを作り、お互いに委員を出して研究の目的、内容等について検討を行い、さらに詳細な研究計画等を決定した。

共同研究の期間は二年間であり、その間ワーキンググループを作り、お互いに委員を出して研究の目的、内容等について検討を行つた。

今回の研究においては、試験室レベルの予備試験は終わつてゐるため、実用化へ向けての研究結果等についても検討を行つた。

今回の研究においては、試験室レベル

のダイオキシン類、重金属類等の分析を行つた。その結果について評価検討を行つた。

図1は実証試験で用いたパイロットプラントのフローである。

廃棄物焼却施設から排出される排ガス

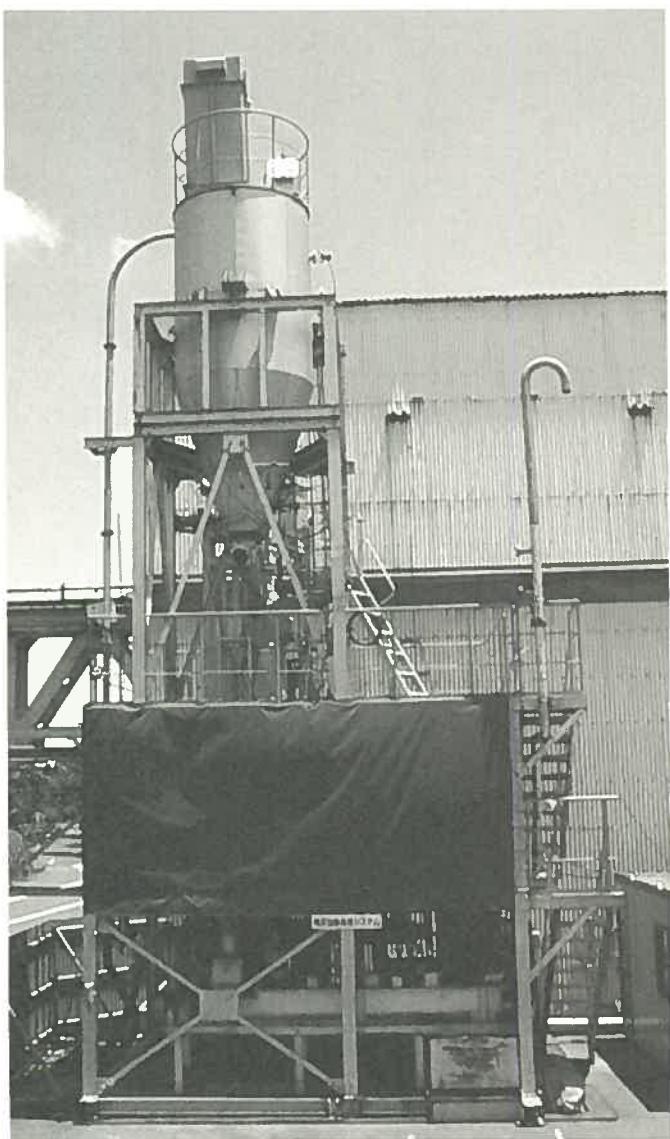
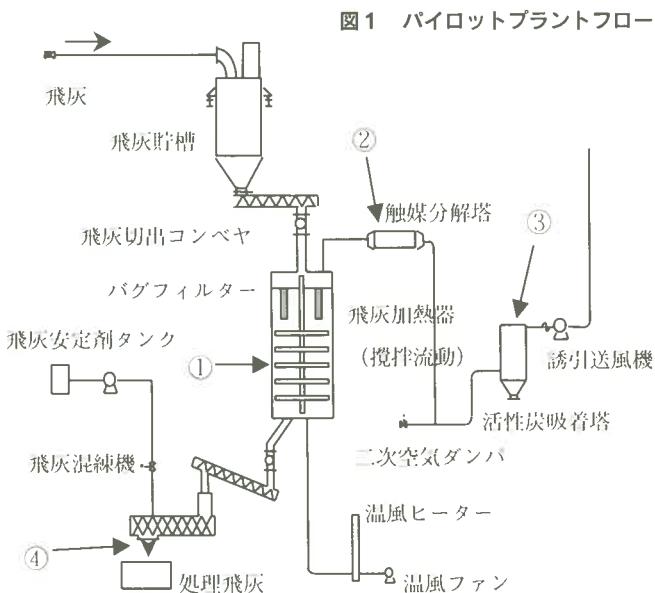
中のダイオキシン類は、低温（=100℃以下）ではほとんどが固体又は液体であり、排ガス中のばいじんに付着又は吸着している微小粒子として存在していると考えられる。したがつて、集じん装置に捕集されたばいじんには、ダイオキシン類が付着又は吸着された状態で存在している。

以上のよう、ばいじん中のダイオキシン類の除去性能ばかりでなく、ガス側に移行したダイオキシン類の触媒による分解除去性能、ダイオキシン類除去後のばいじんの重金属溶出防止等の総合的なプロセス性能を確認した。

民間企業との共同研究で得たもの

今回の共同研究によつて、「ごみ焼却によつて発生するばいじん中のダイオキシン類の除去技術」が「ばいじん中ダイオキシン類の揮発脱離分解プロセス」のパイロットプラントでの実証試験によつて確立され、日本钢管(株)は実用化される道が開けるとともに、廃棄物研究担当者は、ばいじん中ダイオキシン類の除去関連技術、そしてダイオキシン類、ばいじんの性状等の知識が得られ、少なからず共同研究を行つた意義があつた。

自治体の研究機関が民間企業と共同研



バイロットプラント全景

究を行うことは、現在の民間活力を活かそうとする時代において、民間企業が持つている技術力や専門知識を取り入れて、廃棄物を例にとれば、廃棄物処理等における課題の解決の一策ともなり、新しい技術や専門知識を得るとともに、民間企業の技術開発や研究への取り組みの姿勢、考え方などが参考になる。

初めて共同研究を経験したこと、廃棄物研究担当としては、常にできる限り新しい技術や知識を習得し、廃棄物問題におけるどのような課題に対しても対応できる態勢を充実させることが必要を感じた。

地球上において、生物が生存するための条件の主因子の一つとして環境が上げられる。特に、生息する周辺環境が生物に適しているか否かが重要であり、人間もその例外ではない。

地球上の生物が生存していくことは、その過程で有機物である廃棄物を出し、それが環境汚染の主原因となつて必然的に地球環境を汚染し、地球環境の自浄作用はあるが宇宙的時間で環境を悪くしていくことは避けられないという指摘もある。

その地球環境を有害物質等による汚染を加え加速度的に汚染させ悪くしたのは地球上の生物である人間であり、そうした反省から悪くなつた地球環境を良くしようとして、世界中で多くの人が環境問題に取り組んでいる。ダイオキシン類対策も、その重要な取り組みの一つである。

公害研究所は、川崎市における環境の改善や市民生活等を守るため、環境を支配する大気、水質（河川水、海水、地下水）、騒音振動、土壤、廃棄物（ごみ）の部門にかかる試験検査及び調査研究する機関である。廃棄物部門としては、今後ともこうした民間企業との共同研究等について前向きに対応していくことが必要と感じたところである。

今こそ「攻め」の市政を

テレビ神奈川報道部

小野瀬淑子

いよいよ川崎市長選挙が目前に迫ってきました。この原稿が掲載される頃には結果は明らかになつてゐるが、今回の市長選はかつてないほどの乱戦模様となりそうだ。オール与党体制下での一騎打ちだった前回から一変し、この原稿を書いている九月初旬の時点で立候補予定者は七人と過去最多となつた。一方、市議会与党会派などの間では市長選への対応がなかなかまとまらず、混迷の度合いを深めている。

「最近の川崎には活気がない」——昔の川崎を知る人からよくこんな声を聞く。いうまでもなく川崎といえば、工業の街、公害の街、革新市政の街とその時々の日本本の世相を象徴するかのような歴史を歩んできた。こうした歴史を背景に、川崎市は公害防止条例や環境アセス条例、また近年では、国籍条項の撤廃や外国人市民代表者会議の設置など他の自治体に先

るが、市民団体の監査請求によって提起されたこの問題は本来、今年三月までに結論が出来ることになつていた。いわば、検討委に下駄を預けて結論を先送りした格好で、しかも会議は非公開である。市では昨年一〇月から出資率五〇パーセント以上の出資法人の情報公開を始めているが、當利企業型などの法人は除かれるので、ファズやKCTは含まれない。

一方、川崎冷蔵は、新しい冷蔵庫の建設に伴つて一四億円あまりを借り入れたために赤字に転落した。こちらについては府内に設けられた調査委員会が八月、

駆けて、数々の画期的な施策を打ちだしてきました。しかし、私が川崎の担当になつて一年、全国を賑わすようなニュースは少なくなつた。逆に「塩漬け土地」の問題など、バブル崩壊後の負の遺産ばかりが目立つている。財政難の下では新しいことやユニークなことにならなか手をつけにくいのかもしれないが、最近の川崎市政は、いうなれば「攻めから守りへ」の印象が強い。

この「守り」の姿勢は、最近の三セク問題を巡る市の対応にも如実に表れていた。三セクの経営破綻は全国的な現象だが、川崎市でも「かわさきファズ」(FAZ) や「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)、「川崎冷蔵」などの経営難が深刻となつていて。

昭和五九年に制定された川崎市の情報公開条例は、當時、請求者を市外の人も含めてすべての人に広げたことや「知る権利」を謳つたことで、全国的な注目を集めめた。それから一七年たつた今、市民が知りたい本質的な情報が明らかにされないというジレンマに陥っている。今年四月から施行されている新しい情報公開条例では「行政の説明責任」を明記しているが、理念は実践されて初めて意味を持つ。また、情報を公開して説明するだけでなく、行政が市民の意見に耳を傾けることも重要だ。市政の重要な課題につい

ては審議会や委員会の設置に留まらず、タウンミーティングを開いて市民の生の声を聞いてみてはどうだろうか。川崎市が「二一世紀の自治と分権のフロンティア」となるためにも、ここは「攻め」の姿勢で「川崎方式」の概要を示して欲しい。

バックナンバー紹介 第10号

■【特集1】二十一世紀の川崎の都市像
提言論文・市民提案を読む

●〈シンボジウム〉新時代へのメツセージ
(コーディネーター) 鳴海正泰(バネラ)
坪井善明・真柄昭宏・真柄真美子・
原尻淳一・日比野純子・瀧田浩
●〈提言論文優秀賞〉二十一世紀コミュニティ論(眞柄昭宏・眞柄真美子)

●〈提言論文優秀賞〉川崎市における戦略的NPO強化政策(原尻淳一)
●〈市民提案・一般部門最優秀賞〉近未来・川崎の、学校を単位とした地域コミュニティ(假想)(日比野純子)
●〈市民提案・中学生部門最優秀賞〉お年寄りとすごせる学校(天師中学校三年・八木祐美)

●【特集2】新時代の課題と可能性
●市民活動支援は自治体をどう変えるか
(奥津茂樹)
●新世紀へ健康づくりのあらたなスタート
(前田寿々子)

●【特集2】新時代の課題と可能性
●その他、〈市民提案優秀賞〉など七篇
●(田中充)
●(中村健)

●(川村貞一)
●(小泉幸洋)
●(中村健)

川崎元気商店紹介

がんばれ まちの おみせ屋さん

経済局産業振興部金融課

清水佐和子

川崎市では市内の中小売店舗で経営の合理化、店舗の近代化をはかり、消費者サービスの向上と地域商業の振興に寄与した優良小売店舗の表彰を毎年実施している。今回、それぞれの目的で店舗リニューアルしたことをきっかけに、優良小売店舗として表彰を受け、さらに努力を重ねて頑張っている商店を紹介する。

安心感を提供し続ける和菓子店

▼泉心庵

店舗改装を考えている経営者の多くは、現在のお客様に愛されている店はそのままでも、さらに新しいお客様を確保したいと望むものである。そういう意味で良い改装とは、新しい店舗に訪れたお客様が何の違和感もなく、改装前と同じような安らぎを感じられる空間をいかにつくりだせるかにかかっている。

今回紹介する「泉心庵」は全く新しい店舗になつたにもかかわらず、同じ空間を提供し続けている店である。

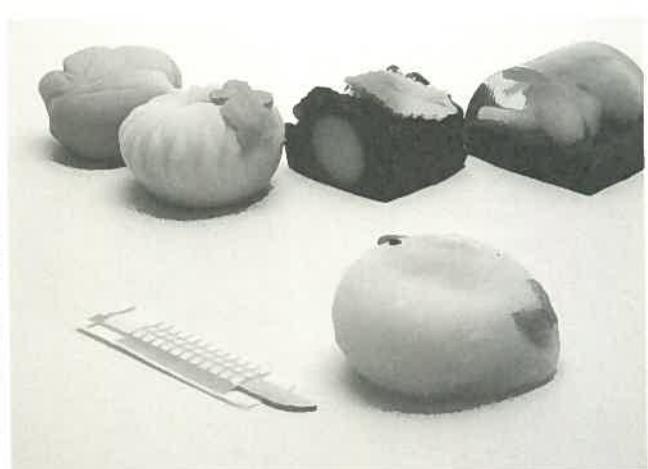
が創業した。現在は同場所で長男である經營者が中心となって、和菓子製造小売店を営んでいる。上生菓子・半生菓子・海苔巻など幅広い品揃えと、手頃な値段が人気で地元のファンも多い。「季節感」・「安全性」にこだわり、特に「季節感」を大切にした上生菓子については、お茶の先生からのご贊賞も多いという。また、「安全性」については、素材の選択から製造まで自店の手による安全な商品を提供している。最近では糖尿病患者の方でも安心して食べられる食物繊維の入った「長寿伝説」という和菓子を開発し、製造販売も行っている。この商品は糖尿病学会の医師や栄養士の方々と和菓子研究グループで創造開発したものであるが、食物繊維入り・カロリー控えめなうえ美味しいということで、ダイエットを気にする若い女性にも人気がある。

平成一二年九月、店の老朽化をきっかけに店舗を改装した。景気の悪い時期ではあったが迷いはなかつた。こんな時だからこそ同じ資金を投資するにしても、思いどおりの店ができると考えた。本造の純和風の店舗が、近代的でモダンな和菓子店になつた。まったく違う風情の店になつたが、今までのお客様にとまどいは見られないという。むしろ、柱が取り去られ間口は広くなり、落ち着いて商品が選べる空間が確保された。店舗は明るく、若いお客様が増え、進物もよくできるようになつた。改装にあたつて特にこだわりはなかつたという。あえてこだわつたことといえば、高価な建築材料を使ふなどハードな部分ではなく、清潔感を大切にする、昔からのものを大切にする、値段を変えない(安くしたものもある)といふソフトな部分だった。言い換えると経営

者は、自店の強みを的確に把握しており、今まで以上に地域の方々に「安心して入れる店・安心して購入できる商品」を提供することにこだわり、それを上手にお客様に伝えられるような店に改装したのである。そこに、改装後もかわらず地元の人々に支持されている要因があつたといえる。

会社概要	
店名	泉心庵(有限会社 泉心庵)
所在地	中原区市ノ坪六六
代表者	土井 貢一郎
業種	和菓子製造小売
電話	〇四四一七二三一四六二八
従業員	パートも含め四十五人体制
創業	昭和二九年(改装平成一二年)
資本金	三〇〇万円

店舗外観



季節感のある和菓子

店内

わざわざ足を運びたくなるそば屋

▼美好屋

外食サービスは大型チーン・ファーストフード等の進出がめざましく、どこに行つても同じ品質・価格・味という安心感とともに、熾烈な低価格競争が繰り広げられてる。ご存知の方も多いと思うが、「日本そば屋」については、「もちかえりそば」としてコンビニも隠れた競争相手であり、何の特徴もないまちのそば屋にわざわざ足を運ぶお客様は減つてきている状況である。今

回紹介する「美好屋」は立地の悪さをカバーし、足を運んでもらえる店舗に改装し、その後も経営努力を怠らず、年々売上げを伸ばしている店である。同店は昭和三四年、先代が平間銀座商店街内に開業した日本そば屋である。市内でも賑やかなことで知られる商店街にあつて、当店は南部沿線道路を隔てたはずに位置し、むしろ立地は悪い部類に入る。店舗も老朽化しており、どこにでもあるそば屋であつた。地域密着型というと聞こえは良いが、出前が七〇%を占めており、店に訪れる客も少なかつた。出前もそばづくりもご主人がこなし、一緒に働く奥様も疲れきつていた。出前にすると麺は伸びてしまい、味は損なわれてしまう。「美味しいそばを味わつてもらいたい」という思いもあって、少し楽しいという感じがしなかつたという。

平成一年三月、店舗の老朽化もあり、今まで思い続けてきた「出前をしなくとも人の呼べる店・そば本来の美味しさを味わつてもらえる店」をめざし改装した。コンセプトは和やかにゆったり過ごして

もらいたいとの思いから、「和遊笑樂」にした。「和」は和みの空間。「遊」は遊び心の演出。「笑」は笑うよろこび。「樂」は楽しむひととき。店舗の材質も和紙・竹・木を用い、以前の店の柱などを生かしたインテリアは温もりの感じられる空間を形成し、おもむきのある店となつた。店の顔ともいえるファサード部分は、足を運んでもらえるようにインバウンドを持たせ存在感を演出する必要があつた。近隣型商店街にあつてはそこだけが時間が止まつてしまつたような空間が出現した。当初は来店客も少なく本当に時間が止まつてしまつたかのような状態が続いた。味に対する期待を抱かせる店ではあつたが、今まであまりに違う店構えに、経営者自身でさえ馴染むまでに時間がかかったという。出前七〇%の店が、一切出前はしないという決意を守り通すのは相当な覚悟が必要だつたという。店舗改

装をして後悔したことしばしばあつたど

う。

一年を過ぎたころ、手間をかけ選ばれた

食器に美しく盛り付けられた「そば」や

「料理」、丁寧な接客、温もりのある空間め

あてに、徐々にではあるが訪れる人が増え

てきた。それからとていうもの「蕎麦膳」「そ

ば豆腐」「揚げそばボリボリサラダ」など当

店でしか食べることのできないそば屋なら

ではの創作メニューは期待以上で、特に宣

伝することもなく年々売上げが伸びていい

という。特に夜の売上げは、オリジナル蕎

麦焼酎・豊富な一品料理が人気で伸びてい

る。客席は二四席と広くはないが、満席になることも多い。客層は若いカップルから

ファミリー・サラリーマン・女性のグループ等と幅広く、改装前とは全く異なる客層

だという。

店舗改装をして、二年半が過ぎた。よう

やく店の姿勢がぐぐく自然にお客様に伝わり、気取らずに過ごしてもらえるような店になつたという。思いきった改装であつたが、苦しいときも当初のコンセプトを忘れず、お客様に気持ちよく過ごしてもらうことを心がけてきた結果といえる。店舗改装後もあいかわらず忙しい日々が続くが、研究熱心な御夫婦は、新しいメニューを探して食べ歩くことが趣味になつたという。

会社概要

店名 美好屋(有限会社 富升)

所在地 中原区上平間一九〇

代表者 佐藤 敏彦

業種

日本そば屋

電話 ○四四一五一一三四七七

従業員 三四四名体制

創業 昭和三四年(改装平成二年)

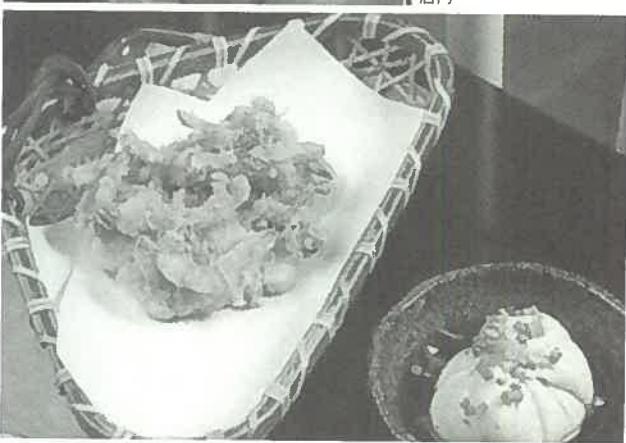
資本金 三〇〇万円



店舗の外観



店内



人気の一品料理(そば豆腐・かきあげ)

比較統計年表 から見た川崎市

統計情報課副主幹

野口 茂

はありません。この年表からはその都市の特徴を見ることができます。それでは、この年表を使って川崎市の姿を眺めてみることにしましょう。

2. 人口から見た川崎

(1) 増加する人口

平成一年一〇月一日現在の川崎市の人口は一、二四〇、一七一人で一三大都市中第九位です。平成一〇年と比べ一〇、三八三人増加しました。人口は昭和五五年以降増加が続いています。川崎市の面積は一一大都市中最も狭い（二四四・三五km²）ので、人口密度は八、五九一人と東京都区部、大

阪市について高くなっています。川崎市の人口は転入率（注1）（六九・六%）、転出率（注2）（六七・三%）が高いのが特徴です。大阪市も共に高い率を示していますが、大阪市の人口が減少しているのに比べ、川崎市は人の出入りが大きい中で人口が増加しています。平成六年、七年には首都圏の大都市は転出者が転入者を上回っていましたが、平成九年からは各都市で転入者が転出者を上回るようになりました。これは地価が安定してきたことなどの理由が原因と考えられます。（図1）

たとえば、課税家屋棟数を平成六年と一年で比較してみると、川崎市二三・三%、東京都区部一二・六%、横浜市五・一%、千葉市四・六%と増加しています。（表1）また川崎市の人口のもうひとつ特徴は自然増加数（注3）・自然増加率（注4）が高いことです。自然増加数は六、四〇四人で横

浜に次いで大都市中第二位、自然増加率は五・二%で大都市中一位です。これは一〇・七%と高い出生率（大都市中一位）と五・八%と低い死亡率（大都市中二位）によります。出生率は昭和六三年から大阪市で最も高く、子どもが生まれる若い世帯が川崎市に多いことがうかがえます。

1. はじめに

大都市比較統計年表（以下年表）は、一三大都市（政令指定都市と東京都区部）の市勢ならびに行政の基礎的な統計資料を相

互に比較することを目的に編集したもので、収録されている統計表は人口、産業、住居、衛生、民生、教育・文化など約一七〇に及びます。

昭和三〇年に六大都市（東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸）により昭和二八年版が作成されてから毎年発行されており、今回で四五回目の発行となります。川崎市は政令指定都市となつた昭和四七年（昭和四六年版）から編集に参加しています。本年七月に発行された平成一年版の年表は、平成二年度に約一年をかけて編集が行われました。収録データのほとんどは平成二年または平成二年度のものを収録しています。

年表は大都市の統計情報を掲載していますが、ただ数値の大小を比較しているので

図1 社会増減（東京都区部・千葉市・横浜市・川崎市）

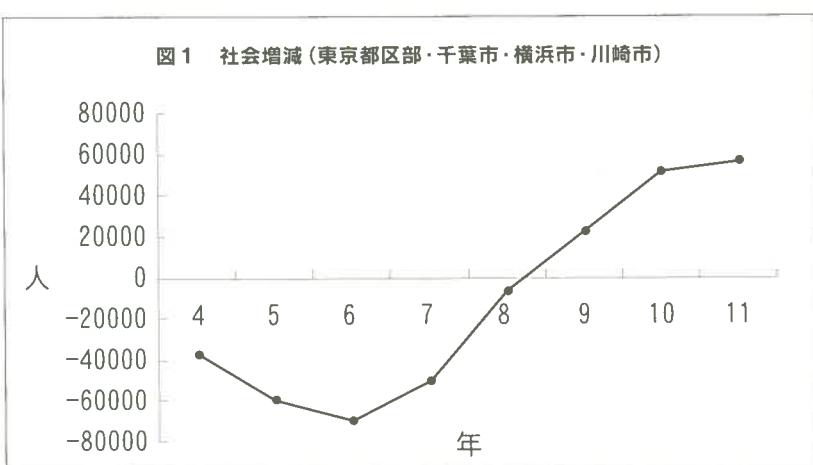


表1

課税家屋数	平成6年	平成11年	増加率
川崎	530,618	601,143	13.3
東京	2,371,535	2,670,955	12.6
大阪	1,005,656	1,067,352	6.1
札幌	419,275	443,955	5.9
京都	605,729	637,670	5.3
横浜	702,692	738,358	5.1
千葉	186,804	195,335	4.6
広島	358,967	365,672	1.9
神戸	499,935	506,904	1.4
北九州	320,568	324,584	1.3
仙台	309,342	311,446	0.7
名古屋	567,220	567,834	0.1
福岡	300,933	298,394	-0.8
大都市平均	629,175	671,508	6.7

(4) 昼間人口

川崎市は夜間人口（常住人口）に占める割合が、女性一〇〇に対し一〇八・八と大都市で最も高くなっています。京浜工業地帯の中心の労働者の町として発展した川崎市の一端がここにうかがえます。

(3) 男女比

男女別人口では、川崎市は男性の占める割合が、女性一〇〇に対して一〇八・八と大都市で最も高くなっています。京浜工業地帯の中心の労働者の町として発展した川

崎市は、東京周辺の都市は、求職者に対する求人の率（有効求人倍率）も低く、東京に労働力を提供していることがよくわかれます。

表2

(平成11年10月1日及び11年中)

区分	単位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	備考
人口	人	東京都区部 8,049,482	横浜 3,392,937	大阪 2,595,009	名古屋 2,167,327	札幌 1,812,029	神戸 1,482,327	京都 1,459,715	福岡 1,331,421	川崎 1,240,172	広島 1,127,298	北九州 1,011,762	仙台 1,002,401	千葉 879,435	
人口密度	人/Km ²	東京都区部 12,953	大阪 11,728	横浜 8,591	名古屋 7,810	福岡 6,639	千葉 3,936	神戸 3,232	京都 2,695	札幌 2,392	北九州 2,090	仙台 1,616	千葉 1,520	北九州 1,272	
人口増加数	人	東京都区部 39,795	横浜 24,979	川崎 9,625	福岡 9,128	札幌 8,900	千葉 8,528	神戸 7,751	京都 6,014	京都 5,035	北九州 3,038	仙台 573	大阪 1,511	北九州 2,332	
人口増加率	%	千葉 9.7	川崎 7.8	横浜 7.4	名古屋 6.9	福岡 5.2	神戸 5.0	京都 4.9	札幌 4.9	京都 2.8	北九州 2.7	仙台 ▲ 0.2	大阪 ▲ 1.0	北九州 ▲ 2.3	人口増加数/人口 * 1000
自然増加数	人	横浜 13,232	川崎 6,404	横浜 5,648	名古屋 4,980	福岡 4,497	神戸 4,489	仙台 4,296	札幌 3,525	京都 3,371	北九州 2,609	仙台 1,991	大阪 1,455	北九州 321	
自然増加率	%	川崎 5.2	仙台 4.5	横浜 4.0	千葉 3.9	横浜 3.8	名古屋 3.7	福岡 2.6	札幌 2.5	京都 1.3	北九州 1.0	仙台 0.4	大阪 0.3	北九州 * 1000	自然増加数/人口
出生率	%	川崎 10.7	広島 10.1	仙台 10.0	横浜 9.7	福岡 9.6	名古屋 9.5	神戸 9.3	札幌 9.0	京都 8.8	北九州 8.5	仙台 7.9	大阪 7.5	北九州 * 1000	出生数/人口
死亡率	%	大阪 8.3	京都 7.8	神戸 7.7	東京都区部 7.5	名古屋 6.4	福岡 6.0	横浜 6.0	京都 6.0	北九州 5.7	札幌 5.6	仙台 5.5	大阪 5.5	北九州 * 1000	死亡数/人口
社会増加数	人	東京都区部 36,424	横浜 11,747	神戸 5,760	千葉 5,003	札幌 4,411	福岡 4,148	川崎 3,221	仙台 538	名古屋 366	北九州 ▲ 1,258	札幌 ▲ 2,653	京都 ▲ 2,966	北九州 ▲ 3,182	社会増加数/人口
社会増加率	%	千葉 5.7	東京都区部 4.5	横浜 3.9	神戸 3.5	札幌 3.1	福岡 2.6	川崎 2.4	仙台 0.5	名古屋 0.2	北九州 ▲ 1.1	札幌 ▲ 1.2	京都 ▲ 2.0	北九州 ▲ 2.6	* 1000
転入率	%	川崎 69.6	大阪 69.5	千葉 58.2	横浜 58.0	福岡 54.0	神戸 48.6	札幌 43.6	仙台 41.8	京都 41.7	北九州 40.2	神戸 38.5	大阪 36.1	北九州 31.3	転入数/人口
転出手率	%	大阪 70.8	川崎 67.3	福岡 56.0	仙台 54.0	千葉 52.9	横浜 45.3	札幌 43.9	京都 42.4	北九州 39.4	仙台 38.7	神戸 36.4	大阪 35.6	北九州 33.9	転出手数/人口
人口指數 (大正9年=100)	人	川崎 5,797.6	千葉 2,650.6	横浜 1,766.5	神戸 1,395.9	札幌 842.5	福岡 802.2	京都 702.3	名古屋 504.0	仙台 370.4	北九州 349.5	神戸 246.9	大阪 243.5	北九州 207.1	大正9年の人口を 100とした場合
平均年齢 (平成7年国勢調査)	歳	北九州 40.6	大阪 40.2	東京都区部 40.2	千葉 39.6	横浜 39.3	京都 38.8	福岡 38.2	仙台 37.8	大阪 37.7	北九州 37.5	神戸 37.2	千葉 36.9	大阪 36.5	
性比 (女100に対する男)		川崎 108.8	横浜 102.8	神戸 102.0	名古屋 99.3	東京都区部 98.3	仙台 97.3	福岡 96.1	札幌 95.0	京都 93.7	北九州 92.8	神戸 92.7	千葉 91.3	大阪 89.8	
昼夜間人口比率	%	大阪 146.5	東京都区部 141.0	名古屋 118.6	福岡 115.5	神戸 110.1	横浜 109.3	京都 105.0	仙台 104.0	北九州 103.9	札幌 102.0	千葉 96.9	横浜 89.7	川崎 88.8	昼夜間人口 /常住人口
流入超過人口	人	東京都区部 3,256,134	大阪 1,206,717	名古屋 399,147	福岡 198,681	神戸 147,206	横浜 89,922	京都 71,134	札幌 44,551	北九州 40,030	仙台 34,740	北九州 ▲ 26,254	神戸 ▲ 26,577	北九州 ▲ 339,836	流入人口
流入人口	人	東京都区部 3,723,570	大阪 1,496,230	名古屋 760,326	横浜 467,436	神戸 390,077	福岡 289,513	京都 215,356	札幌 175,072	北九州 171,484	仙台 122,622	北九州 67,846	神戸 60,424	北九州 54,318	北九州 46,746
流出人口	人	名古屋 0.68	東京都区部 0.58	大阪 0.58	横浜 0.55	神戸 0.50	京都 0.42	福岡 0.42	札幌 0.42	北九州 0.41	仙台 0.40	北九州 0.36	神戸 0.36	北九州 0.32	有効求人/有効求職

区分	単位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	備考
平成11年事業所企業統計調査															
事業所	(民営)	東京都区部 580,531	大阪 239,148	名古屋 145,356	横浜 115,100	京都 90,701	札幌 75,913	福岡 73,351	神戸 73,748	広島 55,485	北九州 52,332	仙台 46,490	川崎 43,255	千葉 29,157	
従業者数	(民営)	東京都区部 6,319,406	大阪 2,276,647	名古屋 1,397,502	横浜 1,215,524	京都 771,414	福岡 765,258	札幌 707,468	神戸 669,590	仙台 539,412	北九州 480,753	北九州 468,140	神戸 444,814	千葉 332,173	
産業別従業者構成比															
第2次産業	%	川崎 32.69	北九州 26.68	横浜 23.93	京都 23.82	大阪 23.68	名古屋 23.40	福岡 23.39	神戸 23.20	仙台 19.82	北九州 19.76	札幌 18.17	神戸 17.50	千葉 15.17	第2次産業人口 /従業者数* 100
教育・学術研究機関従業員の 全従業員に占める割合	%	川崎 13.55	横浜 9.87	千葉 4.94	京都 4.17	大阪 3.41	名古屋 2.72	福岡 1.53	神戸 0.93	仙台 0.81	北九州 0.75	札幌 0.62	神戸 0.50		
平成11年工業統計調査															
工業従業者	人	東京都区部 397,660	大阪 212,357	名古屋 151,931	横浜 139,935	京都 90,463	福岡 87,021	札幌 76,541	神戸 63,947	仙台 56,322	北九州 38,958	北九州 33,520	神戸 25,694	千葉 22,898	
事業所数	社	東京都区部 25,665	大阪 12,137	名古屋 7,905	横浜 4,594	京都 4,318	福岡 2,886	札幌 2,298	神戸 1,747	仙台 1,709	北九州 1,563	北九州 1,469	神戸 940	千葉 683	
製造品	百万円	東京都区部 10,303,324	大阪 5,482,347	名古屋 4,961,579	横浜 4,522,014	京都 4,346,334	福岡 2,658,414	札幌 2,538,482	神戸 1,941,564	仙台 1,869,170	北九州 898,339	北九州 888,548	神戸 783,901	千葉 722,388	
従業者1人当たり	万円	川崎 4,805	千葉 3,923	横浜 3,546	神戸 3,473	京都 3,458	福岡 3,319	札幌 3,036	神戸 2,976	仙台 2,917	北九州 2,591	北九州 2,582	神戸 2,339	千葉 1,854	
平成8年商業統計調査															
商業従業者	人	東京都区部 1,292,089	大阪 601,365	名古屋 373,579	横浜 238,774	京都 220,282	福岡 190,921	札幌 186,499	神戸 144,755	仙台 133,835	北九州 126,784	神戸 106,955	仙台 78,800	千葉 73,630	
商店数	店	東京都区部 147,179	大阪 72,719	名古屋 44,406	横浜 31,167	京都 27,531	福岡 24,129	札幌 20,808	神戸 19,032	仙台 17,570	北九州 16,215	神戸 14,058	仙台 10,929	千葉 8,863	
卸売業販売額	十億円	東京都区部 144,431	大阪 60,918	名古屋 41,774	横浜 16,829	京都 9,389	福岡 9,166	札幌 8,397	神戸 7,707	仙台 5,263	北九州 4,896	神戸 3,458	仙台 2,657	北九州 1,385	
小売業販売額	十億円	東京都区部 1,377	大阪 509	名古屋 375	横浜 345	京都 249	福岡 231	札幌 205	仙台 157	北九州 136	神戸 112	仙台 110	北九州 112	神戸 90.5	小売業販売額 /人口
市民1人当たり 市内小売消費額	万円	大阪 196.3	東京都区部 172.5	名古屋 160.1	横浜 157.8	京都 154.5	福岡 143.9	札幌 140.2	神戸 138.9	仙台 137.5	北九州 129.5	神戸 128.1	仙台 112.2	北九州 90.5	
銀行協会調べ 市内銀行の主要勘定残高															
預貸比率	%	東京都区部 153.74	大阪 149.04	名古屋 129.91	横浜 118.20	京都 97.92	福岡 91.28	札幌 89.58	神戸 88.66	仙台 83.92	北九州 83.76	神戸 82.75	仙台 79.38	千葉 70.38	貸出金総額 /預金総額
市内総生産		東京都区部 84,681	大阪 21,788	名古屋 12,967	横浜 12,369	京都 6,823	福岡 6,026	札幌 5,780	神戸 4,880	仙台 4,795	北九州 4,475	神戸 3,694	仙台 3,067	千葉 2,904	
市民所得	十億円	東京都 50,041	大阪 11,254	名古屋 8,906	横浜 7,367	京都 5,375	福岡 4,334	札幌 4,310	神戸 4,076	仙台 3,989	北九州 3,675	神戸 3,250	仙台 2,929	千葉 2,719	
1人当たり市民所得	千円	東京都 4,212	大阪 3,431	名古屋 3,408	横浜 3,341	京都 3,314	福岡 3,270	札幌 3,260	神戸 3,119	仙台 3,018	北九州 2,980	神戸 2,950	仙台 2,887	千葉 2,938	1人当たりの国民所得 2,999
市民所得に雇用者所得が 占める割合	%	北九州 86.2	横浜 83.8	川崎 81.7	大阪 79.1	名古屋 79.0	福岡 78.4	札幌 77.0	神戸 76.5	仙台 75.2	北九州 74.2	神戸 73.9	千葉 73.9	北九州 78.87%	13大都市平均

3. 川崎市の産業

(1) 事業所数・従業者数の動向

平成二一年事業所企業統計調査で川崎市の民営事業所数は四三、一五五所で第二位でした。事業所数は大都市全体で減少傾向にあり、平成八年と平成二一年の結果を比較すると、最も減少した大阪市で八・四%、東京都区部でも六・五%，川崎市は五・九%のマイナスでした。

川崎市の従業者数は四六八、一四〇人で第一位でした。従業員数もすべての大都市で減少しており、最も減少した大阪市で一二・九%，東京都区部で一〇・二%，川崎市は七・一%のマイナスでした。

(2) 産業の特徴

従業者数を産業別でみると、川崎市は第二次産業に従事する人の割合が三二・七%と最も高くなっています。平成二一年工業統計調査の結果では製造業の従業者一人あたりの製品出荷額が四、八〇五万円と最も高く、製造業が川崎市の基幹産業であることを示しています。

川崎市の製造業は日本の近代化・工業化とともに、鉄鋼・機械など重厚長大産業を中心発展してきました。しかし現在では学術研究機関に従事する人の割合が一三・六%と大都市で最も高く、重厚長大産業だけでなく知識集約型産業も伸展し、川崎市は新しい産業都市に姿を変えつつあることがわかります。

また、サービス業に占める情報サービス業収入金額の割合が三・八%と大都市で最も高く、情報化社会を動かすソフト産業も川崎市に集約していることがわかります。

商業の面では川崎市は東京の影響を強く受けています。年間販売額は卸売業、小売業ともに大都市中一三位で商店数では二位です。市民一人あたり市内小売消費額は下位から川崎市、横浜市、北九州市、千葉市と続き、これらの都市では購買力の周辺への流出がみてとれます。

金融面でも預金総額は市民一人あたりの金額が最も少なく、預金に比べ貸出金の割合も低いので、資金が市外に流出していることがわかります。前述の昼夜間人口の数値や、商業の統計データと併せて、川崎は東京にヒト・モノ・カネを供給する役割を果たしているといえます。

4. 川崎市の特色

川崎市の市民所得（注5）の内訳を見ると、財産所得や企業所得に比べ雇用者所得の内訳が高くなっています。これは川崎が製造業を中心とした産業都市であるとともに、サラリーマン層の多い住宅都市の性格も強く有していることをあらわしています。川崎といえば公害の街というイメージを強く持たれていますが、中北部地区の地下煤塵量は他都市と比較しても決して高くありません。犯罪の認知件数も大都市中最低です。川崎は安全で住みやすい都市といえるのかかもしれません。

5. おわりに

川崎市は京浜工業地帯の一翼として、日本の近代化工業化を押し進める中心の役割を担ってきました。しかし、日本の産業構造の変化とともにその役割も変わってきています。臨海部の工場は郊外に移転し、南武線の駅ごとにあつた工場の跡地には大規

模な住宅が建ち始めています。また、北部の丘陵地帯は住宅開発が進み人口が増え、高津区以北の人口は全市の五八%です。昭和二十五年に幸区の北加瀬にあつた川崎市の人口重心は、平成七年には宮前区野川へと北へ移動しています。

これらの変化は、東京に隣接しているという立地、俗に「ウナギの寝床」と呼ばれる細長い地理的条件と併せ、政策課題を多種多様な複雑なものにしています。各種統計情報を他都市との比較（横の比

較）や、時系列による変化（縦の比較）などで捉えることによって、今後の行政施策の目標や評価に活用していただければ幸いです。

注1 転入率…転入者数÷人口×1000

注2 転出率…転出者数÷人口×1000

注3 自然増加数…出生数-死亡数

注4 自然増加率…自然増加数÷人口×1000

注5 転入率…転入者数÷人口×1000

注6 うな形で分配されたかをあらわしたもの。サラリーマン等の市民雇用者が受け取った利子・配当や賃料などの財産所得、法人・個人を問わず市内の企業に分配された企業所得に分かれます。

地域発・まちの姿・国のかたち

地方分権改革が進展し、地域間競争が激しくなつきましたが、今、自治体に求められているものは、地域主権の確立と地域相互の共生のシナリオを描いていくことがあります。從来の考え方を転換し、二世紀・分権型社会の日本（のグランドデザイン）を、地域から発信していく壮大な試みに向け、どのようなスピリットをもち、何にチャレンジすべきかを参加者の皆さんと論じてていきます。

●日時 2002年2月6日(水・2月7日(木)
●会場 川崎市中原市民館（川崎市中原区武藏小杉駅）他

第一回「地方新時代」市町村シンポジウム
／PART4 二世紀の自治・分権・ガバメントからガバナンスへ

■2月7日午後
○聞き手 吉田慎一（朝日新聞企画報道室長）
【第1分科会 住民自治を拡げる制度・手法／自治基本条例を中心として】

■2月7日午後
○コーディネーター 辻山幸宣（中央大学法学部教授）、土山希美枝（龍谷大学法学院助教授）
○パネラー 逢坂誠一（三七〇町長）、人見剛（東京都立大学法学院教授）、牧野洋子（三鷹市住民協議会）ほか

【第2分科会 NPO もうひとつの中堅組織】
○市民が市民を支える仕組みづくり
○公共サービスに対するニーズの多様化や市民の社会参加の高まり、NPOなどの新たな公共サービスの担い手に対する期待と、政策形成過程への市民参加の必要性が高まっています。内外の先進事例の報告を踏まえ、市民が自ら地域を経営する仕組みづくりについて議論します。

○コーディネーター 林奈義（計画技術研究所所長・代表取締役）、岸本幸子（ハブリッククリソスセンター事務局長）
○パネラー 大滝聰（都岐沙羅パートナーズセンター事務局長）、鈴木亨（北海道グリーンファンド事務局長）、締引幸代（特定非営利活動法人まちづくり情報センター）ほか

他都市の先駆的政策展開

分権時代の都市間連携 ～相模原市と町田市の取り組み～



会談に先立って、町田市長から相模原市長へのプレゼント
(左: 相模原市長 右: 町田市長)

自治体の広域連携として複数の市町村が共同で事業に取り組むことは、一部事務組合を始めとして、広域連合などで広く実施されています。また、最近は市町村合併が国の様々な施策を通じて後押しされています。広く議論を呼び起こしています。

現在では交通機関の発達による市民の生活圏の拡大や、自治体の財政の逼迫、行政により高度な専門性が求められる社

会状況の変化など、様々な要因が複雑に絡まり合い、広域連携へのニーズは一層高まっているといえるでしょう。

広域的な連携の取り組みは、先に述べたような法的な制度として用意されているため、広く議論を呼び起こしています。

現では交通機関の発達による市民の生活圏の拡大や、自治体の財政の逼迫、行政により高度な専門性が求められる社

会状況の変化など、様々な要因が複雑に絡まり合い、広域連携へのニーズは一層高まっているといえるでしょう。

広域的な連携の取り組みは、先に述べたような法的な制度として用意されているもののほかに、自治体同士が独自に取り組みを進めているものもあります。このようないくつかの取り組みは、比較的実現が容易で、コストや時間などの点から、大いに検討するべきものと思います。

また、合併等は一度でないと、元に戻ることはほぼ不可能だと思いますが、個別の連携施策では、試行錯誤を行うことが可能であり、その意味で柔軟性も備えた方法です。

相模原市と町田市は、初めて都県を越えた業務核都市としての位置づけを得たことなどで、連携の取り組みが注目されています。ところが、その他にもこうした取り組みを積極的に実施し、それぞれの行政サービスの向上に努めています。

本稿では、両市の連携の取り組みの紹介とともに、その成功要因について考察し

相模原市企画部企画政策課

榎本好二

①施設の相互利用

両市では、それぞれが自分の市民の利用のために設置した施設があります。これらの相互利用により、市民の利便性の向上、行政サービスの向上を図ろうとするものです。具体的には、平成一〇年の

図書館を皮切りに、市内、市外の宿泊施設、男女共同参画推進施設などの相互利用を実施中です。

②ソフトの交流

施設の相互利用だけでは、市民の幅広いニーズの一部しかカバーできません。そこで両市は、ソフト面での取り組みも進めています。これについては、広報紙の相互掲載、女性相談、消費生活相談の相互乗り入れなどを実施しています。また、両市境を流れる境川について民俗学的な視点からの共同研究なども行っています。

③人的交流

平成五年から実施している首長懇談会は、まさにトップの人的交流です。そのほかに、平成一〇年度からは、二年度単位で職員の相互派遣を行い、二期目の現地研修を行っています。また、職員の合

てみたいと思います。

1. 実際の連携事例

両市では、施設の相互利用、ソフト事務の相互乗り入れ、人的交流の三点を中心とし、行政サービスの向上を図ろうとす

べく多くの職員が相互理解を深められます。さらに、保健福祉部門同士、都市計画部門同士などで、定期的な連絡会議を開催し、意見交換や共通課題について相互認識を深める取り組みを実施しています。

2. 連携成功の要因

こうした数々の連携は、すぐにできたわけではありません。そこで、両市の様々な連携施策の成功要因を考えてみた

①発想段階

様々な連携施策は、まずアイデアが必要です。両市の場合は、その発想が生まれるための土壌がかなり整っています。たとえば、地理的条件があります。両市の場合は市境を接する長さが、それぞれの隣接自治体の中では一番長くなっています。当然に各種の人的交流が自然に発生し、市民同士の情報交換が行われるようになります。市民にはお互いの自治体の施策内容が分かってきますし、その比較も行われます。また、両市の地形的特徴から、自分の市の施設よりも相手の市の施設を利用した方が距離的、時間的に近い例もあります。これらは、行政に対する要望事項となつて、いろいろな形で市に伝わり、職員の心に残つて連携施策の発想の源となります。

そのほかに、両市のおかれている環境が似ていることも、発想に貢献していません。両市は、ともに東京のベッドタウンとして人口が急増したまちです。したがって、学校や保育園などの整備、住宅の



供給など共通の課題を数多く抱えていました。こうした行政上の接点が多いことも、共通の基盤に立った発想につながっています。

②具体策検討段階

発想レベルの施策は、まだ熟度が低く、

そのままで実施につなげることはできませんでした。それに磨きをかけ、制度として実施可能なものに仕上げなければなりません。

ここでも、両市には有利な条件があります。それは、人的な交流の豊富さです。

まず、市長、助役などトップレベルで先に紹介した首長懇談会などのほかにも、

随時の会談やイベントへの招待など様々な機会を捉えて意見交換しています。

市として連携施策を打ち出すためには、トップレベルの意思決定が必要であり、

その理解があることは、非常に有効な条件です。

また、普段からの職員同士の交流も大切です。

トップのバックアップに加えて、職員の情報交換がなければ、具体的な連携施策を考え出すことも難しいし、きっかけレベルのアイデアを協議をする前に、相手自治体に遠慮して、最初からあきらめてしまうといったことにもなりかねません。

両市には、先に紹介したように公的に多角的な交流を図っているほか、プライベートでも職員同士の交流がかなりあります。他人行儀でない付き合いができるつてあると思います。こうした職員交流も、発想を実施につなげる要因として重要です。

③市民の理解

連携施策を打ち出すということは、一面では市の税金を相手市民のために使うということになります。そのため、実際の利用者であり、負担者でもある市民の理解は不可欠です。

この点についても、両市は歴史的な交流があること、市民相互の姻縁関係や日常の買い物などの生活圏も一体化しているなどの特徴があります。また、両市の市民団体には、両市民が構成員となつてゐる団体も数多くあります。さらに最近では、両市民が自主的に集まって境川のクリーンアップを共同実施する計画が出てくるなど、連携施策に対する理解も

得られやすいという土壌があります。

④実施段階

これまで述べたような条件をクリアしても、実施にあたっては、例えば、対象人数が増えるために業務量が増えるのではないかといった不安、また、連携施策の実現あたっての府内調整なども発生します。こうした課題をクリアできるかどうかは、担当部門の職員のやる気と熱意にかかっています。

幸い、両市の職員は、先に述べた取り組みの成果もあり、そのハードルが低いこともあります。やはり、両市の担当部門に熱心に取り組んでくれる職員の存在があり、それが実施につながっています。

こうした条件を考えると、連携の実施は一朝一夕ではできないものと実感します。

このような取り組みは、ゆっくりと組織内に浸透し、それが施策として花開くものだと思います。そのためには、小さな取り組みでも継続して続けること、そのような取り組みを単発で終わらせず、複数の部門で実施していくことが大切です。平成一二年度からは、川崎市からの呼びかけて、町田市、相模原市、川崎市の職員、市民が集まって合同研修をするという、新たな取り組みが始まっています。こうしたつながりの中から新たな自治体連携への取り組みの発想が生まれてくるかも知れません。

今後は、こうした取り組みが一層広がり、より広域的な取り組みが推進されることを願っています。

川崎市政日誌

(一九〇〇年一月～六月)

(川崎地方自治研究センター編)

新交通システムの試案を公開。

一九〇〇年度当初予算案を発表。一般会計は五、三八一億円で、市債と基金を活用し、土地対策へ本腰を入れる課題解決型予算へ。

中国・瀋陽市の市長ら一行が市長を表敬訪問。

一月三一日
市内の包括外部監査の結果の市長への報告、下水道の未払い使用料の処理方法などコスト削減を指摘。

一月七日
「かわさきデザインフェア」がかながわサイエンスパークで開幕、創造的な工業製品の啓発を目指す。

一月八日
成人の日を祝うつどいがとどろきアリナで開催。一四、八一六人が成人を迎える。

一月十五日
ディーゼル車の排ガスによる大気汚染の緊急対策として、軽質軽油化をめざし、実証導入を開始。

一月二六日
市が「人権施策推進指針」を策定し、公表。人権先進都市・川崎へ向けて、市民参加による推進体制の整備などを具体的に掲げている。

一月二六日
市が図書館や消防署、駐輪場など市民生活に身近な施設にも、建設・運営に民間企業を参加させるPFIの導入を検討することを決定。

二月六日
市が図書館や消防署、駐輪場など市民生活に身近な施設にも、建設・運営に民間企業を参加させるPFIの導入を検討することを決定。

二月六日
「川崎の将来像」について、意見を求めていた「二一世紀の川崎の都市像」提言論文・市民提案の入賞作品を発表。「二一世紀のコミュニティ論」など四部門で三〇編が入賞。

二月二八日
川崎市総貫道計画一期工事、完成は四年遅れに。

二月二六日
人材育成について考えてみようと、「川崎市のづくりフオーラム21」を開催、ものづくり現場を重視した技術・技能継承の大切さを指摘。

二月二八日
多摩区の日本民家園内の「旧原家住宅」を市文化財保護条例に基づいて重要歴史記念物に指定。

二月三〇日
川崎商工会議所の若手職員のグループが作成した環境負荷の軽減を視野に入れた

◆臨海部の空洞化が叫ばれて久しいが、依然として明るい見通しが立っていない。これは、地域の経済というよりも、国を越えた世界経済の枠組みが変わってきてることによるものと思われる。

こうした状況を打開していくためには、今回の特集でも取り上げられているように、マクロ経済の潮流を的確につかみながら、産官学、地域を挙げた取り組みが肝要である。中でも重要なのは地域間の連携である。都市間競争も大事だが、問題の性質上、経済活動を中心としたアリア設定を行い、自治体同士が相互に協力しあうことが、これまで以上に強く求められていると思えてならないのだが

(総合企画局都市政策部長 河原茂)

ますます重要な事態となっています。川崎らしい経済活動の創出に寄与できるよう一職員として心がけていきたいと思います。

(総合企画局企画部企画調整課主任 松元信一)

◆小学校の社会科で京浜工業地帯の中核をなす工

都川崎と習い、夜の空を仰げば、工場の煙突から燃えている炎で真っ赤に染まっていた。それは重化学工業中心の川崎の象徴だった。そして工場従事者が転入し、住民ニーズにより市営住宅、保育園、青少年会館(こども文化センターの前身)が建設された。その後川崎は、東京湾沿いの重化学工業から南武線沿いの情報産業、さらに研究開発都市に変貌しようとしている。本号のバルディスカッシュションは、産業都市川崎の未来像が語られていて面白い。必読です。

(財)川崎ボランティアセンター主査 村石 彰)

【事務局あとがき】

◆最近、分権型社会のイメージを語る際、よく「ガバナンス」という言葉が使われるのを目にする。公共課題を政府と市民の協働でになうことを中心としたものだが、日本語として熟してはいないが「協治」という訛語があてられたりする。今回特集企画は二世紀の知識経済時代の産業政策と本市の人権施策の紹介だが、そこでのキーワードとなる「産学公連携」や「共生」は、いずれもこのガバナンスという言葉と深く関わっていると思う。

(総合企画局都市政策部参事 大矢野修)

(総合企画局都市政策部主査 土方慎也)

◆身長一・三倍、体重三倍に。一年の月日は新生児をかのように育てます。めりめり音をたてて育つことを手助けしていたら、職場復帰の時が来て二四時間生き物三昧暮らしはタイムアウト。三日間くらいは浦島太郎状態を理由にできてしまふが、これからは分権型自治体づくりのごくごく端役でもなにがしかの任を果たしたいと思います。

新たな時代、望ましい玉手箱を選び、手に入れ、市民と共にじき開けて宝物を享受していかればと思います。

(総務局職員研修所主査 高橋慶子)

◆先日、ディズニーシーに行つきました。アトラクションに入るのに最低でも一時間待ちという状況で、その人気の高さに改めて驚かされました。今回の特集のサイエンスティック戦略会議にも

共通していることだと思いますが、地域のボテンシャルを高めるためには、その核となる施設の経営戦略とあわせて、地域の特性を踏まえ融合するようになります。まちづくりを進めていくことが大切なことがあります。こうした中で、自治体の担う役割が

(経済局産業政策部企画課 浅川紀子)

◆「川崎元気企業」(日本評論社)でも紹介させていただいた、ミクロメデイカル㈱がNEDOの補助金や関連企業の協力を得て、新しい福祉用具の開発に取り組んでいます。対象は「糞尿の吸引器具」痴呆性の父親の尻を毎日洗つてきた夫婦、介護にあたりゴルフボール大の糞を指で搔きたずねる子のいすれでも構いません)。

応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にまとめて同部政策課題調査相当までお送りください。

【投稿をお待ちしています】

本誌は職員皆さんが自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)。

(総合企画局都市政策部 鈴木洋昌)

ています。論文にはそれを裏付ける多くの詳しいデータが必要ですが、そのデータをいかに集めてくるかということが、今最も頭を痛めていることがあります。関係各位におかれましてはご迷惑をお掛けしますが、ぜひともお力添えを賜りますようよろしくお願い致します。

(幸区役所保険年金課 浅水和宏)

(総合企画局都市政策部副主幹 伊藤和良)

にとつて必要であり本人の自立を助けるものを求める。ここには中小企業の熱い心意気と統計調査に基づいた冷徹な研究がある。今回の特集テーマは「産学官連携による地域産業の振興」、地域で強張る。たくさんの熱い思いにきちんと応えよう。

◆今年四月に施行された「川崎市子どもの権利条例」に基づく「子どもの権利委員会」が今秋発足した。同委員会は、川崎市の子どもに関する施策を子どもの権利の観点から検討する第三者的機関であり、条例案づくりに深く関わって来られた荒牧委員長をはじめ各分野の専門家や公募市民など一名の委員から構成されている。子どもたちを取り巻く厳しい現実を確実に好転させるために各委員の活発な議論に期待したい。併せて、子どもとの権利救済を図る人権オングループバーソンについて、既に別条例が成立しており、その発足を怠がなければならぬ。

◆今年四月に施行された「川崎市子ども権利条例」に基づく「子どもの権利委員会」が今秋発足した。同委員会は、川崎市の子どもに関する施策を子どもの権利の観点から検討する第三者的機関であり、条例案づくりに深く関わって来られた荒牧委員長をはじめ各分野の専門家や公募市民など一名の委員から構成されている。子どもたちを取り巻く厳しい現実を確実に好転させるために各委員の活発な議論に期待したい。併せて、子どもとの権利救済を図る人権オングループバーソンについて、既に別条例が成立しており、その発足を怠がなければならぬ。



9784905913818

ISBN4-905913-81-0

C3020 ¥600E



1923020006007

言叢社

定価——(本体 600円+税)

第 11 号
2001 December no.11

政策情報 かわさき

Review of public policy, KAWASAKI CITY

川崎市総合企画局都市政策部

政策情報かわさき 第11号

2001年 12月1日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局都市政策部
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-211-8354

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640